



愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年4月1日水曜日 第2659号外2

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則..... (人事課) 2
 愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則..... (")15
 組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則..... (")16
 愛媛県会計規則の一部を改正する規則..... (会計課)23
 地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則及び地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則..... (公営企業管理局総務課)28

告 示

愛媛県知事の資産等報告書等の閲覧に関する要綱の一部改正..... (広報広聴課)28
 愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報の一部改正..... (")29
 愛媛県消費生活審議会規程の一部改正..... (県民生活課)30
 愛媛県消費者苦情処理審査会規程の一部改正..... (")30
 愛媛県青少年保護審議会規程の一部改正..... (男女参画・県民協働課)30
 愛媛県人権施策推進協議会規程の一部改正..... (人権対策課)30
 愛媛県いじめ問題再調査委員会規程の一部改正..... (")30
 愛媛県環境影響評価技術指針の一部改正..... (環境政策課)31
 愛媛県身体障害者更生相談所運営規程の廃止..... (障害福祉課)32
 愛媛県がん対策推進委員会規程の一部改正..... (医療対策課)32
 基準点測量成果の写の保管閲覧等に関する規程..... (農政課)32
 測量業者登録簿閲覧所の名称及び場所の一部改正..... (土木管理課)33
 県営住宅の家賃の収納事務の委託..... (建築住宅課)33

訓 令

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令..... (人事課)33
 愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令..... (")35
 愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令..... (")81
 愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令..... (")91
 組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令..... (") 106
 愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令..... (人事課職員厚生室) ... 123
 官報報告規程の一部を改正する訓令..... (私学文書課) ... 124
 愛媛県福祉総合支援センター処務規程..... (子育て支援課) ... 127
 愛媛県子ども・女性支援センター処務規程..... (") ... 130
 愛媛県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令..... (労働委員会事務局) ... 131

教育委員会規則

愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則(2件)..... (教育総務課) ... 131
 愛媛県県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則..... (高校教育課) ... 134

教育委員会告示

教育事務所の名称、位置及び所管区域の一部改正..... (教育総務課) ... 134
 愛媛県情報公開条例第35条第1項の規定による教育委員会が定める法人の指定の一部改正..... (") ... 135
 愛媛県個人情報保護条例第5条の規定による教育委員会が定める法人の指定の一部改正..... (") ... 135
 愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報の一部改正..... (") ... 135

教育委員会訓令

愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程等の一部を改正する訓令..... (教育総務課) ... 136

人事委員会規則

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則..... (人事委員会事務局) ... 138
 職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則等の一部を改正する規則..... (") ... 140

人事委員会告示

労働基準法別表第1による愛媛県の事業又は事務所の号別区分等の一部改正..... (人事委員会事務局) ... 144
 へき地等学校の指定の一部改正..... (") ... 145

公安委員会規則

愛媛県公安委員会公印規程の一部を改正する規則.....（警察本部総務課）... 146

選挙管理委員会告示

選挙運動に関する収支報告書の閲覧に関する規程の一部を改正する規程.....（選挙管理委員会）... 147

公営企業管理規程

愛媛県公営企業組織規程等の一部を改正する管理規程.....（公営企業管理局総務課）... 148

公営企業訓令

愛媛県公営企業公印規則等の一部を改正する訓令.....（公営企業管理局総務課）... 150

規 則

○**愛媛県規則第25号**

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年 4月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則

愛媛県行政組織規則（昭和55年愛媛県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																										
目次 第 1 章・第 2 章 省略 第 3 章 地方機関 第 1 節・第 2 節 省略 第 3 節 公の施設（第 33条 第73条） 第 3 節の 2 <u>愛媛県福祉総合支援センター（第74条）</u> 第 4 節 省略 附則 （局及び課） 第 4 条 次の表の左欄に掲げる部に、それぞれ当該中欄に掲げる局及び当該右欄に掲げる課を置く。	目次 第 1 章・第 2 章 省略 第 3 章 地方機関 第 1 節・第 2 節 省略 第 3 節 公の施設（第 33条 <u>第74条</u> ） 第 4 節 省略 附則 （局及び課） 第 4 条 次の表の左欄に掲げる部に、それぞれ当該中欄に掲げる局及び当該右欄に掲げる課を置く。																																																																										
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="2">総務部</td> <td>総務管理<u>局</u></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">企画振興部</td> <td>政策企画<u>局</u></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">県民環境部</td> <td>県民生活<u>局</u></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>防災局</td> <td>消防防災安全課、<u>防災危機管理課</u>、原子力安全対策課</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保健福祉部</td> <td>社会福祉医療<u>局</u></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">経済労働部</td> <td>産業雇用<u>局</u></td> <td>産業政策課、企業立地課_____、<u>労政雇用課</u></td> </tr> <tr> <td>産業支援<u>局</u></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>観光交流<u>局</u></td> <td>観光物産課、国際交流課</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農林水産部</td> <td>農政企画<u>局</u></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土木部</td> <td>土木管理<u>局</u></td> <td>省略</td> </tr> </table>	総務部	総務管理 <u>局</u>	省略	省略		企画振興部	政策企画 <u>局</u>	省略	省略		県民環境部	県民生活 <u>局</u>	省略	防災局	消防防災安全課、 <u>防災危機管理課</u> 、原子力安全対策課	省略		保健福祉部	社会福祉医療 <u>局</u>	省略	省略		経済労働部	産業雇用 <u>局</u>	産業政策課、企業立地課_____、 <u>労政雇用課</u>	産業支援 <u>局</u>	省略	観光交流 <u>局</u>	観光物産課、国際交流課	農林水産部	農政企画 <u>局</u>	省略	省略		土木部	土木管理 <u>局</u>	省略	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="2">総務部</td> <td>管理<u>局</u></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">企画振興部</td> <td>管理<u>局</u></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">県民環境部</td> <td>管理<u>局</u></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>防災局</td> <td>消防防災安全課、<u>危機管理課</u>____、原子力安全対策課</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保健福祉部</td> <td>管理<u>局</u></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">経済労働部</td> <td>管理<u>局</u></td> <td>産業政策課、企業立地課、<u>観光物産課</u>、国際交流課、<u>労政雇用課</u></td> </tr> <tr> <td>産業支援<u>局</u></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農林水産部</td> <td>管理<u>局</u></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土木部</td> <td>管理<u>局</u></td> <td>省略</td> </tr> </table>	総務部	管理 <u>局</u>	省略	省略		企画振興部	管理 <u>局</u>	省略	省略		県民環境部	管理 <u>局</u>	省略	防災局	消防防災安全課、 <u>危機管理課</u> ____、原子力安全対策課	省略		保健福祉部	管理 <u>局</u>	省略	省略		経済労働部	管理 <u>局</u>	産業政策課、企業立地課、 <u>観光物産課</u> 、国際交流課、 <u>労政雇用課</u>	産業支援 <u>局</u>	省略			農林水産部	管理 <u>局</u>	省略	省略		土木部	管理 <u>局</u>	省略
総務部		総務管理 <u>局</u>	省略																																																																								
	省略																																																																										
企画振興部	政策企画 <u>局</u>	省略																																																																									
	省略																																																																										
県民環境部	県民生活 <u>局</u>	省略																																																																									
	防災局	消防防災安全課、 <u>防災危機管理課</u> 、原子力安全対策課																																																																									
	省略																																																																										
保健福祉部	社会福祉医療 <u>局</u>	省略																																																																									
	省略																																																																										
経済労働部	産業雇用 <u>局</u>	産業政策課、企業立地課_____、 <u>労政雇用課</u>																																																																									
	産業支援 <u>局</u>	省略																																																																									
	観光交流 <u>局</u>	観光物産課、国際交流課																																																																									
農林水産部	農政企画 <u>局</u>	省略																																																																									
	省略																																																																										
土木部	土木管理 <u>局</u>	省略																																																																									
総務部	管理 <u>局</u>	省略																																																																									
	省略																																																																										
企画振興部	管理 <u>局</u>	省略																																																																									
	省略																																																																										
県民環境部	管理 <u>局</u>	省略																																																																									
	防災局	消防防災安全課、 <u>危機管理課</u> ____、原子力安全対策課																																																																									
	省略																																																																										
保健福祉部	管理 <u>局</u>	省略																																																																									
	省略																																																																										
経済労働部	管理 <u>局</u>	産業政策課、企業立地課、 <u>観光物産課</u> 、国際交流課、 <u>労政雇用課</u>																																																																									
	産業支援 <u>局</u>	省略																																																																									
農林水産部	管理 <u>局</u>	省略																																																																									
	省略																																																																										
土木部	管理 <u>局</u>	省略																																																																									

省略	
----	--

2 えひめ国体推進局に国体総務企画課、国体運営・施設課、国体競技式典課、障害者スポーツ大会課及び国体競技力向上対策課を置く。

(室)

第4条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ当該右欄に掲げる室を置く。

人事課	省略
総合政策課	自転車新文化推進室
省略	

(総務部各課の所掌事務)

第7条 省略

2 省略

3 市町振興課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) 省略

(3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号等に関すること(他の主管に属するものを除く。)。

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

4 私学文書課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 私立学校に関すること(他の主管に属するものを除く。)

(2)~(5) 省略

(6) 公益法人_____及び移行法人並びに公益信託に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(7)~(10) 省略

5 財政課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(4) 省略

(5) 当せん金付証券の発売に関する事。

(6) 省略

6 省略

7 税務課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(6) 省略

(7) 県税オンラインシステムの管理に関すること(他の主管に属するものを除く。)。

(企画振興部各課の所掌事務)

第8条 総合政策課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。この場合において、第8号及び第9号の事務は、自転車新文化推進室が所掌する。

(1)~(7) 省略

(8) 自転車施策の総合企画、総合調整及び推進に関する事。

(9) 自転車新文化の普及及び拡大に関する事。

2~8 省略

(県民環境部各課の所掌事務)

第9条 省略

2~4 省略

5 防災危機管理課の所掌事務は、次のとおりとする。

省略	
----	--

2 えひめ国体推進局に国体総務企画課、国体運営調整課、国体競技式典課及び障害者スポーツ大会課_____を置く。

(室)

第4条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ当該右欄に掲げる室を置く。

人事課	省略
省略	

(総務部各課の所掌事務)

第7条 省略

2 省略

3 市町振興課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

4 私学文書課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 私立学校に関する事_____。

(2)~(5) 省略

(6) 公益法人、特例民法法人及び移行法人並びに公益信託に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(7)~(10) 省略

5 財政課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(4) 省略

(5) 当せん金附証券の発売に関する事。

(6) 省略

6 省略

7 税務課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(6) 省略

(7) 県税オンラインシステムの管理に関する事_____。

(企画振興部各課の所掌事務)

第8条 総合政策課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。

(1)~(7) 省略

2~8 省略

(県民環境部各課の所掌事務)

第9条 省略

2~4 省略

5 危機管理課_____の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(4) 省略
 6～9 省略
 (保健福祉部各課の所掌事務)
第10条 省略
 2～4 省略
 5 子育て支援課の所掌事務は、次のとおりとする。
 (1)～(3) 省略
 (4) 保育所、幼稚園及び認定こども園並びに保育士に関する
 こと。
 (5)・(6) 省略
 6・7 省略
 (経済労働部各課の所掌事務)
第12条 産業政策課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、
 次のとおりとする。
 (1)～(7) 省略
 (8) 企業間連携の促進及びものづくり企業の販路開拓支援に関す
 ること(他の主管に属するものを除く。)
 (9)～(14) 省略
 2 省略

3 省略
4 産業創出課の所掌事務は、次のとおりとする。
 (1) 省略
 (2) 農商工連携の促進に関すること(他の主管に属するものを除
 く。)。
 (3) 省略
 (4) 省略
 (5) 省略
 (6) 省略
 (7) 省略
5 省略
6 観光物産課の所掌事務は、次のとおりとする。
 (1) 観光振興の基本計画に関すること。

(1)～(4) 省略
 6～9 省略
 (保健福祉部各課の所掌事務)
第10条 省略
 2～4 省略
 5 子育て支援課の所掌事務は、次のとおりとする。
 (1)～(3) 省略
 (4) 保育所及び _____ 保育士に関するこ
 と。
 (5)・(6) 省略
 6・7 省略
 (経済労働部各課の所掌事務)
第12条 産業政策課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、
 次のとおりとする。
 (1)～(7) 省略
 (8) 企業間連携及び農商工連携の促進 _____ に関す
 ること(他の主管に属するものを除く。)
 (9)～(14) 省略
 2 省略

3 観光物産課の所掌事務は、次のとおりとする。
 (1) 観光振興の基本計画に関すること。
 (2) 愛媛広域文化交流基盤整備の推進に関すること。
 (3) 観光施設の整備及び観光客誘致の推進に関すること。
 (4) 観光団体等に関すること。
 (5) 旅行業に関すること。
 (6) 観光まちづくりに関すること。
 (7) 物産の販路拡大に関すること(他の主管に属するものを除
 く。)。
 (8) 商工業関係の博覧会、展示会、見本市等に関すること(他の
 主管に属するものを除く。)。
 (9) 伝統的工芸品産業の振興に関すること。
 (10) その他観光及び物産に関すること(他の主管に属するものを
 除く。)。
4 国際交流課の所掌事務は、次のとおりとする。
 (1) 国際交流に関すること。
 (2) 国際協力に関すること。
 (3) 国際観光の振興に関すること。
 (4) 海外移住に関すること。
 (5) 海外渡航に関すること。
 (6) その他国際協調に関すること。
5 省略
6 産業創出課の所掌事務は、次のとおりとする。
 (1) 省略
 (2) 省略
 (3) 省略
 (4) 省略
 (5) 省略
 (6) 省略
7 省略

- (2) 愛媛広域文化交流基盤整備の推進に関すること。
- (3) 観光施設の整備及び観光客誘致の推進に関すること。
- (4) 観光団体等に関すること。
- (5) 旅行業に関すること。
- (6) 観光まちづくりに関すること。
- (7) 物産の販路拡大に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (8) 伝統的工芸品産業の振興に関すること。
- (9) その他観光及び物産に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

7 国際交流課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 国際交流に関すること。
- (2) 国際協力に関すること。
- (3) 国際観光の振興に関すること。
- (4) 海外移住に関すること。
- (5) 海外渡航に関すること。
- (6) その他国際協調に関すること。

（農林水産部各課の所掌事務）

第13条 省略

2～6 省略

7 林業政策課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(5) 省略
- (6) 森林保険に関すること。
- (7)～(16) 省略

8～11 省略

（えひめ国体推進局各課の所掌事務）

第14条の2 国体総務企画課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1) 愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会実行委員会に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (2)～(5) 省略

2 国体運営・施設課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会実行委員会の施設専門委員会、宿泊・衛生専門委員会、輸送・交通専門委員会及び警備・消防専門委員会に関すること。
- (2) 第72回国民体育大会及び第17回全国障害者スポーツ大会の競技施設に関すること。
- (3) 第72回国民体育大会及び第17回全国障害者スポーツ大会の宿泊及び衛生に関すること。
- (4) 第72回国民体育大会及び第17回全国障害者スポーツ大会の輸送及び交通に関すること。

3 国体競技式典課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会実行委員会の式典専門委員会、県外開催競技会運営委員会及び競技専門委員会に関すること。
- (2) 第72回国民体育大会及び第17回全国障害者スポーツ大会の式典に関すること。
- (3) 省略

4 障害者スポーツ大会課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会実行委員会の全国障害者スポーツ大会推進委員会に関すること。
- (2)～(4) 省略

5 国体競技力向上対策課の所掌事務は、次のとおりとする。

（農林水産部各課の所掌事務）

第13条 省略

2～6 省略

7 林業政策課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(5) 省略
- (6) 森林国営保険に関すること。
- (7)～(16) 省略

8～11 省略

（えひめ国体推進局各課の所掌事務）

第14条の2 国体総務企画課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1) 第72回国民体育大会愛媛県準備委員会に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (2)～(5) 省略

2 国体運営調整課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 第72回国民体育大会愛媛県準備委員会の施設専門委員会、宿泊・衛生専門委員会、輸送・交通専門委員会及び警備・消防専門委員会に関すること。
- (2) 第72回国民体育大会の競技施設に関すること。
- (3) 第72回国民体育大会の宿泊及び衛生に関すること。
- (4) 第72回国民体育大会の輸送及び交通に関すること。

3 国体競技式典課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 第72回国民体育大会愛媛県準備委員会の式典専門委員会、県外開催競技会運営委員会及び競技専門委員会に関すること。
- (2) 第72回国民体育大会の式典に関すること。
- (3) 省略

4 障害者スポーツ大会課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 第17回全国障害者スポーツ大会愛媛県準備委員会に関すること。
- (2)～(4) 省略

- (1) 国民体育大会への選手団の派遣に関すること。
 - (2) 競技スポーツに関すること（他の主管に属するものを除く。）。
 - (3) ジュニアスポーツに関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- （知事に直属して置く職員）

第15条の2 知事に直属して営業本部長、防災安全統括部長、営業副本部長、営業本部マネージャー、営業主幹、すご味係長及びすごモノ係長を置く。

（部等に置く職員）

第16条 省略
2・3 省略

4 えひめ国体推進局に局長、総務担当次長及び競技力向上担当次長を置く。

（局に置く職員）

第16条の2 省略
2・3 省略

4 農業振興局、土木管理局 _____ に技術監を置く。

5 省略

（課及び室に置く職員）

第17条 課に課長及び主幹を置く。

2～4 省略

5 国体総務企画課に学校連携推進監を置く。

（特別の課に置く職員）

第19条 省略
2～5 省略

6 産業政策課にスゴ技係長を置く。

（子ども・女性支援センター）

第26条 愛媛県東予子ども・女性支援センター及び愛媛県南予子ども・女性支援センター（以下「子ども・女性支援センター」という。）の業務は、次のとおりとする。

- (1)～(5) 省略
- (6) 18歳未満の知的障害者の療育手帳に関すること。
- (7) 要保護女子の更生相談及び更生指導に関すること。
- (8) 配偶者等からの暴力を受けた者の相談及び指導に関すること。

2 子ども・女性支援センターに次の係を置く。

- (1) 管理係
- (2) 指導係
- (3) 判定係

3 子ども・女性支援センターに次の職員を置く。

- (1)・(2) 省略

（知事に直属して置く職員）

第15条の2 知事に直属して営業本部長 _____、営業本部マネージャー及び営業主幹 _____ を置く。

（部等に置く職員）

第16条 省略
2・3 省略

4 経済労働部にしまのわ2014推進監を置く。

5 えひめ国体推進局に局長及び次長 _____ を置く。

（局に置く職員）

第16条の2 省略
2・3 省略

4 農業振興局、土木部管理局及び河川港湾局に技術監を置く。

5 省略

（課及び室に置く職員）

第17条 課に課長及び主幹を置く。ただし、障害者スポーツ大会課には、主幹を置かない。

2～4 省略

（特別の課に置く職員）

第19条 省略
2～5 省略

（児童相談所）

第26条 愛媛県児童相談所 _____（以下「児童相談所 _____」という。）の業務は、次のとおりとする。

(1)～(5) 省略

2 次の表の左欄に掲げる児童相談所に、それぞれ当該中欄に掲げる課及び当該右欄に掲げる係を置く。

愛媛県中央児童相談所	総務課	庶務係
	指導課	
	判定課	
	児童保護課	児童指導係
愛媛県東予児童相談所		管理係、指導係、判定係
愛媛県南予児童相談所		管理係、指導係、判定係

3 児童相談所 _____ に次の職員を置く。

- (1)・(2) 省略
- (3) 課長（課を置く児童相談所に限る。）
- (4) 児童指導専門員（愛媛県中央児童相談所に限る。）

- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略

4 子ども・女性支援センターに、必要に応じ次の職員を置く。

- (1)～(5) 省略

第36条から第38条まで 削除

- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略

4 児童相談所 _____ に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1)～(5) 省略

第36条 削除

(身体障害者更生相談所)

第37条 愛媛県身体障害者更生相談所(以下「身体障害者更生相談所」という。)の業務は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者及びその介護を行う者に対する援護の実施に関する市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助に関すること(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第2項の措置に係るものに限る。)
- (2) 身体障害者に係る相談及び指導のうち、特に専門的な知識及び技術を必要とするものに関すること。
- (3) 身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。
- (4) 身体障害者の補装具の処方及び適合判定に関すること。
- (5) 介護給付費等の支給決定等及び自立支援医療費の支給認定その他市町に対する必要な援助等に関すること。
- (6) 身体障害者手帳に関すること。

2 身体障害者更生相談所に次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 担当係長
- (3) 身体障害者福祉司
- (4) 主事
- (5) 技師
- (6) その他の職員

3 身体障害者更生相談所に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 参事
- (2) 専門員
- (3) 主任

(婦人相談所)

第38条 愛媛県婦人相談所(以下「婦人相談所」という。)の業務は、次のとおりとする。

- (1) 要保護女子の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。
- (2) 要保護女子の更生相談及び更生指導に関すること。
- (3) 要保護女子の一時保護に関すること。
- (4) その他要保護女子の更生福祉に関すること。
- (5) 配偶者等からの暴力を受けた者の相談及び指導に関すること。
- (6) 配偶者等からの暴力を受けた者の一時保護に関すること。
- (7) 配偶者等からの暴力を受けた者に対する情報の提供その他の援助に関すること。

2 婦人相談所に女性支援係を置く。

3 婦人相談所に次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 係長
- (3) 主事

第40条から第43条まで 削除

(農林水産研究所)

第64条 省略

2 農林水産研究所に総務課並びに企画環境部及び農業研究部を置き、次の表の左欄に掲げる部、センター及び研究所に、それぞれ当該中欄に掲げる課及び室並びに当該右欄に掲げる係を置く。

省略		
企画環境部	企画・新品種戦略室	
	省略	
省略		

3・4 省略

第65条から第73条まで 削除

第3節の2 愛媛県福祉総合支援センター

第74条 愛媛県福祉総合支援センター(以下「福祉総合支援センター」という。)の業務は、次のとおりとする。

- (1) 児童に係る相談等に関すること。
- (2) 児童及びその家庭に係る調査及び判定に関すること。
- (3) 要保護児童及びその保護者の指導に関すること。
- (4) 要保護児童の一時保護に関すること。
- (5) 要保護児童等に対する福祉の措置に関すること。
- (6) 要保護女子に係る判定に関すること。

- (4) 技師
- (5) その他の職員

4 婦人相談所に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 副参事
- (2) 専門員
- (3) 主任
- (知的障害者更生相談所)

第40条 愛媛県知的障害者更生相談所(以下「知的障害者更生相談所」という。)の業務は、次のとおりとする。

- (1) 知的障害者及びその介護を行う者に対する更生援護の実施に関する市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助に関すること(知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第16条第1項第2号の措置に係るものに限る。)
- (2) 知的障害者に関する相談及び指導のうち、特に専門的な知識及び技術を必要とするものに関すること。
- (3) 18歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。
- (4) 介護給付費等の支給決定等その他市町に対する必要な援助等に関すること。

2 知的障害者更生相談所に次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 担当係長
- (3) 知的障害者福祉司
- (4) 主事
- (5) 技師
- (6) その他の職員

3 知的障害者更生相談所に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 専門員
- (2) 主任
- (3) 主任判定員

第41条から第43条まで 削除

(農林水産研究所)

第64条 省略

2 農林水産研究所に総務課並びに企画環境部及び農業研究部を置き、次の表の左欄に掲げる部、センター及び研究所に、それぞれ当該中欄に掲げる課及び室並びに当該右欄に掲げる係を置く。

省略		
企画環境部	企画調整室	
	省略	
省略		

3・4 省略

第65条から第74条まで 削除

- (7) 要保護女子の更生相談及び更生指導に関すること。
- (8) 要保護女子の一時保護に関すること。
- (9) その他要保護女子の更生福祉に関すること。
- (10) 配偶者等からの暴力を受けた者の相談及び指導に関すること。
- (11) 配偶者等からの暴力を受けた者の一時保護に関すること。
- (12) 配偶者等からの暴力を受けた者に対する情報の提供その他の援助に関すること。
- (13) 身体障害者及びその介護を行う者に対する援護の実施に関する市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助に関すること（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項の措置に係るものに限る。）。
- (14) 身体障害者に関する相談及び指導のうち、特に専門的な知識及び技術を必要とするものに関すること。
- (15) 身体障害者に係る判定に関すること。
- (16) 身体障害者の補装具の処方及び適合判定に関すること。
- (17) 介護給付費等の支給決定等に係る意見の通知その他市町に対する必要な援助等に関すること。
- (18) 身体障害者手帳に関すること。
- (19) 知的障害者及びその介護を行う者に対する更生援護の実施に関する市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助に関すること（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第16条第1項第2号の措置に係るものに限る。）。
- (20) 知的障害者に関する相談及び指導のうち、特に専門的な知識及び技術を必要とするものに関すること。
- (21) 18歳以上の知的障害者に係る判定に関すること。
- (22) 療育手帳に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

2 福祉総合支援センターに、次の表の左欄に掲げる課及び当該右欄に掲げる係を置く。

総務課	庶務係
子ども・女性支援課	
判定課	
保護課	
障害者支援課	

3 福祉総合支援センターに次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 次長
- (3) 課長
- (4) 児童支援専門員
- (5) 女性支援専門員
- (6) 係長
- (7) 担当係長
- (8) 児童福祉司
- (9) 身体障害者福祉司
- (10) 知的障害者福祉司
- (11) 主事
- (12) 技師
- (13) その他の職員

4 福祉総合支援センターに、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 参事
- (2) 副参事

- (3) 専門員
 - (4) 主任
 - (5) 主任判定員
- (大阪事務所)

第79条 省略

2・3 省略

4 大阪事務所に次の職員を置く。

- (1)~(3) 省略

5 大阪事務所に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 省略
- (2) 専門員
- (3) 担当係長
- (4) 省略
- (5) 主事
- (6) その他の職員

別表第1 (第5条関係)

課	係
省略	
省略	
省略	
循環型社会推進課	_____ 一般廃棄物係、産業廃棄物係
省略	
健康増進課	健康政策係、感染症対策係、精神保健係、 <u>難病対策係</u> 、母子保健係
省略	
子育て支援課	子育て支援企画係、ひとり親家庭係、 <u>保育・幼稚園係</u> 、児童・婦人施設係
省略	
産業政策課	調整管理係、経済計画係_____、貿易海運係、資源エネルギー係
産業創出課	新事業支援係、農工商連携係、技術振興係、産学官連携係
経営支援課	省略
観光物産課	<u>観光企画係</u> 、 <u>観光まちづくり係</u> 、物産振興係
国際交流課	<u>国際観光係</u> 、 <u>国際交流係</u>
省略	
審査課	県費審査係、国費係、 <u>システム管理係</u> _____、 <u>旅費審査係</u>

(大阪事務所)

第79条 省略

2・3 省略

4 大阪事務所に次の職員を置く。

- (1)~(3) 省略

- (4) 主事
- (5) その他の職員

5 大阪事務所に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 省略
- (2) 省略

別表第1 (第5条関係)

課	係
省略	
交通対策課	<u>航空振興係</u> 、 <u>空港対策係</u>
省略	
危機管理課	<u>防災企画係</u> 、 <u>防災対策係</u> 、 <u>防災情報係</u> 、 <u>危機管理係</u>
省略	
循環型社会推進課	<u>計画推進係</u> 、 <u>環境産業振興係</u> 、 <u>一般廃棄物係</u> 、 <u>産業廃棄物係</u>
省略	
健康増進課	健康政策係、感染症対策係、精神保健係、 <u>特定疾患係</u> 、母子保健係
省略	
子育て支援課	子育て支援企画係、ひとり親家庭係、 <u>保育所係</u> _____、児童・婦人施設係
省略	
産業政策課	調整管理係、経済計画係、 <u>連携支援係</u> 、貿易海運係、資源エネルギー係
観光物産課	<u>観光企画係</u> 、 <u>観光まちづくり係</u> 、 <u>県産品振興係</u>
国際交流課	<u>国際観光係</u> 、 <u>国際交流係</u>
産業創出課	新事業支援係、 <u>新分野開拓係</u> 、技術振興係、産学官連携係
経営支援課	省略
省略	
省略	
審査課	県費審査係、国費係、 <u>財務・旅費システム係</u> 、 <u>旅費審査係</u>

別表第2 (第6条関係)

幹事課	地方機関
省略	
保健福祉課	福祉総合支援センター、子ども・女性支援センター、食肉衛生検査センター、動物愛護センター、衛生環境研究所、心と体の健康センター _____、さつき寮 _____、子ども療育センター、えひめ学園
省略	

別表第3 (第23条の2関係)

地方局の部		課	係
東予地方局	総務企画部	省略	
		防災対策室	防災対策係、交通保安係
		省略	
	省略		
	産業経済部	省略	
	今治支局	商工観光室	_____
省略	省略		
中予地方局	総務企画部	省略	
		防災対策室	防災対策係、交通保安係
	省略	省略	
南予地方局	総務企画部	省略	
		防災対策室	防災対策係
		省略	
	八幡浜支局	総務県民室	防災対策係、地域政策係
		省略	
	省略		
	産業経済部	省略	
商工観光室		_____	
省略			
省略			
八幡浜支局	商工観光室	_____	

別表第2 (第6条関係)

幹事課	地方機関
省略	
保健福祉課	児童相談所 _____、食肉衛生検査センター、動物愛護センター、衛生環境研究所、心と体の健康センター、身体障害者更生相談所、婦人相談所、さつき寮、知的障害者更生相談所、子ども療育センター、えひめ学園
省略	

別表第3 (第23条の2関係)

地方局の部		課	係
東予地方局	総務企画部	省略	
		消防防災安全室	交通保安係、消防防災係
		省略	
	省略		
	産業経済部	省略	
	今治支局	商工観光室	商工観光係
省略	省略		
中予地方局	総務企画部	省略	
		消防防災安全室	交通保安係、消防防災係
	省略	省略	
南予地方局	総務企画部	省略	
		消防防災安全室	
		省略	
	八幡浜支局	総務県民室	防災安全係、地域政策係
		省略	
	省略		
	産業経済部	省略	
商工観光室		商工労政係、観光振興係	
省略			
省略			
八幡浜支局	商工観光室	商工観光係	

	省略	
省略		

別表第 5 (第23条の 3 関係)

土木事務所	課	係
省略		
東予地方局今治土木事務所	省略	
	用地課	
	省略	
中予地方局久万高原土木事務所	省略	
	建設課	
省略		
南予地方局西予土木事務所	用地管理課	省略
	建設課	
省略		

	省略	
省略		

別表第 5 (第23条の 3 関係)

土木事務所	課	係
省略		
東予地方局今治土木事務所	省略	
	用地課	今治小松自動車道係
	省略	
中予地方局久万高原土木事務所	省略	
	河川砂防課	
	道路課	
省略		
南予地方局西予土木事務所	事業管理課	省略
	用地課	
	河川砂防課	
	道路課	
省略		

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際、次の表の左欄に掲げる職を命ぜられ、又は課に勤務若しくは兼務を命ぜられている者は、別に辞令を發せられな限り、それぞれ当該右欄に掲げる職を命ぜられ、又は課に勤務若しくは兼務を命ぜられたものとする。

総務部管理局総務管理課調整管理係長	総務部総務管理局総務管理課調整管理係長
総務部管理局総務管理課政策推進グループ担当係長	総務部総務管理局総務管理課政策推進グループ担当係長
総務部管理局総務管理課施設管理グループ担当係長	総務部総務管理局総務管理課施設管理グループ担当係長
総務部管理局総務管理課	総務部総務管理局総務管理課
総務部管理局人事課能力考査係長	総務部総務管理局人事課能力考査係長
総務部管理局人事課職員厚生室福利健康係長	総務部総務管理局人事課職員厚生室福利健康係長
総務部管理局人事課職員厚生室福利健康係担当係長	総務部総務管理局人事課職員厚生室福利健康係担当係長
総務部管理局人事課職員厚生室共済・年金係担当係長	総務部総務管理局人事課職員厚生室共済・年金係担当係長
総務部管理局人事課	総務部総務管理局人事課
総務部管理局市町振興課連携推進係長	総務部総務管理局市町振興課連携推進係長
総務部管理局市町振興課選挙係長	総務部総務管理局市町振興課選挙係長
総務部管理局市町振興課財政係長	総務部総務管理局市町振興課財政係長
総務部管理局市町振興課財政係担当係長	総務部総務管理局市町振興課財政係担当係長
総務部管理局市町振興課税政係長	総務部総務管理局市町振興課税政係長
総務部管理局市町振興課	総務部総務管理局市町振興課
総務部管理局私学文書課私学・公益法人係担当係長	総務部総務管理局私学文書課私学・公益法人係担当係長
総務部管理局私学文書課法令係長	総務部総務管理局私学文書課法令係長
総務部管理局私学文書課	総務部総務管理局私学文書課
企画振興部管理局総合政策課政策推進グループ担当係長	企画振興部政策企画局総合政策課政策推進グループ担当係長
企画振興部管理局総合政策課政策企画グループ担当係長	企画振興部政策企画局総合政策課政策企画グループ担当係長
企画振興部管理局総合政策課	企画振興部政策企画局総合政策課
企画振興部管理局秘書課秘書担当担当係長	企画振興部政策企画局秘書課秘書担当担当係長

企画振興部管理局秘書課庶務担当担当係長	企画振興部政策企画局秘書課庶務担当担当係長
企画振興部管理局秘書課文辞担当担当係長	企画振興部政策企画局秘書課文辞担当担当係長
企画振興部管理局秘書課	企画振興部政策企画局秘書課
企画振興部管理局広報広聴課報道係長	企画振興部政策企画局広報広聴課報道係長
企画振興部管理局広報広聴課広聴・相談係長	企画振興部政策企画局広報広聴課広聴・相談係長
企画振興部管理局広報広聴課	企画振興部政策企画局広報広聴課
企画振興部管理局統計課人口統計係長	企画振興部政策企画局統計課人口統計係長
企画振興部管理局統計課統計分析係長	企画振興部政策企画局統計課統計分析係長
企画振興部管理局統計課統計普及係長	企画振興部政策企画局統計課統計普及係長
企画振興部管理局統計課	企画振興部政策企画局統計課
企画振興部管理局情報政策課情報企画グループ担当係長	企画振興部政策企画局情報政策課情報企画グループ担当係長
企画振興部管理局情報政策課行政情報グループ担当係長	企画振興部政策企画局情報政策課行政情報グループ担当係長
企画振興部管理局情報政策課システム運用グループ担当係長	企画振興部政策企画局情報政策課システム運用グループ担当係長
企画振興部管理局情報政策課	企画振興部政策企画局情報政策課
県民環境部管理局県民生活課政策推進グループ担当係長	県民環境部県民生活局県民生活課政策推進グループ担当係長
県民環境部管理局県民生活課表彰係長	県民環境部県民生活局県民生活課表彰係長
県民環境部管理局県民生活課消費者行政グループ担当係長	県民環境部県民生活局県民生活課消費者行政グループ担当係長
県民環境部管理局県民生活課	県民環境部県民生活局県民生活課
県民環境部管理局男女参画・県民協働課男女参画グループ担当係長	県民環境部県民生活局男女参画・県民協働課男女参画グループ担当係長
県民環境部管理局男女参画・県民協働課県民協働グループ担当係長	県民環境部県民生活局男女参画・県民協働課県民協働グループ担当係長
県民環境部管理局男女参画・県民協働課	県民環境部県民生活局男女参画・県民協働課
県民環境部管理局人権対策課地域改善係長	県民環境部県民生活局人権対策課地域改善係長
県民環境部管理局人権対策課	県民環境部県民生活局人権対策課
県民環境部防災局危機管理課	県民環境部防災局防災危機管理課
保健福祉部管理局保健福祉課政策推進グループ担当係長	保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課政策推進グループ担当係長
保健福祉部管理局保健福祉課企画係担当係長	保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課企画係担当係長
保健福祉部管理局保健福祉課生活保護係長	保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課生活保護係長
保健福祉部管理局保健福祉課福祉監査グループ担当係長	保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課福祉監査グループ担当係長
保健福祉部管理局保健福祉課医療保険室国保係長	保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課医療保険室国保係長
保健福祉部管理局保健福祉課担当係長	保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課担当係長
保健福祉部管理局保健福祉課	保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課
保健福祉部管理局医療対策課医療政策グループ担当係長	保健福祉部社会福祉医療局医療対策課医療政策グループ担当係長
保健福祉部管理局医療対策課医療機関係長	保健福祉部社会福祉医療局医療対策課医療機関係長
保健福祉部管理局医療対策課地域看護係長	保健福祉部社会福祉医療局医療対策課地域看護係長
保健福祉部管理局医療対策課担当係長	保健福祉部社会福祉医療局医療対策課担当係長
保健福祉部管理局医療対策課	保健福祉部社会福祉医療局医療対策課
保健福祉部健康衛生局健康増進課特定疾患係長	保健福祉部健康衛生局健康増進課難病対策係長
経済労働部管理局産業政策課調整管理係長	経済労働部産業雇用局産業政策課調整管理係長
経済労働部管理局産業政策課政策推進グループ担当係長	経済労働部産業雇用局産業政策課政策推進グループ担当係長
経済労働部管理局産業政策課経済計画係長	経済労働部産業雇用局産業政策課経済計画係長
経済労働部管理局産業政策課貿易海運係担当係長	経済労働部産業雇用局産業政策課貿易海運係担当係長
経済労働部管理局産業政策課資源エネルギー係長	経済労働部産業雇用局産業政策課資源エネルギー係長

経済労働部管理局産業政策課	経済労働部産業雇用局産業政策課
経済労働部管理局企業立地課立地推進グループ担当係長	経済労働部産業雇用局企業立地課立地推進グループ担当係長
経済労働部管理局労政雇用課労働政策グループ担当係長	経済労働部産業雇用局労政雇用課労働政策グループ担当係長
経済労働部管理局労政雇用課職業訓練グループ担当係長	経済労働部産業雇用局労政雇用課職業訓練グループ担当係長
経済労働部管理局労政雇用課雇用対策室雇用対策グループ担当係長	経済労働部産業雇用局労政雇用課雇用対策室雇用対策グループ担当係長
経済労働部管理局労政雇用課	経済労働部産業雇用局労政雇用課
経済労働部管理局観光物産課観光企画係長	経済労働部観光交流局観光物産課観光企画係長
経済労働部管理局観光物産課観光企画係担当係長	経済労働部観光交流局観光物産課観光企画係担当係長
経済労働部管理局観光物産課観光まちづくり係長	経済労働部観光交流局観光物産課観光まちづくり係長
経済労働部管理局観光物産課県産品振興係長	経済労働部観光交流局観光物産課物産振興係長
経済労働部管理局観光物産課	経済労働部観光交流局観光物産課
経済労働部管理局国際交流課国際観光係長	経済労働部観光交流局国際交流課国際観光係長
経済労働部管理局国際交流課国際観光係担当係長	経済労働部観光交流局国際交流課国際観光係担当係長
経済労働部管理局国際交流課国際交流係長	経済労働部観光交流局国際交流課国際交流係長
経済労働部管理局国際交流課	経済労働部観光交流局国際交流課
農林水産部管理局農政課調整管理係長	農林水産部農政企画局農政課調整管理係長
農林水産部管理局農政課政策推進グループ担当係長	農林水産部農政企画局農政課政策推進グループ担当係長
農林水産部管理局農政課企画係長	農林水産部農政企画局農政課企画係長
農林水産部管理局農政課農地調整係長	農林水産部農政企画局農政課農地調整係長
農林水産部管理局農政課 6次産業化推進グループ担当係長	農林水産部農政企画局農政課 6次産業化推進グループ担当係長
農林水産部管理局農政課	農林水産部農政企画局農政課
農林水産部管理局農業経済課農協係長	農林水産部農政企画局農業経済課農協係長
農林水産部管理局農業経済課金融係長	農林水産部農政企画局農業経済課金融係長
農林水産部管理局農業経済課検査係担当係長	農林水産部農政企画局農業経済課検査係担当係長
農林水産部管理局農業経済課	農林水産部農政企画局農業経済課
農林水産部管理局ブランド戦略課ブランド推進グループ担当係長	農林水産部農政企画局ブランド戦略課ブランド推進グループ担当係長
農林水産部管理局ブランド戦略課流通戦略グループ担当係長	農林水産部農政企画局ブランド戦略課流通戦略グループ担当係長
農林水産部管理局ブランド戦略課	農林水産部農政企画局ブランド戦略課
土木部管理局土木管理課調整管理係長	土木部土木管理局土木管理課調整管理係長
土木部管理局土木管理課政策推進グループ担当係長	土木部土木管理局土木管理課政策推進グループ担当係長
土木部管理局土木管理課契約係長	土木部土木管理局土木管理課契約係長
土木部管理局土木管理課契約係担当係長	土木部土木管理局土木管理課契約係担当係長
土木部管理局土木管理課建設業係担当係長	土木部土木管理局土木管理課建設業係担当係長
土木部管理局土木管理課技術企画室企画調整係長	土木部土木管理局土木管理課技術企画室企画調整係長
土木部管理局土木管理課技術企画室企画調整係担当係長	土木部土木管理局土木管理課技術企画室企画調整係担当係長
土木部管理局土木管理課技術企画室技術管理係長	土木部土木管理局土木管理課技術企画室技術管理係長
土木部管理局土木管理課技術企画室技術管理係担当係長	土木部土木管理局土木管理課技術企画室技術管理係担当係長
土木部管理局土木管理課技術企画室システム管理係長	土木部土木管理局土木管理課技術企画室システム管理係長
土木部管理局土木管理課	土木部土木管理局土木管理課
土木部管理局用地課用地指導グループ担当係長	土木部土木管理局用地課用地指導グループ担当係長
土木部管理局用地課特定事業係長	土木部土木管理局用地課特定事業係長
土木部管理局用地課担当係長	土木部土木管理局用地課担当係長

土木部管理局用地課	土木部土木管理局用地課
えひめ国体推進局国体運営調整課	えひめ国体推進局国体運営・施設課
東予地方局総務企画部総務県民課消防防災安全室消防防災係長	東予地方局総務企画部総務県民課防災対策室防災対策係長
東予地方局総務企画部総務県民課消防防災安全室交通保安係長	東予地方局総務企画部総務県民課防災対策室交通保安係長
東予地方局総務企画部今治支局総務県民室総務県民防災グループ担当係長	東予地方局総務企画部今治支局総務県民室総務県民・防災対策グループ担当係長
中予地方局総務企画部総務県民課消防防災安全室消防防災係長	中予地方局総務企画部総務県民課防災対策室防災対策係長
中予地方局総務企画部総務県民課消防防災安全室交通保安係長	中予地方局総務企画部総務県民課防災対策室交通保安係長
南予地方局総務企画部八幡浜支局総務県民室防災安全係長	南予地方局総務企画部八幡浜支局総務県民室防災対策係長

○愛媛県規則第26号

愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則

愛媛県職員の職の設置規則（昭和48年愛媛県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(職の設置)			(職の設置)		
第2条 知事の事務部局及び労働委員会事務局に置く職員の職は、次の表のとおりとする。			第2条 知事の事務部局及び労働委員会事務局に置く職員の職は、次の表のとおりとする。		
	区分	職		区分	職
知事 の事 務部 局	本庁	部長、営業本部長、 <u>防災安全統括部長、局長、部付、営業副本部長、医療政策監</u> 、技術監、 <u>総務担当次長、競技力向上担当次長、参事、課長、室長、営業本部マネージャー、副参事、技幹、医監、危機管理監、環境技術専門監、原子力安全対策推進監、高速道路推進監、主席工事検査専門員、学校連携推進監、課長補佐、所長、秘書、医幹、主幹、営業主幹、廃棄物監視指導官、検査班長、工事検査専門員、換地指導専門員、用地補償審査専門員、課付、室付、専門員、隊長、船長、機関長、係長、担当係長、すご味係長、すごモノ係長、主計係長、スゴ技係長、副隊長、隊員、主任、主任主事、主事、技師、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員</u>	知事 の事 務部 局	本庁	部長、営業本部長、____、局長、部付____、医療政策監、 <u>しまのわ2014推進監、技術監、次長</u> ____、参事、課長、室長、営業本部マネージャー、副参事、技幹、医監、危機管理監、環境技術専門監、原子力安全対策推進監、高速道路推進監、主席工事検査専門員____、課長補佐、所長、秘書、医幹、主幹、営業主幹、廃棄物監視指導官、検査班長、工事検査専門員、換地指導専門員、用地補償審査専門員、課付、室付、専門員、隊長、船長、機関長、係長、担当係長____、主計係長____、副隊長、隊員、主任、主任主事、主事、技師、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員
	地方機関	局長、支局長、所長、部長、センター長、次長、保健統括監、建設技術監、部付、所付、事務局長、副所長、医監、参事、課長、室長、校長、教頭、園長、副園長、副校長、副参事、技幹、課長補佐、業務課長、主幹、支所長、寮長、地域政策班長、納税班長、滞納処分専門員、児童支援専門員、女性支援専門員、検査保証専門員、工事検査専門員、研究員、課付、 <u>室付</u> 、医幹、事務局次長、教授、企画工事検査専門員、専門員、用地補償審査専門員、主任教官、船長、機関長、分校長、主任研究員、看護		地方機関	局長、支局長、所長、部長、センター長、次長、保健統括監、建設技術監、部付、所付、事務局長、副所長、医監、参事、課長、室長、校長、教頭、園長、副園長、副校長、副参事、技幹、課長補佐、業務課長、主幹、支所長、寮長、地域政策班長、納税班長、滞納処分専門員、 <u>児童指導専門員</u> ____、検査保証専門員、工事検査専門員、研究員、課付____、医幹、事務局次長、教授、企画工事検査専門員、専門員、用地補償審査専門員、主任教官、船長、機関長、分校長、主任研究員、看護

	部長、係長、科長、准教授、助教授、担当係長、主任、主任判定員、特別研究員、教務主任、主任技師、主事、技師、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員		部長、係長、科長、准教授、助教授、担当係長、主任、主任判定員、特別研究員、教務主任、主任技師、主事、技師、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員
労働委員 会事務局	局長、参事、次長、副参事、課長、専門員、係長、担当係長、主任、主任主事、主事	労働委員 会事務局	局長、参事、次長、副参事、課長、専門員、係長、担当係長、主任_____、主事

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第27号

組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

平成27年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(愛媛県身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第1条 愛媛県身体障害者福祉法施行細則(昭和34年愛媛県規則第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(更生相談所) 第15条 法第9条第7項に規定する身体障害者更生相談所(以下「更生相談所」という。)の長は、様式第14による判定依頼書受理簿を備え、必要な事項を記載しなければならない。	(更生相談所) 第15条 更生相談所 _____の長は、様式第14による判定依頼書受理簿を備え、必要な事項を記載しなければならない。

(愛媛県庁舎管理規則の一部改正)

第2条 愛媛県庁舎管理規則(昭和34年愛媛県規則第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(庁舎管理責任者) 第3条 庁舎の管理の責任者(以下「庁舎管理責任者」という。)は、本庁舎にあつては総務部総務管理局総務管理課長、地方機関の庁舎にあつては当該地方機関の長(1の庁舎に2以上の地方機関が所在する庁舎のうち地方局(知事が指定する課所を除く。))が所在する場合は当該局長、その他の場合は知事が指定する職にある者とする。)とする。 2・3 省略	(庁舎管理責任者) 第3条 庁舎の管理の責任者(以下「庁舎管理責任者」という。)は、本庁舎にあつては総務部管理局総務管理課長____、地方機関の庁舎にあつては当該地方機関の長(1の庁舎に2以上の地方機関が所在する庁舎のうち地方局(知事が指定する課所を除く。))が所在する場合は当該局長、その他の場合は知事が指定する職にある者とする。)とする。 2・3 省略

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第3条 児童福祉法施行細則(昭和35年愛媛県規則第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
様式第12号(第8条関係) 障害児入所給付費(特定入所障害児食費等給付費)支給申請書兼利用者負担額減額(免除)申請書 省略 (児童相談所長) _____ 様 省略	様式第12号(第8条関係) 障害児入所給付費(特定入所障害児食費等給付費)支給申請書兼利用者負担額減額(免除)申請書 省略 愛媛県 児童相談所長 _____ 様 省略

省略

注 省略

様式第12号の2（第8条の2関係） 障害児入所給付費（特定入所障害児食費等給付費）利用者負担額変更申請書

省略
（児童相談所長）様
省略
省略

注 省略

様式第12号の3（第8条の3関係） 入所給付決定変更届出書

省略
（児童相談所長）様
省略
省略

注 省略

様式第12号の6（第8条の6関係） 障害児入所受給者証再交付申請書

省略
（児童相談所長）様
省略
省略

注 省略

様式第13号（第8条の7関係） 障害児入所医療受給者証再交付申請書

省略
（児童相談所長）様
省略
省略

注 省略

様式第19号（第21条関係） 状況報告書

省略
（児童相談所長）様
省略
省略

様式第20号（第23条関係） 児童の死亡届書

省略
（児童相談所長）様
省略

注 省略

様式第21号（第23条関係） 児童の措置届書

省略
（児童相談所長）様
省略

注 省略

様式第22号（第23条関係） 在所（受託）期間延長等届書

省略
（児童相談所長）様
省略

省略

注 省略

様式第12号の2（第8条の2関係） 障害児入所給付費（特定入所障害児食費等給付費）利用者負担額変更申請書

省略
愛媛県 児童相談所長様
省略
省略

注 省略

様式第12号の3（第8条の3関係） 入所給付決定変更届出書

省略
愛媛県 児童相談所長様
省略
省略

注 省略

様式第12号の6（第8条の6関係） 障害児入所受給者証再交付申請書

省略
愛媛県 児童相談所長様
省略
省略

注 省略

様式第13号（第8条の7関係） 障害児入所医療受給者証再交付申請書

省略
愛媛県 児童相談所長様
省略
省略

注 省略

様式第19号（第21条関係） 状況報告書

省略
愛媛県 児童相談所長様
省略
省略

様式第20号（第23条関係） 児童の死亡届書

省略
愛媛県 児童相談所長様
省略

注 省略

様式第21号（第23条関係） 児童の措置届書

省略
愛媛県 児童相談所長様
省略

注 省略

様式第22号（第23条関係） 在所（受託）期間延長等届書

省略
愛媛県 児童相談所長様
省略

省略

注 省略

様式第22号の2（第23条の2関係） 親族里親許可申請書

省略
(児童相談所長) 様
省略
省略
省略

注 省略

様式第22号の3（第23条の2関係） 親族里親許可（不許可）書

省略
(児童相談所長) 印
省略
省略

注 省略

様式第23号（第23条の4関係） 養育里親（専門里親）認定登録申請書

省略
省略
年月日（児童相談所）受付第 号
省略

注 省略

様式第23号の2（第23条の4関係） 養子縁組希望里親認定登録申請書

省略
省略
年月日（児童相談所）受付第 号
省略

注 省略

様式第23号の3（第23条の4関係） 親族里親認定申請書

省略
省略
年月日（児童相談所）受付第 号
省略

注 省略

様式第23号の4（第23条の4関係） 養育里親（専門里親）・養子縁組希望里親・親族里親家庭調査票

省略					
省略					
年月日（児童相談所）受付第 号					
省略					
調査 担当 者	調査年 月日	年 月 日	所 属	()	省略
児童相談所 長又は地方 局長の意見	年月日 (児童相談所長) 印			省略	

注 省略

様式第25号（第23条の5関係） 養育里親（専門里親）・養子縁組希望里親・親族里親（受託児童）届出書

省略

注 省略

様式第22号の2（第23条の2関係） 親族里親許可申請書

省略
児童相談所長 様
省略
省略
省略

注 省略

様式第22号の3（第23条の2関係） 親族里親許可（不許可）書

省略
児童相談所長 印
省略
省略

注 省略

様式第23号（第23条の4関係） 養育里親（専門里親）認定登録申請書

省略
省略
年月日 児童相談所受付第 号
省略

注 省略

様式第23号の2（第23条の4関係） 養子縁組希望里親認定登録申請書

省略
省略
年月日 児童相談所受付第 号
省略

注 省略

様式第23号の3（第23条の4関係） 親族里親認定申請書

省略
省略
年月日 児童相談所受付第 号
省略

注 省略

様式第23号の4（第23条の4関係） 養育里親（専門里親）・養子縁組希望里親・親族里親家庭調査票

省略					
省略					
年月日 児童相談所受付第 号					
省略					
調査 担当 者	調査年 月日	年 月 日	所 属	()	児童相談所 地方局 省略
児童相談所 長又は地方 局長の意見	年月日 児童相談所長 印			省略	

注 省略

様式第25号（第23条の5関係） 養育里親（専門里親）・養子縁組希望里親・親族里親（受託児童）届出書

省略		
経由	地方局 ()	(児童相談所)
	省略	
省略		

注 省略

様式第26号 (第23条の6関係) 養育里親(専門里親)名簿登録更新申請書

省略	
省略	年 月 日 (児童相談所) 受付第 号
省略	

注 省略

様式第27号 (第24条関係) 養育里親名簿登録(養子縁組希望里親名簿登録・親族里親認定)消除申出書

省略		
経由	地方局 ()	(児童相談所)
	省略	
省略		

注 省略

様式第28号 (第26条関係) 里親再委託申請書

省略		
経由	地方局 ()	(児童相談所)
	省略	
省略		

注 省略

様式第30号の3 (第30条関係) 児童を同居させた旨の届出書

省略	
(児童相談所長)	様
省略	
省略	

注 省略

様式第30号の4 (第31条関係) 児童と同居をやめた旨の届出書

省略	
(児童相談所長)	様
省略	
省略	

注 省略

様式第30号の5 (第35条の2、第40条関係) 養子縁組承諾許可申請書

様式第30号の5 (その1)

省略	
省略	(児童相談所長) 印

注 省略

様式第30号の5 (その2)

省略		
経由	地方局 ()	児童相談所
	省略	
省略		

注 省略

様式第26号 (第23条の6関係) 養育里親(専門里親)名簿登録更新申請書

省略	
省略	年 月 日 児童相談所受付第 号
省略	

注 省略

様式第27号 (第24条関係) 養育里親名簿登録(養子縁組希望里親名簿登録・親族里親認定)消除申出書

省略		
経由	地方局 ()	児童相談所
	省略	
省略		

注 省略

様式第28号 (第26条関係) 里親再委託申請書

省略		
経由	地方局 ()	児童相談所
	省略	
省略		

注 省略

様式第30号の3 (第30条関係) 児童を同居させた旨の届出書

省略	
愛媛県 児童相談所長	様
省略	
省略	

注 省略

様式第30号の4 (第31条関係) 児童と同居をやめた旨の届出書

省略	
愛媛県 児童相談所長	様
省略	
省略	

注 省略

様式第30号の5 (第35条の2、第40条関係) 養子縁組承諾許可申請書

様式第30号の5 (その1)

省略	
省略	児童相談所長 印

注 省略

様式第30号の5 (その2)

養子縁組承諾許可申請書	経由	(児童相談所)	省略
省略			

注 省略

様式第30号の8 (第35条の3 関係) 児童自立生活援助実施申込書

省略
省略
(児童相談所長) 様
省略

注 省略

様式第38号 (第45条 関係) 一時保護委託費支払請求書

省略
(児童相談所長) 様
省略

養子縁組承諾許可申請書	経由	児童相談所	省略
省略			

注 省略

様式第30号の8 (第35条の3 関係) 児童自立生活援助実施申込書

省略
省略
児童相談所長 様
省略

注 省略

様式第38号 (第45条 関係) 一時保護委託費支払請求書

省略
愛媛県 児童相談所長様
省略

(愛媛県知的障害者福祉法施行細則の一部改正)

第4条 愛媛県知的障害者福祉法施行細則 (昭和37年愛媛県規則第10号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>(判定書)</p> <p>第2条 知的障害者福祉法施行令 (昭和35年政令第103号) 第1条の _____ 判定書は、判定書 (様式第1号) によるものとする。</p> <p>(相談判定記録票)</p> <p>第4条 知的障害者福祉法第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所の長は、相談判定記録票 (様式第3号) を備え必要な事項を記載しなければならない。</p> <p>様式第1号 (第2条 関係) 判定書</p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>愛媛県福祉総合支援センター所長^印</td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> </table> <p>様式第2号 (第3条 関係) 省略</p> <p>様式第3号 (第4条 関係) 省略</p>	省略	愛媛県福祉総合支援センター所長 ^印	省略	省略	<p>(判定書)</p> <p>第2条 知的障害者福祉法施行令 (昭和35年政令第103号) 第1条の規定により更生相談所長が交付する判定書は、判定書 (様式第1号) によるものとする。</p> <p>(相談判定記録票)</p> <p>第4条 更生相談所長 _____ は、相談判定記録票 (様式第3号) を備え必要な事項を記載しなければならない。</p> <p>様式第1号 (第4条 関係) 判定書</p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>愛媛県知的障害者更生相談所長^印</td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> </table> <p>様式第2号 (第23条 関係) 省略</p> <p>様式第3号 (第24条 関係) 省略</p>	省略	愛媛県知的障害者更生相談所長 ^印	省略	省略
省略									
愛媛県福祉総合支援センター所長 ^印									
省略									
省略									
省略									
愛媛県知的障害者更生相談所長 ^印									
省略									
省略									

(生活保護法施行細則の一部改正)

第5条 生活保護法施行細則 (昭和56年愛媛県規則第13号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(委任)</p> <p>第2条 法第19条第4項の規定に基づき、知事は、法第24条から第29条まで、第30条から第37条の2まで、第48条第4項、<u>第55条の6第1項及び第2項</u>、第62条第3項及び第4項、第63条、第76条第1項、第77条第2項、第78条の2第1項、第80条並びに第81条に規定する保護の決定及び実施に関する事務を地方局長に委任する。</p> <p>2・3 省略</p>	<p>(委任)</p> <p>第2条 法第19条第4項の規定に基づき、知事は、法第24条から第29条まで、第30条から第37条の2まで、第48条第4項 _____、第62条第3項及び第4項、第63条、第76条第1項、第77条第2項、第78条の2第1項、第80条並びに第81条に規定する保護の決定及び実施に関する事務を地方局長に委任する。</p> <p>2・3 省略</p>

(愛媛県執務時間規則の一部改正)

第6条 愛媛県執務時間規則 (平成元年愛媛県規則第18号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>経済労働部産業雇用局労政雇用課雇用対策室</p> <p>省略</p> </div>	<p>別表（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>経済労働部管理局労政雇用課雇用対策室</p> <p>省略</p> </div>

（特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正）

第7条 特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年愛媛県規則第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（認証の申請があった場合の書類の縦覧場所）</p> <p>第4条 条例第3条に規定する縦覧の場所は、<u>愛媛県県民環境部県民生活局男女参画・県民協働課</u>とする。</p>	<p>（認証の申請があった場合の書類の縦覧場所）</p> <p>第4条 条例第3条に規定する縦覧の場所は、<u>愛媛県県民環境部管理局男女参画・県民協働課</u>とする。</p>

（通訳案内士法施行細則の一部改正）

第8条 通訳案内士法施行細則（平成12年愛媛県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（通訳案内士登録簿の閲覧）</p> <p>第4条 法第27条の規定により通訳案内士登録簿（以下「登録簿」という。）を閲覧に供するため、<u>愛媛県経済労働部観光交流局国際交流課</u>に通訳案内士登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）を置く。</p> <p>2～7 省略</p>	<p>（通訳案内士登録簿の閲覧）</p> <p>第4条 法第27条の規定により通訳案内士登録簿（以下「登録簿」という。）を閲覧に供するため、<u>愛媛県経済労働部管理局国際交流課</u>に通訳案内士登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）を置く。</p> <p>2～7 省略</p>

（児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部改正）

第9条 児童虐待の防止等に関する法律施行細則（平成13年愛媛県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>様式第2号（第3条関係） 出頭要求告知書</p> <p>様式第2号（その1）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">（<u>児童相談所長</u>） 印</p> <p>省略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td>愛媛県 市 （<u>児童相談所</u>）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> </tr> </table> <p>省略</p> </div> <p>様式第2号（その2）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">（<u>児童相談所長</u>） 印</p> <p>省略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td>愛媛県 市 （<u>児童相談所</u>）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> </tr> </table> <p>省略</p> </div>	省略		連絡先	愛媛県 市 （<u>児童相談所</u>）		省略	省略		連絡先	愛媛県 市 （<u>児童相談所</u>）		省略	<p>様式第2号（第3条関係） 出頭要求告知書</p> <p>様式第2号（その1）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">児童相談所長 印</p> <p>省略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td>愛媛県 市 <u>児童相談所</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> </tr> </table> <p>省略</p> </div> <p>様式第2号（その2）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">児童相談所長 印</p> <p>省略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td>愛媛県 市 <u>児童相談所</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> </tr> </table> <p>省略</p> </div>	省略		連絡先	愛媛県 市 <u>児童相談所</u>		省略	省略		連絡先	愛媛県 市 <u>児童相談所</u>		省略
省略																									
連絡先	愛媛県 市 （<u>児童相談所</u>）																								
	省略																								
省略																									
連絡先	愛媛県 市 （<u>児童相談所</u>）																								
	省略																								
省略																									
連絡先	愛媛県 市 <u>児童相談所</u>																								
	省略																								
省略																									
連絡先	愛媛県 市 <u>児童相談所</u>																								
	省略																								

様式第 4 号（第 4 条関係） 臨検（搜索）許可状請求書

省略	(児童相談所長)	印
省略		

注 省略

様式第 5 号（第 4 条関係） 面会（通信）制限決定通知書

省略	(児童相談所長)	印
省略	施設 の 長	
省略		
連絡先	愛媛県 市	(児童相談所)
	省略	施設
省略		

注 省略

様式第 6 号（第 4 条関係） 面会（通信）制限解除決定通知書

省略	(児童相談所長)	印
	施設 の 長	
次のとおり、(児童相談所長) (施設の長) が、 年 月 日付け第 号により制限した、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第12条の規定に基づく同条第1項第1号に規定される下記の児童との面会（及び）同条第1項第2号に規定される下記の児童との通信）の制限を解除します。		
省略		
連絡先	愛媛県 市	(児童相談所)
	省略	施設

注 省略

様式第 7 号（第 4 条関係） 接近禁止命令取消書

省略		
連絡先	愛媛県 市	(児童相談所)
	省略	

様式第 4 号（第 4 条関係） 臨検（搜索）許可状請求書

省略	児童相談所長	印
省略		

注 省略

様式第 5 号（第 4 条関係） 面会（通信）制限決定通知書

省略	児童相談所長（施設の長）	印
省略		
省略		
連絡先	愛媛県 市	児童相談所（施設）
	省略	
省略		

注 省略

様式第 6 号（第 4 条関係） 面会（通信）制限解除決定通知書

省略	児童相談所長（施設の長）	印
次のとおり、児童相談所長 (施設の長) が、 年 月 日付け第 号により制限した、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第12条の規定に基づく同条第1項第1号に規定される下記の児童との面会（及び）同条第1項第2号に規定される下記の児童との通信）の制限を解除します。		
省略		
連絡先	愛媛県 市	児童相談所（施設）
	省略	

注 省略

様式第 7 号（第 4 条関係） 接近禁止命令取消書

省略		
連絡先	愛媛県 市	児童相談所
	省略	

（愛媛県男女共同参画推進条例施行規則の一部改正）

第10条 愛媛県男女共同参画推進条例施行規則（平成14年愛媛県規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（推進委員の庶務）</p> <p>第10条 推進委員の庶務は、<u>県民環境部県民生活局男女参画・県民協働課</u>において処理する。</p> <p>（参画会議の庶務）</p> <p>第16条 参画会議の庶務は、<u>県民環境部県民生活局男女参画・県民協働課</u>において処理する。</p>	<p>（推進委員の庶務）</p> <p>第10条 推進委員の庶務は、<u>県民環境部管理局男女参画・県民協働課</u>において処理する。</p> <p>（参画会議の庶務）</p> <p>第16条 参画会議の庶務は、<u>県民環境部管理局男女参画・県民協働課</u>において処理する。</p>

（愛媛県情報公開・個人情報保護審査会規則の一部改正）

第11条 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会規則（平成17年愛媛県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(庶 務) 第 5 条 審査会の庶務は、 <u>企画振興部政策企画局広報広聴課</u> において処理する。	(庶 務) 第 5 条 審査会の庶務は、 <u>企画振興部管理局広報広聴課</u> において処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第28号

愛媛県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県会計規則の一部を改正する規則

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>(出 納 員)</p> <p>第 4 条 出納員は、別に辞令を用いるもののほか、第 1 号から第 10 号までに掲げる職にある者をもつて充て、第 11 号から第 18 号までに掲げる職にある者については、法第 172 条第 1 項に規定する職員（以下「職員」という。）に任命されていない場合にあつては、これらの号に掲げる職にある間に限り、職員に任命されているものとして、これらの職にある者をもつてこれに充てる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>総務部総務管理局総務管理課調整管理係長</u>、財産管理グループ担当係長（総務管理課長が指定した者に限る。）及び施設管理グループ担当係長（総務管理課長が指定した者に限る。）</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) <u>企画振興部政策企画局広報広聴課情報公開係長</u></p> <p>(5) <u>土木部土木管理局用地課収用係長</u></p> <p>(6)～(18) 省略</p> <p>(出 納 員 以 外 の 会 計 職 員)</p> <p>第 5 条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 別に辞令を用いるもののほか、次表の左欄に掲げる職員は、これらの者が職員に任命されていない場合にあつては、その職にある間に限り、職員に任命されているものとして、その職にある間同表右欄の職に充てる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; padding: 5px;">省略</td> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">現金取扱員</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">一 地方局総務企画部総務県民課の総務係長、東予地方局総務企画部今治支局総務県民室の総務県民・防災対策グループ担当係長（総務県民室長が指定した者に限る。）、南予地方局総務企画部八幡浜支局総務県民室の総務県民グループ担当係長（総務県民室長が指定した者に限る。）及び東予地方局産業経済部産業振興課の企画調整係長</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">二～六 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">省略</td> <td></td> </tr> </table> <p>(会 計 管 理 者 等 の 事 務 の 一 部 委 任)</p> <p>第 7 条 会計管理者をして出納員に委任させる事務は、次のとおり</p>	省略	現金取扱員	一 地方局総務企画部総務県民課の総務係長、東予地方局総務企画部今治支局総務県民室の総務県民・防災対策グループ担当係長（総務県民室長が指定した者に限る。）、南予地方局総務企画部八幡浜支局総務県民室の総務県民グループ担当係長（総務県民室長が指定した者に限る。）及び東予地方局産業経済部産業振興課の企画調整係長		二～六 省略		省略		<p>(出 納 員)</p> <p>第 4 条 出納員は、別に辞令を用いるもののほか、第 1 号から第 10 号までに掲げる職にある者をもつて充て、第 11 号から第 18 号までに掲げる職にある者については、法第 172 条第 1 項に規定する職員（以下「職員」という。）に任命されていない場合にあつては、これらの号に掲げる職にある間に限り、職員に任命されているものとして、これらの職にある者をもつてこれに充てる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>総務部管理局総務管理課調整管理係長</u>、財産管理グループ担当係長（総務管理課長が指定した者に限る。）及び施設管理グループ担当係長（総務管理課長が指定した者に限る。）</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) <u>企画振興部管理局広報広聴課情報公開係長</u></p> <p>(5) <u>土木部管理局用地課収用係長</u></p> <p>(6)～(18) 省略</p> <p>(出 納 員 以 外 の 会 計 職 員)</p> <p>第 5 条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 別に辞令を用いるもののほか、次表の左欄に掲げる職員は、これらの者が職員に任命されていない場合にあつては、その職にある間に限り、職員に任命されているものとして、その職にある間同表右欄の職に充てる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; padding: 5px;">省略</td> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">現金取扱員</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">一 地方局総務企画部総務県民課の総務係長、東予地方局総務企画部今治支局総務県民室の総務県民防災グループ担当係長（総務県民室長が指定した者に限る。）、南予地方局総務企画部八幡浜支局総務県民室の総務県民グループ担当係長（総務県民室長が指定した者に限る。）及び東予地方局産業経済部産業振興課の企画調整係長</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">二～六 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">省略</td> <td></td> </tr> </table> <p>(会 計 管 理 者 等 の 事 務 の 一 部 委 任)</p> <p>第 7 条 会計管理者をして出納員に委任させる事務は、次のとおり</p>	省略	現金取扱員	一 地方局総務企画部総務県民課の総務係長、東予地方局総務企画部今治支局総務県民室の総務県民防災グループ担当係長（総務県民室長が指定した者に限る。）、南予地方局総務企画部八幡浜支局総務県民室の総務県民グループ担当係長（総務県民室長が指定した者に限る。）及び東予地方局産業経済部産業振興課の企画調整係長		二～六 省略		省略	
省略	現金取扱員																
一 地方局総務企画部総務県民課の総務係長、東予地方局総務企画部今治支局総務県民室の総務県民・防災対策グループ担当係長（総務県民室長が指定した者に限る。）、南予地方局総務企画部八幡浜支局総務県民室の総務県民グループ担当係長（総務県民室長が指定した者に限る。）及び東予地方局産業経済部産業振興課の企画調整係長																	
二～六 省略																	
省略																	
省略	現金取扱員																
一 地方局総務企画部総務県民課の総務係長、東予地方局総務企画部今治支局総務県民室の総務県民防災グループ担当係長（総務県民室長が指定した者に限る。）、南予地方局総務企画部八幡浜支局総務県民室の総務県民グループ担当係長（総務県民室長が指定した者に限る。）及び東予地方局産業経済部産業振興課の企画調整係長																	
二～六 省略																	
省略																	

とする。

- (1) 省略
- (2) 総務部総務管理局総務管理課調整管理係長に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、総務管理課が受け入れるふると寄附金の収納及び保管に関すること。
- (3) 総務部総務管理局総務管理課財産管理グループ担当係長（総務管理課長が指定した者に限る。）に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、総務管理課が実施する不動産の売払いの契約に係る入札保証金の収納及び保管に関すること。
- (4) 総務部総務管理局総務管理課施設管理グループ担当係長（総務管理課長が指定した者に限る。）に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、総務管理課が実施する庁舎の管理に関する業務委託契約に係る入札保証金の収納及び保管に関すること。
- (5) 省略
- (6) 企画振興部政策企画局広報広聴課情報公開係長に委任させる事務は、本庁各課に属する会計事務のうち、行政資料管理規程（昭和46年2月訓第127号）第2条に規定する行政資料のうち、有償頒布行政資料に指定されたものの販売代金の収納及び保管に関すること。
- (7)～(13) 省略
- (14) 次の表の左欄に掲げる出納員に委任させる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる会計事務のうち、公文書の写しの交付に要する費用を負担させるために徴収する現金（土木部土木管理局用地課収用係長にあつては、収用委員会の公文書の写しの交付に係るものに限る。）の収納及び保管に関すること。

出 納 員	会計事務
企画振興部政策企画局広報広聴課情報公開係長	省略
省略	
土木部土木管理局用地課収用係長	省略
省略	

2 省略

（使用印鑑の印影通知）

第9条 会計管理者及び室長（県外事務所の出納員を含む。第113条第2項及び第3項、第124条、第184条第1項及び第2項、第185条並びに第233条を除き、以下同じ。）は、その使用する印鑑の印影を関係の指定金融機関又は指定代理金融機関に通知しなければならない。その変更があつたときも、同様とする。

（現金の払込み）

第24条 省略

2 前項の規定にかかわらず、令第158条第1項又は第158条の2第1項の規定による歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者は、歳入の徴収又は収納をしたときは、遅滞なく指定金融機関等に払込みをしなければならない。

（決算資料の提出）

第113条 本庁各課の長は、毎会計年度その所管に係る歳入（地方機関の執行に係るものを除く。）について不納欠損額調書（様式第58号）及び当該年度に係る未収入金繰越調書（様式第59号）を、歳出について不用額調書（様式第60号）を作成し、6月30日までに会計管理者に提出しなければならない。

2 地方機関（県外事務所を除く。）の長は、毎会計年度、不納欠

とする。

- (1) 省略
- (2) 総務部管理局総務管理課調整管理係長 _____ に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、総務管理課が受け入れるふると寄附金の収納及び保管に関すること。
- (3) 総務部管理局総務管理課財産管理グループ担当係長 _____（総務管理課長が指定した者に限る。）に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、総務管理課が実施する不動産の売払いの契約に係る入札保証金の収納及び保管に関すること。
- (4) 総務部管理局総務管理課施設管理グループ担当係長 _____（総務管理課長が指定した者に限る。）に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、総務管理課が実施する庁舎の管理に関する業務委託契約に係る入札保証金の収納及び保管に関すること。
- (5) 省略
- (6) 企画振興部管理局広報広聴課情報公開係長 _____ に委任させる事務は、本庁各課に属する会計事務のうち、行政資料管理規程（昭和46年2月訓第127号）第2条に規定する行政資料のうち、有償頒布行政資料に指定されたものの販売代金の収納及び保管に関すること。
- (7)～(13) 省略
- (14) 次の表の左欄に掲げる出納員に委任させる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる会計事務のうち、公文書の写しの交付に要する費用を負担させるために徴収する現金（土木部管理局用地課収用係長 _____ にあつては、収用委員会の公文書の写しの交付に係るものに限る。）の収納及び保管に関すること。

出 納 員	会計事務
企画振興部管理局広報広聴課情報公開係長 _____	省略
省略	
土木部管理局用地課収用係長 _____	省略
省略	

2 省略

（使用印鑑の印影通知）

第9条 会計管理者及び室長（県外事務所の出納員を含む。 _____ 以下同じ。）は、その使用する印鑑の印影を関係の指定金融機関又は指定代理金融機関に通知しなければならない。その変更があつたときも、同様とする。

（現金の払込み）

第24条 省略

2 前項の規定にかかわらず、令 _____ 第158条の2第1項の規定による県税の _____ 収納の事務の委託を受けた者は、県税の _____ 収納をしたときは、遅滞なく指定金融機関等に払込みをしなければならない。

（決算資料の提出）

第113条 本庁各課の長は、毎会計年度その所管に係る歳入（地方機関の執行に係るものを除く。）について不納欠損額調書（様式第58号）及び当該年度に係る未収入金繰越調書（様式第59号）を、歳出について不用額調書（様式第60号）を作成し、6月20日までに会計管理者に提出しなければならない。

2 地方機関（県外事務所を除く。）の長は、毎会計年度、不納欠

損額調書及び当該年度に係る未収入金繰越調書を作成し、6月25日までに2部を室長_____に提出しなければならない。

3 室長は、毎会計年度、証拠書類並びに前項の規定により提出された不納欠損額調書及び当該年度に係る未収入金繰越調書をそれぞれ取りまとめ、6月30日までに1部を会計管理者に提出しなければならない。

4 県外事務所の出納員は、毎会計年度、不納欠損額調書及び当該年度に係る未収入金繰越調書を作成し、6月30日までに会計管理者に提出しなければならない。

5 省略

(県営住宅敷金の名義変更手続)

第124条 保管金等出納通知者は、愛媛県県営住宅管理条例(昭和35年愛媛県条例第15号)第17条第8項の承認の通知があつたときは、歳入歳出外現金受払簿にその旨を記帳し、直ちに名義変更決議書兼通知書(様式第70号)を会計管理者又は室長に送付しなければならない。

2 省略

(一般競争入札の参加者の資格)

第131条 契約担当者は、一般競争入札に参加しようとする者が令第167条の4第2項各号_____のいずれかに該当するときは、その者を3年以内で別に定める期間一般競争入札に参加させてはならない。

2 省略

(権利義務の譲渡等)

第156条 契約担当者は、契約の相手方から、権利又は義務を譲渡し、貸し付け、又は担保に供すること(以下「権利義務の譲渡等」という。)の申出があつたときは、その内容を明らかにした書面を提出させなければならない。ただし、契約の相手方が信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡するときは、この限りでない。

2・3 省略

(検査調書の作成)

第164条 法第234条の2第1項の規定による検査を実施した者は、検査完了後速やかに当該検査の内容を明らかにした書類(以下「検査調書」という。)を作成しなければならない。ただし_____、契約書の作成を省略した契約並びに単価契約及び長期継続契約のうち別に定める契約については、支出負担行為の関係書類に、検査の年月日及び「検収済」、「使用済」、「使役済」、「掲載済」、「登記済」等を表示し、検査を実施した職員がこれに職氏名を記載し、押印をして検査調書に代えることができる。(過年度に属する繰越未収入金計算書の提出)

第184条 本庁各課又は地方機関の長は、第31条第2項の規定により繰り越した金額について繰越未収入金計算書(様式第87号)を、翌年度4月25日までに、本庁各課及び県外事務所の長にあつては1部を会計管理者に、その他の地方機関の長にあつては2部を室長に提出しなければならない。

2 室長_____は、地方機関の長から提出された繰越未収入金計算書を取りまとめ1部を4月30日までに会計管理者に提出しなければならない。

3 省略

(歳入歳出外現金保管状況調書の提出)

損額調書及び当該年度に係る未収入金繰越調書を作成し、6月10日までに2部を室長(県外事務所の出納員を除く。次項において同じ。)に提出しなければならない。

3 室長は、毎会計年度、証拠書類並びに前項の規定により提出された不納欠損額調書及び当該年度に係る未収入金繰越調書をそれぞれ取りまとめ、6月15日までに1部を会計管理者に提出しなければならない。

4 県外事務所の出納員は、毎会計年度、不納欠損額調書及び当該年度に係る未収入金繰越調書を作成し、6月15日までに会計管理者に提出しなければならない。

5 省略

(県営住宅敷金の名義変更手続)

第124条 保管金等出納通知者は、愛媛県県営住宅管理条例(昭和35年愛媛県条例第15号)第17条第6項の承認の通知があつたときは、歳入歳出外現金受払簿にその旨を記帳し、直ちに名義変更決議書兼通知書(様式第70号)を会計管理者又は室長に送付しなければならない。

2 省略

(一般競争入札の参加者の資格)

第131条 契約担当者は、一般競争入札に参加しようとする者が令第167条の4第2項第1号から第5号までのいずれかに該当するときは、その者を3年以内で別に定める期間一般競争入札に参加させてはならない。

2 省略

(権利義務の譲渡等)

第156条 契約担当者は、契約の相手方から、権利又は義務を譲渡し、貸し付け、又は担保に供すること(以下「権利義務の譲渡等」という。)の申出があつたときは、その内容を明らかにした書面を提出させなければならない。ただし、契約の相手方が信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡するときは、この限りでない。

2・3 省略

(検査調書の作成)

第164条 法第234条の2第1項の規定による検査を実施した者は、検査完了後すみやかに当該検査の内容を明らかにした書類(以下「検査調書」という。)を作成しなければならない。この場合において、契約書の作成を省略した契約_____については、支出負担行為の関係書類に、検査の年月日及び「検収済」、「使用済」、「使役済」、「掲載済」、「登記済」等を表示し、検査を実施した職員がこれに職氏名を記載し、押印をして検査調書にかえることができる。(過年度に属する繰越未収入金計算書の提出)

第184条 本庁各課又は地方機関の長は、第31条第2項の規定により繰り越した金額について繰越未収入金計算書(様式第87号)を、翌年度4月10日までに、本庁各課及び県外事務所の長にあつては1部を会計管理者に、その他の地方機関の長にあつては2部を室長に提出しなければならない。

2 室長(県外事務所の出納員を除く。)は、地方機関の長から提出された繰越未収入金計算書を取りまとめ1部を4月20日までに会計管理者に提出しなければならない。

3 省略

第185条 本庁各課又は地方機関の長は、歳入歳出外現金の毎年度
末日における保管の状況について歳入歳出外現金保管状況調書
(様式第88号)を、翌年度4月25日までに、本庁各課及び県外事
務所の長にあつては1部を会計管理者に、その他の地方機関の長
にあつては2部を室長に提出しなければならない。

2 室長は、地方機関の長から提出された歳入歳出外現金保管状況
調書を取りまとめ1部を4月30日までに会計管理者に提出しなけ
ればならない。

第185条 削除

様式第88号及び様式第89号を次のように改める。

歳 入 歳 出 外 現 金 保 管 状 況 調 書

愛媛県会計管理者（出納室長）

様

本庁各課（地方機関）の長

出納区分

本庁各課（地方機関）名

年 月 日

印

区 分	受払番号	帳票区分	決議 / 受払日	金 額	摘要 / 債権債務者名	保管状況の説明

- 注 1 区分ごとに別葉とすること。
 2 毎年度末日における保管の状況について作成すること。

様式第89号 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第29号

地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則及び地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年4月1日

愛媛県知事 中村時広

地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則及び地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則

(地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則の一部改正)

第1条 地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則(昭和46年愛媛県規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). Content details the amendment to Article 39, Paragraph 2 of the Local Public Enterprise Act regarding the positions of staff members.

(地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部改正)

第2条 地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則(昭和46年愛媛県規則第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). Content details the amendment to Article 15, Paragraph 1 of the Local Public Enterprise Act regarding the positions of key staff members.

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第403号

愛媛県知事の資産等報告書等の閲覧に関する要綱(平成7年12月愛媛県告示第1603号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成27年4月1日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). Content details the amendment to Article 10, Paragraph 2 regarding the designated locations for public information disclosure.

○愛媛県告示第404号

愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報（平成14年3月愛媛県告示第701号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成27年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
口頭による開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭による開示請求をすることができる期間	口頭による開示請求をすることができる場所	口頭による開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭による開示請求をすることができる期間	口頭による開示請求をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容			試験等の名称	開示する内容		
愛媛県職員（選考職）採用試験（ <u>知事が実施するものに限る。</u> ）	試験種目別得点、合計得点、順位並びに一定の基準に達しない試験種目名及び検査種目名	合格発表の日から1月間	<u>総務部総務管理 局人事課</u>	愛媛県職員（選考職）採用試験	試験種目別得点、合計得点、順位並びに一定の基準に達しない試験種目及び検査種目名	合格発表の日から1月間	<u>総務部管理局人 事課</u>
愛媛県臨時職員採用試験	試験種目別得点、合計得点、順位及び一定の基準に達しない試験種目名	合格発表の日から1月間	<u>総務部総務管理 局人事課（地方 局長が実施した 採用試験にあつ ては、当該地方 局の総務県民 課）</u>	愛媛県臨時職員採用試験	試験種目別得点、合計得点、順位及び一定の基準に達しない試験種目名	合格発表の日から1月間	<u>総務部管理局人 事課（地方局 が実施した 採用試験にあつ ては、当該地方 局の総務県民 課）</u>
省略				省略			
歯科技工士国家試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から1月間	<u>保健福祉部社会 福祉医療局医療 対策課</u>	歯科技工士国家試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から1月間	<u>保健福祉部管理 局医療対策課</u>
准看護師試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から1月間	<u>保健福祉部社会 福祉医療局医療 対策課</u>	准看護師試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から1月間	<u>保健福祉部管理 局医療対策課</u>
省略				省略			
職業訓練指導員試験	科目別得点	合格発表の日から1月間	<u>経済労働部産業 雇用局労政雇用 課</u>	職業訓練指導員試験	科目別得点	合格発表の日から1月間	<u>経済労働部管理 局労政雇用課</u>
技能検定	科目別得点	合格発表の日から1月間	<u>経済労働部産業 雇用局労政雇用 課</u>	技能検定	科目別得点	合格発表の日から1月間	<u>経済労働部管理 局労政雇用課</u>
省略				省略			
砂利採取業務主任者試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から1月間	<u>土木部土木管理 局土木管理課</u>	砂利採取業務主任者試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から1月間	<u>土木部管理局土 木管理課</u>
採石業務管理者試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から1月間	<u>土木部土木管理 局土木管理課</u>	採石業務管理者試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から1月間	<u>土木部管理局土 木管理課</u>

○愛媛県告示第405号

愛媛県消費生活審議会規程（昭和50年7月愛媛県告示第721号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成27年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（ 庶 務 ） 第 7 条 審議会の庶務は、 <u>県民環境部県民生活局県民生活課</u> において処理する。	（ 庶 務 ） 第 7 条 審議会の庶務は、 <u>県民環境部管理局県民生活課</u> において処理する。

○愛媛県告示第406号

愛媛県消費者苦情処理審査会規程（昭和50年7月愛媛県告示第722号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成27年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（ 庶 務 ） 第 7 条 審査会の庶務は、 <u>県民環境部県民生活局県民生活課</u> において処理する。	（ 庶 務 ） 第 7 条 審査会の庶務は、 <u>県民環境部管理局県民生活課</u> において処理する。

○愛媛県告示第407号

愛媛県青少年保護審議会規程（昭和42年12月愛媛県告示第1050号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成27年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（ 庶 務 ） 第 7 条 審議会の庶務は、 <u>県民環境部県民生活局男女参画・県民協働課</u> において処理する。	（ 庶 務 ） 第 7 条 審議会の庶務は、 <u>県民環境部管理局男女参画・県民協働課</u> において処理する。

○愛媛県告示第408号

愛媛県人権施策推進協議会規程（平成13年3月愛媛県告示第605号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成27年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（ 庶 務 ） 第 5 条 協議会の庶務は、 <u>県民環境部県民生活局人権対策課</u> において処理する。	（ 庶 務 ） 第 5 条 協議会の庶務は、 <u>県民環境部管理局人権対策課</u> において処理する。

○愛媛県告示第409号

愛媛県いじめ問題再調査委員会規程（平成26年3月愛媛県告示第397号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成27年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第8条 委員会の庶務は、 <u>県民環境部県民生活局人権対策課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 委員会の庶務は、 <u>県民環境部管理局人権対策課</u> において処理する。

○愛媛県告示第410号

愛媛県環境影響評価技術指針(平成11年5月愛媛県告示第739号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。ただし、改正後の愛媛県環境影響評価技術指針第7条から第9条まで及び第18条から第20条までの規定は、この告示の施行の日以後に愛媛県環境影響評価条例(平成11年愛媛県条例第1号)第7条の規定による公告をした事業について適用し、同日前に当該公告をした事業については、なお従前の例による。

平成27年4月1日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(環境影響評価の項目の選定) 第7条 対象事業に係る環境影響評価の項目の選定は、次に掲げる各環境要素の区分に対応した範囲内において、次項から第8項までに定めるところにより行うものとする。 (1) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(第4号に掲げるものを除く。) ア 大気環境 ア 大気環境 ア 大気環境 イ 騒音(周波数が20ヘルツから100ヘルツまでの音によるものを含む。以下同じ。)及び超低周波音(周波数が20ヘルツ以下の音をいう。) イ 騒音 ウ・エ 省略 オ その他 気象、風害等 イ・ウ 省略 (2)~(4) 省略 2~4 省略 5 第2項の規定による項目の選定は、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者(以下「専門家等」という。)の助言を受けて行うものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、 <u>当該専門家等の所属する機関の種別を明らかにするよう努めるとともに、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにすることとする。</u> 6~8 省略 (環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定) 第8条 省略 2 前項の規定による手法の選定は、第6条の規定により把握した情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて行うものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、 <u>当該専門家等の所属する機関の種別を明らかにするよう努めるとともに、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにすることとする。</u> 3・4 省略 (参考手法並びにその簡略化及び重点化) 第9条 参考項目に係る調査及び予測の手法の選定に当たっては、各参考項目ごとに別表第2に掲げる参考となる調査及び予測の手	(環境影響評価の項目の選定) 第7条 対象事業に係る環境影響評価の項目の選定は、次に掲げる各環境要素の区分に対応した範囲内において、次項から第8項までに定めるところにより行うものとする。 (1) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(第4号に掲げるものを除く。) ア 大気環境 ア 大気環境 ア 大気環境 イ 騒音 ウ・エ 省略 オ その他 気象、風害、 <u>低周波空気振動等</u> イ・ウ 省略 (2)~(4) 省略 2~4 省略 5 第2項の規定による項目の選定は、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者(以下「専門家等」という。)の助言を受けて行うものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、 <u>その内容</u> <u>及び当該専門家等の専門分野を明らかにすることとする。</u> 6~8 省略 (環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定) 第8条 省略 2 前項の規定による手法の選定は、第6条の規定により把握した情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて行うものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、 <u>その内容</u> <u>及び当該専門家等の専門分野を明らかにすることとする。</u> 3・4 省略 (参考手法並びにその簡略化及び重点化) 第9条 参考項目に係る調査及び予測の手法の選定に当たっては、各参考項目ごとに別表第2に掲げる参考となる調査及び予測の手

法（以下この項及び同表において「参考手法」という。）を勘案しつつ、最新の科学的知見を反映するよう努めるとともに、第6条の規定により把握した情報を踏まえ、最適な手法を選定しなければならない。この場合において

、必要に応じて、参考手法より簡略化された調査若しくは予測の手法の選定（次項において「手法の簡略化」という。）又は参考手法より詳細な調査若しくは予測の手法の選定（第3項において「手法の重点化」という。）を行うものとする。

2・3 省略

（事後調査の項目の選定）

第18条 省略

2 前項の規定による選定に当たっては、第6条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な根拠に基づき行うものとする。

3・4 省略

（事後調査の調査の手法）

第19条 省略

2 省略

3 第1項の規定による手法の選定に当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な根拠に基づき行うものとする。

（事後調査後の環境保全措置の検討）

第20条 省略

2・3 省略

4 事後調査の終了並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な検討を行うよう留意しなければならない。

法（以下この項及び同表において「参考手法」という。）を勘案して行わなければ

ならない。この場合において、第6条の規定により把握した情報を踏まえ、必要に応じて、参考手法より簡略化された調査若しくは予測の手法の選定（次項において「手法の簡略化」という。）又は参考手法より詳細な調査若しくは予測の手法の選定（第3項において「手法の重点化」という。）を行うものとする。

2・3 省略

（事後調査の項目の選定）

第18条 省略

2 前項の規定による選定に当たっては、第6条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて

行うものとする。

3・4 省略

（事後調査の調査の手法）

第19条 省略

2 省略

（事後調査後の環境保全措置の検討）

第20条 省略

2・3 省略

○愛媛県告示第411号

愛媛県身体障害者更生相談所運営規程（昭和39年6月愛媛県告示第494号）は、廃止する。

平成27年4月1日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第412号

愛媛県がん対策推進委員会規程（平成22年3月愛媛県告示第422号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成27年4月1日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（庶務） 第6条 委員会の庶務は、 <u>保健福祉部社会福祉医療局医療対策課</u> において処理する。	（庶務） 第6条 委員会の庶務は、 <u>保健福祉部管理局医療対策課</u> において処理する。

○愛媛県告示第413号

基準点測量成果の写の保管閲覧等に関する規程（昭和31年7月愛媛県告示第422号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成27年4月1日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第21条第1項の規定により、<u>国土交通大臣</u>から送付を受けた成果の写の保管閲覧等について定めることを目的とする。</p> <p>(事務担当課及び主務者)</p> <p>第3条 成果の写しの保管及び閲覧に関する事務は、<u>農林水産部農政企画局農政課</u>において行うものとし、部長は、その主務者を指名するものとする。</p> <p>2 省略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第21条第1項の規定により、<u>内閣総理大臣</u>から送付を受けた成果の写の保管閲覧等について定めることを目的とする。</p> <p>(事務担当課及び主務者)</p> <p>第3条 成果の写しの保管及び閲覧に関する事務は、<u>農林水産部管理局農政課</u>において行うものとし、部長は、その主務者を指名するものとする。</p> <p>2 省略</p>

○愛媛県告示第414号

測量業者登録簿閲覧所の名称及び場所(昭和37年1月愛媛県告示第1号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。
平成27年4月1日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">愛媛県測量業者登録簿 閲覧所</td> <td style="text-align: center;">松山市 <u>愛媛県土木部土木管理局土 木管理課内</u></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	場 所	愛媛県測量業者登録簿 閲覧所	松山市 <u>愛媛県土木部土木管理局土 木管理課内</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">愛媛県測量業者登録簿 閲覧所</td> <td style="text-align: center;">松山市 <u>愛媛県土木部管理局土木管 理課内</u></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	場 所	愛媛県測量業者登録簿 閲覧所	松山市 <u>愛媛県土木部管理局土木管 理課内</u>
名 称	場 所								
愛媛県測量業者登録簿 閲覧所	松山市 <u>愛媛県土木部土木管理局土 木管理課内</u>								
名 称	場 所								
愛媛県測量業者登録簿 閲覧所	松山市 <u>愛媛県土木部管理局土木管 理課内</u>								

○愛媛県告示第415号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、県営住宅の家賃の収納の事務を次のとおり委託した。

平成27年4月1日

愛媛県知事 中村時広

1 委託した事務の範囲及び内容

県営住宅家賃のうち、県営住宅を退去した者に係る滞納家賃の

収納の事務

2 受託者の名称及び主たる事務所の所在地

ニッテレ債権回収株式会社

東京都港区芝浦三丁目16番20号

3 委託期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

訓 令

○愛媛県訓令第3号

庁 中 一 般

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年4月1日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令

愛媛県処務細則(昭和29年愛媛県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(営業本部長)</p> <p>第3条の2 営業本部長は、知事の命を受け、<u>県産品の流通・販売対策、企業立地、誘客促進等の営業に関する業務</u>を行う。</p> <p>(防災安全統括部長)</p> <p>第3条の3 <u>防災安全統括部長</u>は、知事の命を受け、<u>防災及び減災</u></p>	<p>(営業本部長)</p> <p>第3条の2 営業本部長は、知事の命を受け、<u>県産品の流通・販売対策等</u>の営業に関する業務を行う。</p>

に関する対策の統括に関する業務を行う。

(局長)

第4条 総務管理局长、政策企画局长、県民生活局长、社会福祉医療局长、産業雇用局长、農政企画局长及び土木管理局长は、部長を補佐し、部内の調整を行うとともに、上司の命を受け、それぞれ総務管理局、政策企画局、県民生活局、社会福祉医療局、産業雇用局、農政企画局及び土木管理局の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

2 行財政改革局长、地域振興局长、防災局长、環境局长、健康衛生局长、生きがい推進局长、産業支援局长、観光交流局长、農業振興局长、森林局长、水産局长、河川港湾局长及び道路都市局长は、上司の命を受け、それぞれ行財政改革局、地域振興局、防災局、環境局、健康衛生局、生きがい推進局、産業支援局、観光交流局、農業振興局、森林局、水産局、河川港湾局及び道路都市局の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(営業副本部長)

第4条の2 営業副本部長は、営業本部長を補佐し、営業本部内の調整を行うとともに、上司の命を受け、県産品の流通・販売対策、企業立地、誘客促進等の営業に関する業務を行う。

(次長)

第6条の2 総務担当次長は、えひめ国体推進局长を補佐し、えひめ国体推進局内の調整を行うとともに、上司の命を受け、えひめ国体推進局(国体競技力向上対策課を除く。)の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

2 競技力向上担当次長は、上司の命を受け、競技力の向上に関する事務を調整し、整理するとともに、国体競技力向上対策課の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(営業本部マネージャー)

第12条 営業本部マネージャーは、上司の命を受け、県産品の流通・販売対策、企業立地、誘客促進等の営業に関する業務を行う。

第13条 省略

(学校連携推進監)

第13条の2 学校連携推進監は、上司の命を受け、学校との連携の推進及び協力体制の構築に係る事務を処理する。

(営業主幹)

第18条 営業主幹は、上司の命を受け、県産品の流通・販売対策、企業立地、誘客促進等の営業に関する業務を調整し、整理するとともに、当該業務を担当する職員を指揮監督する。

第30条 省略

(すご味係長)

第30条の2 すご味係長は、上司の命を受け、愛媛産の農林水産物及び加工品の流通・販売対策等の営業に係る事務を管理する。

(すごモノ係長)

第30条の3 すごモノ係長は、上司の命を受け、愛媛県伝統的特産品等の流通・販売対策等の営業に係る事務を管理する。

第30条の4 省略

(スゴ技係長)

第30条の5 スゴ技係長は、上司の命を受け、企業間連携の促進及び県内のものづくり企業の販路開拓支援に係る事務を管理する。

(局長)

第4条 管理局长

は、部長を補佐し、部内の調整を行うとともに、上司の命を受け、管理局长の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

2 行財政改革局长、地域振興局长、防災局长、環境局长、健康衛生局长、生きがい推進局长、産業支援局长、農業振興局长、森林局长、水産局长、河川港湾局长及び道路都市局长は、上司の命を受け、それぞれ行財政改革局、地域振興局、防災局、環境局、健康衛生局、生きがい推進局、産業支援局、農業振興局、森林局、水産局、河川港湾局及び道路都市局の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(しまのわ2014推進監)

第5条の2 しまのわ2014推進監は、上司の命を受け、瀬戸内しまのわ2014の推進等に関する事務を処理する。

(次長)

第6条の2 次長は、えひめ国体推進局长を補佐し、えひめ国体推進局内の調整を行うとともに、上司の命を受け、えひめ国体推進局の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(営業本部マネージャー)

第12条 営業本部マネージャーは、営業本部長の命を受け、県産品の流通・販売対策等の営業に関する業務を行う。

第13条 省略

(営業主幹)

第18条 営業主幹は、上司の命を受け、県産品の流通・販売対策等の営業に関する業務を調整し、整理するとともに、当該業務を担当する職員を指揮監督する。

第30条 省略

第30条の2 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第4号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
<p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 専決 部長（えひめ国体推進局長を含む。第5条第1項において同じ。）、営業本部長、<u>防災安全統括部長</u>、局長（えひめ国体推進局長を除く。同項において同じ。）、<u>総務担当次長</u>、<u>競技力向上担当次長</u>、出納局長、課長、室長、営業本部マネージャー、原子力安全対策推進監、高速道路推進監、出納員（出納局会計課長及び審査課長並びに出納局の主幹（担当事務に限る。）に限る。以下同じ。）又は主幹（担当事務に限る。）、課長補佐若しくは検査班長（担当事務に限る。）（以下「主幹等」という。）が、常時、知事（出納員にあつては、会計管理者）に代わつて特に定められた範囲の事務の処理について意思の決定を行うことをいう。</p> <p>(3) 省略</p> <p>（代決者）</p> <p>第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。</p>		<p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 専決 部長（えひめ国体推進局長を含む。第5条第1項において同じ。）、営業本部長_____、局長（えひめ国体推進局長を除く。同項において同じ。）、次長_____、出納局長、課長、室長、営業本部マネージャー、原子力安全対策推進監、高速道路推進監、出納員（出納局会計課長及び審査課長_____に限る。以下同じ。）又は主幹（担当事務に限る。）、課長補佐若しくは検査班長（担当事務に限る。）（以下「主幹等」という。）が、常時、知事（出納員にあつては、会計管理者）に代わつて特に定められた範囲の事務の処理について意思の決定を行うことをいう。</p> <p>(3) 省略</p> <p>（代決者）</p> <p>第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。</p>	
区分	決裁者	代決者	
		第1次代決者	第2次代決者
知事の 権限に 属する 事務	省略		
	部長	局長（えひめ国体推進局にあつては、 <u>総務担当次長又は競技力向上担当次長</u> ）	省略
	営業本部長	<u>営業副本部長</u>	<u>営業本部マネージャ</u> 二
	防災安全統括部長	<u>防災局長</u>	
	省略		
	総務担当次長	省略	
	競技力向上担当次長	課長	<u>主幹又は課長が指定した職員</u>
	省略		
区分	決裁者	代決者	
		第1次代決者	第2次代決者
知事の 権限に 属する 事務	省略		
	部長	局長（えひめ国体推進局にあつては、 <u>次長</u> _____）	省略
	営業本部長	<u>営業本部マネージャ</u> 二	
	省略		
	次長	省略	
	省略		
	省略		
	省略		

会計管理者の権限に属する事務	会計管理者	出納局会計課長又は審査課長の職にある出納員（以下「出納員（課長）」という。）	出納局の主幹の職にある出納員（以下「出納員（主幹）」という。）（担当事務に限る。）
	出納員（課長）	出納員（主幹）（担当事務に限る。）	
	出納員（主幹）	出納員（主幹）が指定した職員	

2 省略

別表第1（第4条関係）

知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の種類	事 項	決裁区分			
		知事	専決者		
			部 長	局 長	課 長 主 幹
1～10 省略					
11 公益法人に関する事務	1 省略				
	2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この項において「整備法」という。）の施行に関する事				

会計管理者の権限に属する事務	会計管理者	出納員	主幹
	出納員	主幹（担当事務に限る。）	

2 省略

別表第1（第4条関係）

知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の種類	事 項	決裁区分			
		知事	専決者		
			部 長	局 長	課 長 主 幹
1～10 省略					
11 公益法人に関する事務	1 省略				
	2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この項において「整備法」という。）の施行に関する事				
	(1) 公益法人への移行の認定（整備法第44条、第105条）				
	(2) 一般社団法人及び一般財団法人（以下この項において「一般法人」という。）への移行の認可（整備法第45条、第120条第5項）				
	(3) 移行期間の満了による解散の登記の嘱託（整備法第46条第2項）				
	(4) 特例財団法人の吸収合併契約に係る手続の承認（整備法第67条第2項）				
	(5) 特例民法法人の合併の認可（整備法第69条第1項）				
	(6) 特例民法法人の合併の認可の申請書の送付等（整備法第69条第5項）				
	(7) 合併存続特例民法法人の登記の届出の受理（整備法第72条第2項）				
(8) 特例財団法人の最初の評議員の選任に係る認可（整備法第92条）					

						(9) 特例財団法人の定款の変更 認可（整備法第94条第6項）	—		
						(10) 措置命令（整備法第96条第 1項）	—		
						(11) 解散命令（整備法第96条第 2項、第3項）	—		
						(12) 解散命令に係る登記の囑託 （整備法第97条）			—
						(13) 公益法人への移行の認定に 関する意見の聴取（整備法第 104条、認定法第8条）			—
						(14) 公益法人への移行の認定の 申請書の提出に係る旧主務官 庁への通知（整備法第105条）			—
						(15) 公益法人又は一般法人への 移行の登記の届出の処理（整 備法第106条第2項、第108条 第1項、第121条第1項）			—
					(1) 一般社団法人及び一般財団 法人（以下この項において 「一般法人」という。）への 移行の認可の取消し（整備法 第109条第2項 ___、第131条第1項、第3項 ___）				
					(2) _____ ___一般法人への移行の認可の 取消しに係る解散の登記の囑 託（整備法第109条第5項、第 131条第5項）				
						(16) 公益法人への移行の認定又 は一般法人 _____への 移行の認可の取消し（整備法 第109条第1項、第2項、第3 項、第131条第1項、第2項、 第3項、認定法第29条第4 項）			
						(17) 公益法人への移行の認定又 は一般法人への移行の認可の 取消しに係る解散の登記の囑 託（整備法第109条第5項、第 131条第5項）			
						(18) 公益法人への移行の認定又 は一般法人への移行の認可を しない処分に係る解散の登記 の囑託（整備法第110条第2 項、第121条第2項）			—
						(19) 旧主務官庁への意見の聴取 （整備法第120条第4項）			—
						(20) 一般法人への移行の認可の 申請書の提出に係る旧主務官 庁への通知（整備法第120条第 5項）			—
					(3) 省略	(21) 省略			
					(4) 省略	(22) 省略			
					(5) 省略	(23) 省略			
					(6) 省略	(24) 省略			
					(7) 省略	(25) 省略			
					(8) 省略	(26) 省略			
					(9) 省略	(27) 省略			

	(10) 省略				
	(11) 省略				
	(12) 省略				
	(13) 合議制の機関への諮問（整備法第133条第3項第1号、第2号、第4項、第138条第2項）				
	(14) 省略				
	(15) 省略				
	3 省略				
12～25 省略					
26 行政 手続に おける 特定の 個人を 識別す るため の番号 の利用 等に関 する法 律の施 行に関 する事 務	1 特定個人情報保護評価に関すること。				
	(1) 基礎項目評価書及び重点項目評価書の作成及び修正（特定個人情報保護評価指針（以下この部において「指針」という。）第5の3(1)、(2)、4、特定個人情報保護評価に関する規則（以下この部において「規則」という。）第14条）				—
	(2) 全項目評価書の作成及び修正並びに公示（指針第5の3(3)、4、規則第7条第1項、第2項、第14条）	—			
	(3) 全項目評価書に係る愛媛県情報公開・個人情報保護審査会の意見聴取（規則第7条第4項）				—
27 省略					

備考 1 えひめ国体推進局におけるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは「局長」とし、総務担当次長又は競技力向上担当次長の担任事務に係る同表の規定の適用については、同欄中「局長」とあるのはそれぞれ「総務担当次長」又は「競技力向上担当次長」とする。

2 室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。

(1)～(3) 省略

(4) 11の部1の項(2)から(4)まで、(7)から(10)まで、(14)、

	(28) 省略				
	(29) 省略				
	(30) 省略				
	(31) 合議制の機関への諮問（整備法第133条第2項、第3項第1号、第2号、第4項、第138条第2項）				
	(32) 省略				
	(33) 省略				
	3 省略				
12～25 省略					
26 行政 手続に おける 特定の 個人を 識別す るため の番号 の利用 等に関 する法 律の施 行に関 する事 務					
27 省略					

備考 1 えひめ国体推進局におけるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは「局長」と、「局長」とあるのは「次長」とし、障害者スポーツ大会課に属する事務に係る次に掲げる同表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「主幹」とあるのは、「課長」とする。

(1) 2の部12の項(2)

(2) 6の部15の項

(3) 8の部3の項及び5の項(2)

(4) 14の部1の項(4)、3の項(2)、5の項(2)、(4)及び(6)から(9)まで並びに6の項

(5) 17の部4の項(1)ウ及び(2)エ

(6) 26の部1の項(3)イ

2 室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。

(1)～(3) 省略

(4) 11の部1の項(2)から(4)まで、(7)から(10)まで、(14)、

(16)から(18)まで、(20)及び(21)並びに2の項(2)から(8)まで、(12)、(14)及び(15)

(5)～(7) 省略

3 営業副本部長、営業本部マネージャー、営業主幹、すご味係長又はすごモノ係長の職にある者の服務に関する事務に係るこの表6の部5の項(2)及び6の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「営業副本部長」とする。

4 省略

5 営業副本部長、営業本部マネージャー、営業主幹、すご味係長又はすごモノ係長の職にある者の営利企業等の従事許可等に関する事務に係るこの表6の部8の項及び非常勤の消防団員との兼職の承認に関する事務に係る同部9の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「経済労働部長」とする。

6 営業本部長、営業副本部長、営業本部マネージャー、営業主幹、すご味係長又はすごモノ係長の職にある者の通勤手当等の決定に関する事務に係るこの表6の部18の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「産業政策課長」とする。

7 県民環境部防災局に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「防災安全統括部長」とする。

(1) 2の部4の項、6の項、8の項及び11の項

(2) 3の部5の項(1)及び(2)

(3) 4の部2の項(3)並びに3の項(6)及び(7)

(4) 5の部2の項、7の項及び8の項(1)

(5) 6の部5の項(2)、6の項、11の項(3)及び14の項

(6) 8の部2の項(1)イ及び(2)イ、4の項、8の項、10の項並びに11の項

(7) 9の部2の項

(8) 10の部1の項、7の項(2)、8の項(2)及び9の項(2)

(9) 11の部1の項の(1)、(6)、(11)から(13)まで、(15)及び(19)、2の項(1)、(2)、(9)から(11)まで、(16)、(27)から(29)まで及び(31)並びに3の項

(10) 12の部2の項から9の項まで、12の項から24の項まで及び33の項

(11) 13の部

(12) 14の部1の項(1)、2の項(2)並びに4の項(1)イ、(2)イ、(3)イ、(4)ア、(5)イ及び(6)イ

(13) 15の部1の項(2)

(14) 17の部1の項(1)イ、(2)イ及び(3)、2の項(1)及び(4)、3の項(1)イ、(2)イ及び(3)、4の項(1)ア及び(2)イ、5の項並びに7の項(1)、(3)及び(4)

(15) 19の部1の項(2)

(16) 23の部

(17) 24の部1の項(1)

(18) 26の部1の項(2)

8 防災安全統括部長の職にある者の通勤手当等の決定に関する事務に係るこの表6の部18の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「県民生活課長」とする。

(16)から(18)まで、(20)及び(21)並びに2の項(3)、(6)、(7)、(12)から(15)まで、(17)から(26)まで、(30)、(32)及び(33)

(5)～(7) 省略

3 _____ 営業本部マネージャー又は営業主幹 _____ の職にある者の服務に関する事務に係るこの表6の部5の項(2)及び6の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「営業副本部長」とする。

4 省略

5 _____ 営業本部マネージャー又は営業主幹 _____ の職にある者の営利企業等の従事許可等に関する事務に係るこの表6の部8の項及び非常勤の消防団員との兼職の承認に関する事務に係る同部9の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「経済労働部長」とする。

6 営業本部長 _____、営業本部マネージャー又は営業主幹 _____ の職にある者の通勤手当等の決定に関する事務に係るこの表6の部18の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「産業政策課長」とする。

- 9 省略
- 10 省略
- 11 10の規定にかかわらず、営業本部長、営業副本部長、営業本部マネージャー、営業主幹、すご味係長又はすごモノ係長の職にある者の手当の認定等に関する事務に係るこの表6の部16の項、17の項及び19の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「産業政策課長」とする。
- 12 10の規定にかかわらず、防災安全統括部長の職にある者の手当の認定等に関する事務に係るこの表6の部16の項、17の項及び19の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「県民生活課長」とする。

13 省略

別表第2（第4条関係）

知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部 長	局 長	課 長 主 幹
市 町 振 興 課	1～3 省略					
	4 行政 手続に おける 特定の 個人を 識別す るため の番号 の利用 等に関 する法 律の施 行に関 する事 務	1 <u>特定個人情報保護評価に係る評価書等の特定個人情報保護委員会への提出並びに当該評価書等の公表（特定個人情報保護評価に関する規則第3条、第5条、第6条、第7条第5項、第6項、第14条）</u>				
	5 省略					
	6 省略					
	7 省略					
	8 省略					
	9 省略					
	10 省略					
	11 省略					
	12 省略					
	13 省略					
	14 省略					
	15 省略					
	16 省略					

- 7 省略
- 8 省略
- 9 8の規定にかかわらず、営業本部長 _____、営業本部マネージャー又は営業主幹 _____ の職にある者の手当の認定等に関する事務に係るこの表6の部16の項、17の項及び19の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「産業政策課長」とする。

10 省略

別表第2（第4条関係）

知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部 長	局 長	課 長 主 幹
市 町 振 興 課	1～3 省略					
	4 省略					
	5 省略					
	6 省略					
	7 省略					
	8 省略					
	9 省略					
	10 省略					
	11 省略					
	12 省略					
	13 省略					
	14 省略					
	15 省略					

17	省略					
18	省略					

16	省略					
17	省略					

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分			
			知 事	専 決 者		
				部 長	局 長	課 長 主 幹
私 学 文 書 課	1 私立 学校に 関する 事務(其 他の主 管に属 するも のを除 く。)	1 学校教育法に関すること。				
		(1) 私立学校(専修学校及び各種学校を除く。)の設置、廃止及び設置者の変更の認可(第4条第1項)				
		(2) 私立学校(専修学校及び各種学校を除く。)に係る(1)に掲げるもの以外の認可(第4条第1項)				
		(3) 専修学校の設置、廃止、設置者の変更及び目的の変更の認可(第130条第1項)				
		(4) 各種学校の設置、廃止、設置者の変更等の認可(第4条第1項、第134条第2項)				
		(5) 校長の届出の受理(第10条、第133条第1項、第134条第2項)				—
		(6) _____学校閉鎖命令(第13条第1項、第133条第1項、第134条第2項)				
		(7) 設備、授業等の変更命令(第14条、第133条第1項、第134条第2項)		—		
		(8) 専修学校及び各種学校の設置勧告及び教育の停止命令(第136条第1項、第2項)				
		(9) 専修学校及び各種学校の教育の停止命令に係る意見の聴取(第136条第3項)		—		
2 私立学校法に関すること。		(1) 私立学校審議会の意見聴取(第8条第1項、第26条第2項、第31条第2項、第32条第2項、第50条第3項、第60条第2項、第10項、第61条第2項、第62条第2項、第64条第7項)		—		

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分			
			知 事	専 決 者		
				部 長	局 長	課 長 主 幹
私 学 文 書 課	1 私立 学校に 関する 事務 _____	1 学校教育法に関すること。				
		(1) 私立学校(専修学校及び各種学校を除く。)の設置、廃止及び設置者の変更の許可(第4条_____)				
		(2) 私立学校(専修学校及び各種学校を除く。)に係る(1)に掲げるもの以外の許可(第4条_____)				
		(3) 専修学校の設置、廃止、設置者の変更及び目的の変更の認可(第130条_____)				
		(4) 各種学校の設置、廃止、設置者の変更等の認可(第4条、第134条_____)				
		(5) 私立学校の学校閉鎖命令(第13条_____)				
		(6) 専修学校及び各種学校の設置勧告及び教育の停止命令(第136条_____)				
		2 私立学校法に関すること。				

(2) 学校法人の寄附行為の認可(第31条第1項)					(1) 学校法人の寄附行為の認可(第31条_____)				
(3) 準学校法人の寄附行為の認可(第31条第1項、第64条第5項)					(2) 準学校法人の寄附行為の認可(第31条、第64条_____)				
(4) 学校法人の解散の認可又は認定及び合併の認可(第50条第2項、第52条第2項)					(3) 学校法人の解散の認可又は認定及び合併の認可(第50条、第52条_____)				
(5) 準学校法人の解散の認可又は認定及び合併の認可(第50条第2項、第52条第2項、第64条第5項)					(4) 準学校法人の解散の認可又は認定及び合併の認可(第50条、第52条、第64条_____)				
(6) 学校法人及び準学校法人の寄附行為の補充(第32条第1項、第64条第5項)					(5) 学校法人及び準学校法人の寄附行為の補充(第32条、第64条_____)				
(7) 学校法人及び準学校法人の収益事業の種類の設定及び停止命令(第26条第2項、第61条第1項、第64条第5項)					(6) 学校法人及び準学校法人の収益事業の種類の設定及び停止命令(第26条、第61条、第64条_____)				
(8) 学校法人の寄附行為の変更の認可(第45条第1項)					(7) 学校法人の寄附行為の変更の認可(第45条_____)				
(9) 準学校法人の寄附行為の変更の認可(第45条第1項、第64条第5項)					(8) 準学校法人の寄附行為の変更の認可(第45条、第64条_____)				
(10) 学校法人及び準学校法人に対する措置命令(第60条第1項、第64条第5項)	—								
(11) 学校法人及び準学校法人に対する役員解任の勧告(第60条第9項、第64条第5項)	—								
(12) 学校法人及び準学校法人の解散命令(第62条第1項、第64条第5項)					(9) 学校法人及び準学校法人の解散命令(第62条、第64条_____)				
(13) 学校法人及び準学校法人に対する報告徴収及び立入検査(第63条第1項、第64条第5項)			—						
(14) 学校法人及び準学校法人の組織変更の認可(第31条第1項、第64条第6項、第7項)	—								
3 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の施行に関すること。					3 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の施行に関すること。				
(1)～(3) 省略					(1)～(3) 省略				
(4) 就学支援金の支払の一時差止め(第9条)			—						

(5) 省略					
(6) 受給権者の保護者等の収入の状況に関する事項の届出の受理（第17条）					—
(7) 省略					
(8) 省略					
(9) 省略					
(10) 省略					
(11) 省略					
(12) 省略					
(13) 省略					
(14) 省略					
(15) 省略					
(16) 省略					
(17) 省略					
(18) 省略					
4・5 省略					
6 省略					

(4) 省略					
(5) 省略					
(6) 省略					
(7) 省略					
(8) 省略					
(9) 省略					
(10) 省略					
(11) 省略					
(12) 省略					
(13) 省略					
(14) 省略					
(15) 省略					
(16) 省略					
4・5 省略					
6 私立学校教職員共済組合に関すること。					—
7 省略					

別表第3（第4条関係）

知事の権限に属する企画振興部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
総合政策課	1～7 省略				

別表第3（第4条関係）

知事の権限に属する企画振興部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
総合政策課	1～7 省略				

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
自転車新文化推進室	1 自転車の総合企画、総合調整及び推進に関する事務	1 自転車施策の総合企画、総合調整及び推進	—		

2 自転 車新文 化の普 及及び 拡大に 関する 事務	1 自転車新文化の普及及び拡 大	—			
---	---------------------	---	--	--	--

組織名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者		
				部 長	局 長	課 長
交通 対 策 課	1～6 省略					
	7 自動 車運 代行 業の 業務 の適 正化 に関 する 法律 の施 行に 関 する 事務	1 報告の徴収及び立入検査 (第21条第2項)				—

別表第4(第4条関係)

知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の 種 類	事 項	決裁区分				
			知 事	専決者			
				部 長	局 長	課 長	主 幹
県民 生 活 課	1～8 省略						
	9 消費 生活協 同組合 法の施 行に関 する事 務	1～12 省略 13 共済事業に係る経理の他の 経理への資金運用等の承認 (第50条の4) 14 省略 15 省略 16 省略 17 省略 18 省略 19 共済事業を行う組合の資産 運用の方法等の承認(第50条 の14) 20 省略				—	

組織名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者		
				部 長	局 長	課 長
交通 対 策 課	1～6 省略					

別表第4(第4条関係)

知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の 種 類	事 項	決裁区分				
			知 事	専決者			
				部 長	局 長	課 長	主 幹
県民 生 活 課	1～8 省略						
	9 消費 生活協 同組合 法の施 行に関 する事 務	1～12 省略 13 省略 14 省略 15 省略 16 省略 17 省略 18 省略					

	21	省略					
	22	省略					
	23	省略					
	24	省略					
	25	省略					
	26	省略					
	27	省略					
	28	省略					
	29	省略					
	30	省略					
	31	省略					
	32	省略					
	33	省略					
	34	省略					
	35	省略					
	36	省略					
	37	省略					
	38	省略					
	39	省略					
10 ~ 14	省略						

	19	省略					
	20	省略					
	21	省略					
	22	省略					
	23	省略					
	24	省略					
	25	省略					
	26	省略					
	27	省略					
	28	省略					
	29	省略					
	30	省略					
	31	省略					
	32	省略					
	33	省略					
	34	省略					
	35	省略					
	36	省略					
	37	省略					
10 ~ 14	省略						

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				防 災 安 全 統 括 部 長	局 長	課 長
消 防 防 災 安 全 課	1 ~ 14 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部 長	局 長	課 長
消 防 防 災 安 全 課	1 ~ 14 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				防 災 安 全 統 括 部 長	局 長

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部 長	局 長

									括 部 長
防 災 危 機 管 理 課	1 ~ 4 省略								

危 機 管 理 課	1 ~ 4 省略								

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者		
				防 災 安 全 統 括 部 長	局 長	課 長
原 子 力 安 全 対 策 課	1 ~ 5 省略					

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者		
				部 長	局 長	課 長
原 子 力 安 全 対 策 課	1 ~ 5 省略					

備考 省略

備考 省略

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分				
			知 事	専決者			
				部 長	局 長	課 長	主 幹
環 境 政 策 課	1 ~ 22 省略						
	23 フロ ン類の 使用の 合理化 及び管 理の適 正化に 関する 法律 ____の 施行に 関する 事務	1 第一種特定製品の管理者に 関すること。					
		(1) 指導及び助言(第17条)					
		(2) 必要な措置の勧告(第18 条第1項)					
		(3) 勧告に従わない旨の公表 (第18条第2項)					
		(4) 勧告に係る措置命令(第 18条第3項)					
(5) 通知事項の集計及び公表 (第20条第5項)							
	2 第一種フロン類充填回収業 者等に関すること。						

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分				
			知 事	専決者			
				部 長	局 長	課 長	主 幹
環 境 政 策 課	1 ~ 22 省略						
	23 特定 製品に 係るフ ロン類 の回収 及び破 壊の実 施の確 保等に 関する 法律の 施行に 関する 事務						
	1 第一種フロン類回収業者等 ____に関すること。						

	(1) 登録の実施又は拒否（第27条第1項、第28条、第29条）									(1) 登録の実施又は拒否（第9条第1項、第10条、第11条）									
	(2) 登録の更新又は拒否（第28条、第29条、第30条第1項、第2項）									(2) 登録の更新又は拒否（第10条、第11条、第12条第1項、第2項）									
	(3) 変更の届出の受理（第28条、第29条、第31条）									(3) 変更の届出の受理（第10条、第11条、第13条）									
	(4) 廃業等の届出の受理（第33条第1項）									(4) 廃業等の届出の受理（第15条第1項）									
	(5) 登録の抹消（第34条）									(5) 登録の抹消（第16条）									
	(6) 登録の取消し等（第29条第2項、第35条）									(6) 登録の取消し等（第11条第2項、第17条）									
	(7) 登録簿の閲覧（第32条）									(7) 登録簿の閲覧（第14条）									
	(8) 回収量等の報告に係る処理（第47条第3項、第4項）									(8) 回収量等の報告に係る処理（第22条第3項、第4項）									
	(9) フロン類を引き渡す者の認定（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第49条第1号）									(9) フロン類を再利用する者等の認定（特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則第7条）									
	(10) 報告の徴収（第91条）									(10) 報告の徴収（第43条）									
	(11) 立入検査及び収去（第92条第1項）									(11) 立入検査（第44条第1項）									
	3 省略									2 省略									
24～27	省略									24～27	省略								
28 土壌汚染対策法の施行に関する事務	1 指定調査機関に関すること。									28 土壌汚染対策法の施行に関する事務									
	(1) 指定（第3条第1項）																		
	(2) 指定の更新（第32条第1項）																		
	(3) 変更の届出の受理（第35条）																		
	(4) 土壌汚染状況調査等の方法の改善命令等（第36条第3項）																		
	(5) 業務規程の届出及び変更の届出の受理（第37条第1項）																		
	(6) 適合命令（第39条）																		
	(7) 業務の廃止の届出の受理（第40条）																		
	(8) 指定の取消し（第42条）																		
2 省略										1 省略									
3 要措置区域に関すること。										2 要措置区域に関すること。									

	(1) 指定(第6条第1項、第2項)	—			
	(2) 解除(第6条第2項、第4項、第5項)	—			
	(3)~(6) 省略				
	4 形質変更時要届出区域に関すること。				
	(1) 指定(第6条第2項、第11条第1項、第3項)	—			
	(2) 解除(第6条第2項、第11条第2項、第3項)	—			
	(3)~(5) 省略				
	5 報告の徴収及び立入検査(第14条第4項、第54条第1項、第3項、第4項、第5項)				
	6 省略				
	7 省略				
	8 省略				
	9 省略				
	10 省略				
29~31 省略					

	(1) 指定(第6条第1項、第2項)	—			
	(2) 解除(第6条第2項、第4項、第5項)	—			
	(3)~(6) 省略				
	3 形質変更時要届出区域に関すること。				
	(1) 指定(第6条第2項、第11条第1項、第3項)	—			
	(2) 解除(第6条第2項、第11条第2項、第3項)	—			
	(3)~(5) 省略				
	4 報告の徴収及び立入検査(第14条第4項、第54条第1項、第3項、第4項_____)				
	5 省略				
	6 省略				
	7 省略				
	8 省略				
	9 省略				
29~31 省略					

別表第5(第4条関係)

知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
保健福祉課	1 省略					
	2 公立	1~27 省略				
	大学法人愛媛県立医療技術大学に関する事務	28 償却資産の指定(公立大学法人愛媛県立医療技術大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(以下この部において「規則」という。)第9条第1項)				
		29 除去費用等の指定(規則第10条第1項)				—
	3・4 省略					
	5 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並	1 市町長の行う事務の監査(第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法(以下この部において「例による生活保護法」という。)第23条第1項)				—

別表第5(第4条関係)

知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
保健福祉課	1 省略					
	2 公立	1~27 省略				
	大学法人愛媛県立医療技術大学に関する事務	28 償却資産の指定(公立大学法人愛媛県立医療技術大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則_____第9条第1項)				
	3・4 省略					

びに永 住帰国 した中 国残留 邦人等 及び特 定配偶 者の自 立の支 援に関 する法 律の施 行に関 する事 務	2 診療内容及び診療報酬請求 の審査並びに診療報酬額の決 定（例による生活保護法第53 条第1項、第3項）	—			
	3 介護サービスの内容及び介 護の報酬の請求の審査並びに 介護の報酬の額の決定（例に よる生活保護法第53条第1 項、第3項、第54条の2第4 項）	—			
6 生活 困窮者 自立支 援法の 施行に 関する 事務	1 生活困窮者就労訓練事業に 関すること。				
	(1) 認定（第10条第1項）	—			
	(2) 認定の取消し（第10条第 3項）	—			
7 省略					
8 省略					
9 省略					
10 省略					
11 省略					
12 省略					
13 省略					
14 省略					
15 省略					
16 省略					
17 省略					
18 省略					
19 就学 前の子 どもに 関する 教育、 保育等 の総合 的な提 供の推 進に関 する法 律の施 行に関 する事 務	1 幼保連携型認定こども園に 関すること。				
	(1) 報告の徴収等（第19条第 1項）				—
	(2) 改善勧告及び改善命令 （第20条）	—			
	(3) 事業停止命令（第21条第 1項）	—			

5 省略					
6 省略					
7 省略					
8 省略					
9 省略					
10 省略					
11 省略					
12 省略					
13 省略					
14 省略					
15 省略					
16 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
医療対策課	1 医療法の施行に関する事務	1～40 省略				
		41 医療法人の合併の認可（第55条第7項、第57条第5項、第6項）				
		42～48 省略				
	2～7 省略					
8 歯科技工士の法の施行に関する事務	1 省略					
		2 省略				
		3 省略				
	9～16 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
医療対策課	1 医療法の施行に関する事務	1～40 省略				
		41 医療法人の合併の認可（第55条第7項、第57条第4項、第5項）				
		42～48 省略				
	2～7 省略					
8 歯科技工士の法の施行に関する事務	1 省略	2 歯科技工士国家試験の実施（歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条）				
		3 省略				
		4 省略				
	9～16 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
健康増進課	12 食品表示法の施行に関する事務（国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示に係るものに限る。）	1 指示に係る措置命令（第6条第5項）	—			
		2 食品の回収等の措置命令及び業務停止命令（第6条第8項）	—			
		3 公表（第7条）	—			
		4 報告の徴収及び立入検査（第8条第1項）				—
		5 試験の委託（第8条第7項）				—
		6 消費者庁長官への報告（食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令第7条第3項、第6項）				—

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
健康増進課	1～11 省略					

13 愛媛 県食の 安全安 心推進 条例の 施行に 関する 事務	1 他 ¹ の行政機関の長に対する 危害情報の申出内容の通知 (健康増進法及び食品表示法 (国民の健康の増進を図るた めに必要な食品に関する表示 に係る部分に限る。))に係る ものに限る。)(第25条第2 項ただし書)						
14 省略							
15 省略							
16 省略							
17 省略							
18 省略							

12 愛媛 県食の 安全安 心推進 条例の 施行に 関する 事務	1 他 ¹ の行政機関の長に対する 危害情報の申出内容の通知 (健康増進法_____) _____に _____に係る ものに限る。)(第25条第2 項ただし書)						
13 省略							
14 省略							
15 省略							
16 省略							
17 省略							

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分				
			知 事	専決者			
				部 長	局 長	課 長	主 幹
薬 務 衛 生 課	1 医薬 品、医 療機器 等の品 質、有 効性及 び安全 性の確 保等に 関する 法律の 施行に 関する 事務	1・2 省略					
		3 卸売販売業に関する事 こと。 (1)~(13) 省略					
		(14) 申請等がなされた旨の通 知(政令第49条第2項)					—
		(15) 省略					
		4・5 省略					
		6 再生医療等製品の販売業に 関すること。 (1)~(13) 省略					
		(14) 申請等がなされた旨の通 知(政令第49条第2項)					—
		(15) 省略					
		7 省略					
		8 医療機器及び体外診断用医 薬品の製造販売業又は製造業 に関する事 こと。 (1)~(8) 省略					
		(9) 機構に対する立入検査等 の実施の依頼(第69条の2 第2項)					—
		(10) 省略					
		(11) 省略					
		(12) 省略					
		(13) 省略					
		(14) 省略					
(15) 省略							
(16) 省略							

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分				
			知 事	専決者			
				部 長	局 長	課 長	主 幹
薬 務 衛 生 課	1 医薬 品、医 療機器 等の品 質、有 効性及 び安全 性の確 保等に 関する 法律の 施行に 関する 事務	1・2 省略					
		3 卸売販売業に関する事 こと。 (1)~(13) 省略					
		(14) 省略					
		4・5 省略					
		6 再生医療等製品の販売業に 関すること。 (1)~(13) 省略					
		(14) 省略					
		7 省略					
		8 医療機器及び体外診断用医 薬品の製造販売業又は製造業 に関する事 こと。 (1)~(8) 省略					
		(9) 省略					
		(10) 省略					
		(11) 省略					
		(12) 省略					
		(13) 省略					
		(14) 省略					
		(15) 省略					

	(17) 省略				
	(18) 省略				
	(19) 省略				
	(20) 省略				
	(21) 省略				
	(22) 省略				
	(23) 省略				
	(24) 省略				
	(25) 省略				
	(26) 省略				
	(27) 省略				
	9 ~ 13 省略				
2 ~ 17 省略					
18 食品表示法の施行に関する事務（国民の健康の保護を図るために必要な食品に関する表示に係るものに限る。）	1 指示に係る措置命令（第6条第5項）	—			
	2 食品の回収等の措置命令及び業務停止命令（第6条第8項）	—			
	3 公表（第7条）	—			
	4 報告の徴収及び立入検査（第8条第1項）			—	
	5 試験の委託（第8条第7項）			—	
	6 消費者庁長官への報告（食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令第7条第3項、第6項）			—	
19 愛媛県食の安全安心推進条例の施行に関する事務	1 ~ 5 省略				
	6 他の行政機関の長に対する危害情報の申出内容の通知（食品衛生法及び食品表示法（国民の健康の保護を図るために必要な食品に関する表示に係る部分に限る。）に係るものに限る。）（第25条第2項ただし書）				
20 省略					
21 省略					
22 省略					
23 省略					
24 省略					
25 省略					

	(16) 省略				
	(17) 省略				
	(18) 省略				
	(19) 省略				
	(20) 省略				
	(21) 省略				
	(22) 省略				
	(23) 省略				
	(24) 省略				
	(25) 省略				
	(26) 省略				
	9 ~ 13 省略				
2 ~ 17 省略					
18 愛媛県食の安全安心推進条例の施行に関する事務	1 ~ 5 省略				
	6 他の行政機関の長に対する危害情報の申出内容の通知（食品衛生法 _____ に係るものに限る。）（第25条第2項ただし書）				
19 省略					
20 省略					
21 省略					
22 省略					
23 省略					
24 省略					

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分				
			知 事	専決者			
				部 長	局 長	課 長	主 幹
子 育 て 支 援 課	1 省略						
	2 母子及び父子並びに寡婦福祉法の施行に関する事務	1 母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関すること。					
		(1) 省略					
		(2) 貸付金の償還の免除（第15条、第31条の6第5項、第32条第5項）					
		(3) 貸付金の交付の停止及び減額（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（以下この部において「政令」という。）第11条から第13条まで、第31条の7、第38条）					
		(4) 貸付金の一時償還の請求（政令第16条、第18条、第31条の7、第38条）					
		(5) 違約金の徴収（政令第17条、第31条の7、第38条）					
		(6) 償還金の支払猶予（政令第19条、第31条の7、第38条）					
		(7) 貸付業務の報告（政令第24条、第31条の7、第38条）					
		(8)～(12) 省略					
2 母子家庭、父子家庭及び寡婦の福祉の措置及び保障に関すること。							
(1) 公共的施設内における売店等の設置の許可（第25条第1項、第34条第1項）							
(2) 母子・父子福祉団体並びに母子家庭、父子家庭及び寡婦に対する福祉施策の広報（第25条第3項、第29条第1項、第31条の8、第34条第1項）							

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分				
			知 事	専決者			
				部 長	局 長	課 長	主 幹
子 育 て 支 援 課	1 省略						
	2 母子家庭及び寡婦自立促進事業に関する事務	1 母子家庭及び寡婦自立促進講習会の実施				—	
		2 母子家庭及び寡婦特別相談事業の実施				—	
	3 母子及び父子並びに寡婦福祉法の施行に関する事務	1 母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関すること。					
		(1) 省略					
		(2) 貸付金の償還の免除（第15条、第32条_____）					
		(3) 貸付金の交付の停止及び減額（母子及び寡婦福祉法施行令_____（以下この部において「政令」という。）第11条から第13条まで、第38条）					
		(4) 貸付金の一時償還の請求（政令第16条、第18条_____、第38条）					
		(5) 違約金の徴収（政令第17条_____、第38条）					
		(6) 償還金の支払猶予（政令第19条_____、第38条）					
(7) 貸付業務の報告（政令第24条_____、第38条）							
(8)～(12) 省略							
2 母子家庭_____及び寡婦の福祉の措置及び保障に関すること。							
(1) 公共的施設内における売店等の設置の許可（第25条、第34条_____）							
(2) 母子福祉団体_____並びに母子家庭_____及び寡婦に対する福祉施策の広報（第25条、第29条、第34条_____）							

3 省略					
4 省略					
5 児童 手当法 の施行 に關す る事務	1 ~ 3 省略 4 内閣総理大臣への意見の申 出（第29条第2項）				
6 省略					
7 児童 福祉法 の施行 に關す る事務	1 児童福祉施設に関するこ と。 (1) 市町が設置する施設の設 置及び廃止又は休止の届出 の受理（第35条第3項、第 11項） (2) 国、都道府県及び市町以 外の者が設置する施設の設 置認可及び廃止又は休止の 承認（第35条第4項、第12 項） (3) <u>愛媛県社会福祉審議会の 意見聴取（第35条第6項、 第46条第4項、第59条第5 項）</u> (4) 省略 (5) 省略 (6) 設置認可の取消し（第58 条第1項） (7) 省略 (8) 省略 (9) 変更の届出の受理（児童 福祉法施行規則（以下この 部において「省令」とい う。）第37条第4項から第 6項まで） (10) ~ (12) 省略				

4 省略					
5 母子 家庭、 父子家 庭及び 寡婦の 援護の 実施に 關する 事務	1 母子福祉会の育成指導 2 母子自立支援員の指導 3 母子家庭、父子家庭及び寡 婦の日常生活支援事業の実施			—	
6 省略					
7 児童 手当法 の施行 に關す る事務	1 ~ 3 省略 4 厚生労働大臣への意見の申 出（第29条第2項）				
8 省略					
9 児童 福祉法 の施行 に關す る事務	1 児童福祉施設に関するこ と。 (1) 市町が設置する施設の設 置及び廃止又は休止の届出 の受理（第35条第3項、第 6項） (2) 国、都道府県及び市町以 外の者が設置する施設の設 置認可及び廃止又は休止の 承認（第35条第4項、第7 項） (3) 省略 (4) 省略 (5) 設置認可の取消し（第58 条第1項） (6) 省略 (7) 省略 (8) 私立認定保育所の選考の 方法の届出の受理（児童福 祉法施行規則（以下この部 において「省令」とい う。）第24条の2第2項） (9) 変更の届出の受理（省令 第37条第4項から第 6項まで） (10) ~ (12) 省略				

	2 福祉の措置に関すること。				
	(1) 省略				
	(2) 児童福祉施設入所措置費 (医療費に係るものを除く。) _____ の負担 (第50条及び第55条)				
	(3)・(4) 省略				
	3・4 省略				
	5 保育士等に関すること。				
	(1)~(3) 省略				
8 就学 前の子 どもに 関する 教育、 保育等 の総合 的な提 供の推 進に関 する法 律の施 行に関 する事 務	1 認定こども園に関する こと。				
	(1) 認定(第3条第1項、第 3項、第9項)				
	(2) 認定に係る協議(第3条 第6項)				—
	(3) 省略				
	(4) 認定の取消し(第7条)			—	
	(5) 認定及び認定の取消しに 係る協議(第8条第1項)				—
	(6) 設置等の届出の受理(第 16条)				—
	(7) 設置等の認可(第17条第 1項)			—	
	(8) 愛媛県子ども・子育て会 議の意見聴取(第17条第3 項、第21条第2項、第22条 第2項)			—	
	(9) 認可に係る協議(第17条 第4項、第5項)				—
	(10) 書類の受理(第18条)				—
	(11) 認可の取消し(第22条第 1項)			—	
	(12) 園長の届出の受理(第26 条、学校教育法第10条)				—
	(13) 変更の届出の処理(第29 条)				
	(14) 運営の状況の報告の受理 (第30条第1項)				
(15) 報告の徴収(第30条第2 項)					

	2 福祉の措置に関すること。				
	(1) 省略				
	(2) 児童福祉施設入所措置費 (医療費に係るものを除く。)及び保育費用の負担 (第50条及び第55条)				
	(3)・(4) 省略				
	3・4 省略				
	5 保育士等に関すること。				
	(1)~(3) 省略				
	(4) みなし保育士の承認(児 童福祉施設の設備及び運営 に関する基準第94条第3 項)				—
10 就学 前の子 どもに 関する 教育、 保育等 の総合 的な提 供の推 進に関 する法 律の施 行に関 する事 務	1 認定こども園に関するこ と。				
	(1) 認定(第3条第1項、第 3項_____)				
	(2) 省略				
	(3) 変更の届出の処理(第7 条)				
	(4) 運営の状況の報告の受理 (第8条第1項)				
	(5) 報告の徴収(第8条第2 項)				
	(6) 認定の取消し(第10条第 1項、第2項)			—	

	(16) 省略										(7) 認定及び認定の取消しに係る協議(第11条第1項)										—
	(8) 省略																				
9 子ども・子育て支援法の施行に関する事務	1 教育・保育に関する調査等(第15条第1項、第2項)			—																	
	2 支給認定に係る援助(第25条)							—													
	3 特定教育・保育施設の利用定員に係る協議(第31条第3項、第32条第2項、第3項)																				
	4 特定教育・保育施設の便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助(第37条第2項)																				
	5 特定教育・保育施設に係る通知の受理(第39条第2項、第5項)																				
	6 施設の確認等に係る届出の受理(第41条)																				
	7 特定地域型保育事業者の便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助(第49条第2項)																				
	8 事業者の確認等に係る届出の受理(第53条)																				
	9 特定教育・保育提供者の業務管理体制の整備に関すること。																				
	(1) 届出の受理(第55条第2項から4項まで)																				
	(2) 報告の徴収及び立入検査(第56条第1項)																				
	(3) 報告等に係る要求の処理(第56条第3項、第4項)																				
	(4) 勧告(第57条第1項)																				
	(5) 勧告に従わない旨の公表(第57条第2項)																				
	(6) 措置命令(第57条第3項、第4項)																				
	(7) 措置命令に係る通知(第57条第5項)																				
10 教育・保育情報に関すること。																					
(1) 報告の処理(第58条第1項、第2項)																					
(2) 調査の実施(第58条第3項)																					
(3) 報告等の命令(第58条第4項、第5項)																					

	(4) 特定教育・保育施設等の 確認の取消し等をすべき旨 の通知(第58条第6項)																	
	11 市町村子ども・子育て支援 事業計画に関すること。																	
	(1) 協議(第61条第9項)																	
	(2) 受理(第61条第10項)																	
	12 都道府県子ども・子育て支 援事業支援計画に関するこ と。																	
	(1) 策定及び変更(第62条第 1項)																	
	(2) 愛媛県子ども・子育て会 議の意見聴取(第62条第5 項)																	
	(3) 内閣総理大臣への提出 (第62条第6項)																	
	13 施設型給付費等の負担等 (第67条)																	
10 私立	1 学校教育法に関すること。																	
幼稚園	(1) 設置、廃止及び設置者の 変更の認可(第4条第1 項)																	
に関する事務	(2) (1)に掲げるもの以外の認 可(第4条第1項)																	
(他の	(3) 校長の届出の受理(第10 条)																	
主管に	(4) 学校閉鎖命令(第13条第 1項)																	
属する	(5) 設備、授業等の変更命令 (第14条)																	
ものを	2 私立学校法に関すること (幼稚園以外の学校を設置す る学校法人に係るものを除 く。)																	
除く。	(1) 私立学校審議会の意見聴 取(第8条第1項、第26条 第2項、第31条第2項、第 32条第2項、第50条第3 項、第60条第2項、第10 項、第61条第2項、第62条 第2項)																	
)	(2) 学校法人の寄附行為の認 可(第31条第1項)																	
	(3) 学校法人の解散の認可又 は認定及び合併の認可(第 50条第2項、第52条第2 項)																	

	(4) 学校法人の寄附行為の補充 (第32条第1項)								
	(5) 学校法人の収益事業の種類の設定及び停止命令 (第26条第2項、第61条第1項)								
	(6) 学校法人の寄附行為の変更の認可 (第45条第1項)								
	(7) 学校法人に対する措置命令 (第60条第1項)								
	(8) 学校法人に対する役員解任の勧告 (第60条第9項)								
	(9) 学校法人の解散命令 (第62条第1項)								
	(10) 学校法人に対する報告徴収及び立入検査 (第63条第1項)								
11~13 省略									

別表第6 (第4条関係)

知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項

11~13 省略									

別表第6 (第4条関係)

知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
観光物産課	1 えひめお接待の心 観光振興条例の施行に関する事務	1 観光振興基本計画の策定及び変更 (第10条第1項、第3項、第4項)	—		
		2 観光振興基本計画に基づき講じた施策の実施状況の公表 (第10条第5項)		—	
	2 広域文化交流に関する事務	1 愛媛広域文化交流基盤整備の推進に関すること。	—		
		3 観光施設の整備に関する事務	1 市町の観光施設の整備指導		—
	2 観光標識の設置			—	
4 観光宣伝事業に関する事務		1 観光資料等の作成			—
		2 四国4県共同事業の実施			—
		3 観光キャンペーン事業の実施			—

5 観光 客誘致 事業の 実施に 関する 事務	1 観光展及び観光懇談会の実施			—
	2 広域観光推進事業の実施			—
	3 観光ルートの設定		—	
6 観光 団体の 指導に 関する 事務	1 社団法人愛媛県観光物産協会（平成4年7月29日に社団法人愛媛県観光協会という名称で設立された法人をいう。）の指導育成			—
	2 愛媛県旅行業協会の指導育成			—
7 旅行 業法の 施行に 関する 事務	1 旅行者（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集することにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。以下この項において同じ。）及び旅行者代理業者（以下この項において「旅行者等」という。）に関すること。			
	(1) 旅行者等の登録（第3条、第5条第2項）		—	
	(2) 旅行者の登録の有効期間の更新の登録（第6条の3第1項、第2項）		—	
	(3) 旅行者の業務の変更登録（第6条の4第1項、第2項）		—	
	(4) 旅行者等の登録事項の変更の届出の受理（第6条の4第3項）			—
	(5) 旅行者の営業保証金に係る届出の受理及び催告（第7条第2項、第4項、第8条第3項、第9条第2項、第6項、第18条第2項、第18条の2第3項、第22条の15第4項、第22条の22第2項）			—
	(6) 旅行者に対する登録の取消し（第7条第5項、第8条第3項、第9条第2項）	—		
	(7) 旅行者の取引額の報告の受理（第10条）			—
	(8) 旅行者の定める旅行業約款の認可及び変更の認可（第12条の2第1項）		—	

		(9) <u>旅行者等の事業の廃止等の届出の受理（第15条第1項から第3項まで）</u>			—
		(10) <u>旅行者等に対する業務改善命令（第18条の3第1項）</u>		—	
		(11) <u>旅行者等に対する業務停止命令及び登録の取消し（第19条）</u>		—	
		(12) <u>旅行者等の登録の抹消（第20条第1項、第2項）</u>			—
		(13) <u>登録、有効期間の更新の登録及び変更登録の拒否をしようとする場合の意見の聴取（第23条）</u>		—	
		(14) <u>報告の徴収及び立入検査（第26条第1項、第3項）</u>			—
		2 <u>旅行業協会に関すること。</u>			
		(1) <u>旧協会に対する保証社員であつた旅行者の登録の抹消の通知（第22条の23第1項）</u>			—
		3 <u>旅行者等が組織する団体に関すること。</u>			
		(1) <u>設立の届出の受理（第25条）</u>			—
		(2) <u>報告の徴収（第26条第1項）</u>			—
8	物産	1 <u>物産の販路拡大</u>			—
	<u>の販路拡大その他物産に関する事務</u>	2 <u>香川県・愛媛県共同アンテナショップ運営協議会に関すること。</u>			—
9	博覧会、展示会、見本市等に関する事務	1 <u>博覧会、展示会、見本市等の企画</u>		—	
		2 <u>博覧会、展示会、見本市等の出品物の選定</u>			—
10	伝統的工芸品産業の振興に関する法律の施行	1 <u>伝統的工芸品の指定及び指定の変更の申出書の進達（第2条第3項、第7項）</u>		—	
		2 <u>振興計画の認定申請書の進達（第4条）</u>			—
		3 <u>振興計画の変更認定申請書の進達（第5条第2項）</u>		—	

に関する事務	4 報告の徴収（第22条）			—
11 えひめ伝統工芸士に関する事務	1 えひめ伝統工芸士の認定及び認定の取消し（えひめ伝統工芸士認定規程（昭和56年10月愛媛県告示第1254号）第2条第1項、第6条）	—		

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
国際交流課	1 国際交流に関する事務	1 都道府県国際交流推進協議会に関すること。				—
		2 海外友好親善事業に関すること。				—
		3 国際交流員に関すること。				
		(1) 受入方針に関すること。				—
		(2) その他国際交流員に関すること。				—
		4 在県留学生に関すること。				—
	2 国際協力に関する事務	1 海外技術研修員の受入れに関すること。				
		(1) 受入方針に関すること。				—
		(2) その他海外技術研修員に関すること。				—
		2 青年海外協力隊の募集・啓発事業の実施				—
	3 国際観光振興事業の実施に関する事務	1 国際観光振興事業の実施				—
	4 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の施行に関する事務	1 外客来訪促進計画に関すること。				
		(1) 策定（第4条第1項）	—			
		(2) 変更（第4条第6項）		—		
(3) 観光庁長官への同意申請（第4条第2項、第6項）				—		
(4) 関係市町との協議（第4条第4項、第6項）				—		
(5) 公表（第4条第5項、第6項）				—		
2 事業者に対する助言、指導等（第26条第1項）					—	

5 通 訊 案内土 法の施 行に関 する事 務	1 登録の実施及び拒否（第20 条から第22条まで）			—
	2 変更の届出に係る登録証の 訂正（第23条）			—
	3 登録証の再交付（第24条）			—
	4 登録の抹消（第25条、第26 条）			—
	5 登録簿の閲覧（第27条）			—
	6 懲戒処分（第33条）			—
	7 報告の徴収（第34条）			—
	8 登録証の返納の受理（通 訊 案内土法施行規則第20条第 2 項）			—
6 国際 観光ホ テル整 備法の 施行に 関する 事務	1 必要な措置の指示（第12条 第 2 項、第13条第 2 項、第18 条第 2 項）		—	
	2 報告の徴収及び立入検査 （第44条第 1 項、第 3 項）			—
7 海外 移住に 関する 事務	1 海外移住に関すること。			—
8 旅券 法の施 行に関 する事 務	1 一般旅券の発給の申請の受 理（第 3 条第 1 項から第 3 項 まで、旅券法施行規則（以下 この部において「省令」とい う。）第 2 条第 3 項、第 4 項、第 3 条第 1 項、第 2 項）			—
	2 一般旅券に係る申請を外務 省で行う必要性の認定（第 3 条第 1 項ただし書、第 9 条第 3 項、第12条第 3 項）			—
	3 一般旅券の作成（第 5 条、 第 7 条）			—
	4 一般旅券の交付（第 8 条第 1 項、第 3 項、第 9 条第 3 項、第10条第 4 項、第12条第 3 項、省令第 7 条第 3 項、第 5 項）			—
	5 一般旅券への渡航先の追加 の申請の受理（第 3 条第 3 項、第 9 条第 1 項、第 3 項、 省令第 2 条第 3 項、第 4 項、 第 3 条第 1 項、第 2 項）			—
	6 一般旅券への渡航先の追加 記載（第 9 条第 1 項）			—
	7 一般旅券の職権による作成 （第10条第 3 項）			—

8	一般旅券の査証欄の増補 (第12条第1項、省令第3条第1項、第2項、第5項)				—
9	一般旅券の発給をしない場合等の通知及び一般旅券の返納命令に係る書面の交付(第14条、第19条第4項)				—
10	一般旅券の紛失又は焼失に係る届出の受理(第17条第1項から第3項まで、省令第2条第3項、第7条第3項、第5項、第14条第3項、第15条第3項)				—
11	一般旅券の紛失又は焼失に係る届出を外務省で行う必要性の認定(第17条第1項ただし書)				—
12	一般旅券の返納の受理(第19条第5項)				—
13	返納された一般旅券の還付(第19条第6項)				—
9 東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律の施行に関する事務	1 震災特例旅券の作成(第2条第1項、第2項、旅券法第7条)				—
	2 震災特例旅券の交付(第3条第1項、旅券法第8条第1項、第3項、東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律施行規則本則、旅券法施行規則第7条第3項、第5項)				—

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部長	局長	課長	主幹
労政雇用課	1～11 省略						
	12 職業能力開発促進法の施行その他職業訓練に関する事務	1～8 省略 9 愛媛県立高等技術専門校の運営				—	

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部長	局長	課長	主幹
労政雇用課	1～11 省略						
	12 職業能力開発促進法の施行その他職業訓練に関する事務	1～8 省略					

13 省略							
組織名	事務の種類	事項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部長	局長	課長	主幹
経営	1～14 省略						
支援課	15 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の施行に関する事務	1 商工会連合会に関すること。					
		(1) 基盤施設計画の認定（第7条第1項、第22条の2、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令（以下この部において「政令」という。）第3条）					
		(2) 基盤施設計画の変更の認定（第8条第1項、第22条の2、政令第3条）					
		(3) 基盤施設計画の認定の取消し（第8条第2項、第22条の2、政令第3条）					
		(4) 認定基盤施設計画 _____ の実施状況の報告の徴収（第22条第1項、第22条の2、政令第3条）					

13 省略							
組織名	事務の種類	事項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部長	局長	課長	主幹
経営	1～14 省略						
支援課	15 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の施行に関する事務	1 商工会連合会に関すること。					
		(1) 基盤施設計画の認定（第5条第1項、第22条の2、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令（以下この部において「政令」という。）第2条）					
		(2) 基盤施設計画の変更の認定（第6条第1項、第22条の2、政令第2条）					
		(3) 基盤施設計画の認定の取消し（第6条第2項、第22条の2、政令第2条）					
		(4) 連携計画の認定（第18条第1項、第22条の2、政令第2条）				—	
		(5) 連携計画の変更の認定（第19条第1項、第22条の2、政令第2条）				—	
		(6) 連携計画の認定の取消し（第19条第2項、第22条の2、政令第2条）				—	
		(7) 認定基盤施設計画及び認定連携計画の実施状況の報告の徴収（第22条第1項、第22条の2、政令第2条）					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
観光物産課	1 えひめお接待の心 観光振興条例の施行に関する事務	1 観光振興基本計画の策定及び変更（第10条第1項、第3項、第4項）	—		
		2 観光振興基本計画に基づき講じた施策の実施状況の公表（第10条第5項）	—		

2 広域文化交流に関する事務	1 愛媛広域文化交流基盤整備の推進に関すること。	—			
3 観光施設の整備に関する事務	1 市町の観光施設の整備指導		—		
	2 観光標識の設置		—		
4 観光宣伝事業に関する事務	1 観光資料等の作成				—
	2 四国4県共同事業の実施				—
	3 観光キャンペーン事業の実施				—
5 観光客誘致事業の実施に関する事務	1 観光展及び観光懇談会の実施				—
	2 広域観光推進事業の実施				—
	3 観光ルートの設定		—		
6 観光団体の指導に関する事務	1 社団法人愛媛県観光物産協会（平成4年7月29日に社団法人愛媛県観光協会という名称で設立された法人をいう。）の指導育成				—
	2 愛媛県旅行業協会の指導育成				—
7 旅行業法の施行に関する事務	1 旅行者（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。以下この項において同じ。）及び旅行者代理業者（以下この項において「旅行者等」という。）に関すること。				
	(1) 旅行者等の登録（第3条、第5条第2項）			—	
	(2) 旅行者の登録の有効期間の更新の登録（第6条の3第1項、第2項）			—	
	(3) 旅行者の業務の変更登録（第6条の4第1項、第2項）			—	
	(4) 旅行者等の登録事項の変更の届出の受理（第6条の4第3項）				—

	(5) <u>旅行業者の営業保証金に係る届出の受理及び催告</u> (第7条第2項、第4項、第8条第3項、第9条第2項、第6項、第18条第2項、第18条の2第3項、第22条の15第4項、第22条の22第2項)			—
	(6) <u>旅行業者に対する登録の取消し</u> (第7条第5項、第8条第3項、第9条第2項)	—		
	(7) <u>旅行業者の取引額の報告の受理</u> (第10条)			—
	(8) <u>旅行業者の定める旅行業約款の認可及び変更の認可</u> (第12条の2第1項)		—	
	(9) <u>旅行業者等の事業の廃止等の届出の受理</u> (第15条第1項から第3項まで)			—
	(10) <u>旅行業者等に対する業務改善命令</u> (第18条の3第1項)	—		
	(11) <u>旅行業者等に対する業務停止命令及び登録の取消し</u> (第19条)	—		
	(12) <u>旅行業者等の登録の抹消</u> (第20条第1項、第2項)			—
	(13) <u>登録、有効期間の更新の登録及び変更登録の拒否をしようとする場合の意見の聴取</u> (第23条)		—	
	(14) <u>報告の徴収及び立入検査</u> (第26条第1項、第3項)			—
	2 <u>旅行業協会に関すること。</u>			
	(1) <u>旧協会に対する保証社員であつた旅行業者の登録の抹消の通知</u> (第22条の23第1項)			—
	3 <u>旅行業者等が組織する団体に関すること。</u>			
	(1) <u>設立の届出の受理</u> (第25条)			—
	(2) <u>報告の徴収</u> (第26条第1項)			—
8 物産	1 <u>物産の販路拡大</u>			—

の販路 拡大そ の他物 産に関 する事 務	2 香川県・愛媛県共同アンテナショップ運営協議会に関すること。				—
9 伝統 的工芸 品産業 の振興 に関す る法律 の施行 に関す る事務	1 伝統的工芸品の指定及び指定の変更の申出書の進達（第2条第3項、第7項）				—
	2 認定申請書の進達（第4条、第7条、第9条、第11条、第13条）				—
	3 変更認定申請書の進達（第4条第2項、第5条第2項、第4項、第8条第2項、第4項、第10条第2項、第4項、第12条第2項、第4項、第14条第2項、第4項）				—
	4 報告の徴収（第22条）				—
10 えひ め伝統 工芸士 等に関 する事 務	1 えひめ伝統工芸士等の認定及び認定の取消し（えひめ伝統工芸士等認定規程（昭和56年10月愛媛県告示第1254号）第2条第1項、第6条）	—			

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
国 際 交 流 課	1 国際 交流に 関する 事務	1 都道府県国際交流推進協議会に関すること。			—
		2 海外友好親善事業に関すること。			—
		3 国際交流員に関すること。 (1) 受入方針に関すること。			—
		(2) その他国際交流員に関すること。			—
	4 在県留学生に関すること。			—	
	2 国際 協力に 関する 事務	1 海外技術研修員の受入れに関すること。 (1) 受入方針に関すること。 (2) その他海外技術研修員に関すること。			—
		2 青年海外協力隊の募集・啓発事業の実施			—

3 国際 観光振 興事業 の実施 に關す る事務	1 国際観光振興事業の実施				—
4 外国 人観光 旅客の 旅行の 容易化 等の促 進によ る国際 観光の 振興に 關する 法律の 施行に 關する 事務	1 外客来訪促進計画に關すること。				
	(1) 策定（第4条第1項）	—			
	(2) 変更（第4条第6項）		—		
	(3) 観光庁長官への同意申請（第4条第2項、第6項）			—	
	(4) 関係市町との協議（第4条第4項、第6項）			—	
	(5) 公表（第4条第5項、第6項）			—	
	2 事業者に対する助言、指導等（第26条第1項）				—
5 通訳 案内士 法の施 行に關 する事 務	1 登録の実施及び拒否（第20条から第22条まで）				—
	2 変更の届出に係る登録証の訂正（第23条）				—
	3 登録証の再交付（第24条）				—
	4 登録の抹消（第25条、第26条）				—
	5 登録簿の閲覧（第27条）				—
	6 懲戒処分（第33条）				—
	7 報告の徴収（第34条）				—
	8 登録証の返納の受理（通訳案内士法施行規則第20条第2項）				—
6 国際 観光ホ テル整 備法の 施行に 關する 事務	1 必要な措置の指示（第12条第2項、第13条第2項、第18条第2項）			—	
	2 報告の徴収及び立入検査（第44条第1項、第3項）				—
7 海外 移住に 關する 事務	1 海外移住に關すること。				—

8 旅券法の施行に関する事務	1	一般旅券の発給の申請の受理（第3条第1項から第3項まで、旅券法施行規則（以下の部において「省令」という。）第2条第3項、第4項、第3条第1項、第2項）				—
	2	一般旅券に係る申請を外務省で行う必要性の認定（第3条第1項ただし書、第9条第3項、第12条第3項）				—
	3	一般旅券の作成（第5条、第7条）				—
	4	一般旅券の交付（第8条第1項、第3項、第9条第3項、第10条第4項、第12条第3項、省令第7条第3項、第5項）				—
	5	一般旅券への渡航先の追加の申請の受理（第3条第3項、第9条第1項、第3項、省令第2条第3項、第4項、第3条第1項、第2項）				—
	6	一般旅券への渡航先の追加記載（第9条第1項）				—
	7	一般旅券の職権による作成（第10条第3項）				—
	8	一般旅券の査証欄の増補（第12条第1項、省令第3条第1項、第2項、第5項）				—
	9	一般旅券の発給をしない場合等の通知及び一般旅券の返納命令に係る書面の交付（第14条、第19条第4項）				—
	10	一般旅券の紛失又は焼失に係る届出の受理（第17条第1項から第3項まで、省令第2条第3項、第7条第3項、第5項、第14条第3項、第15条第3項）				—
	11	一般旅券の紛失又は焼失に係る届出を外務省で行う必要性の認定（第17条第1項ただし書）				—
	12	一般旅券の返納の受理（第19条第5項）				—
	13	返納された一般旅券の還付（第19条第6項）				—
9 東日本大震災の被	1	震災特例旅券の作成（第2条第1項、第2項、旅券法第7条）				—

災者に 係る一 般旅券 の発給 の特例 に關す る法律 の施行 に關す る事務	2 震災特例旅券の交付（第3 条第1項、旅券法第8条第1 項、第3項、東日本大震災の 被災者に係る一般旅券の発給 の特例に関する法律施行規則 本則、旅券法施行規則第7条 第3項、第5項）					—
--	---	--	--	--	--	---

別表第7（第4条関係）

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

組織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専 決 者		
				部 長	局 長	課 長
農 産 園 芸 課	1～15 省略					
16 農林 物資の 規格化 等に関 する法 律	の施 行に關 する事 務	1 品質表示基準に関する指示 （第19条の14第1項、 第19条の14の2）				
		2 品質表示基準に関する措置 命令（第19条の14第3項、第 19条の14の2）				
		3 報告の 徴収及び立入検査（第20条第 3項）				
		4 省略				
		5 消費者庁長官又は農林水産 大臣への報告（農林物資の規 格化等に関する法律施行令第 12条第3項から第5項まで、 第8項）				
17 省略						
18 食品 表示法 の施行 に關す る事務 （他の 所管に 属する ものを 除く。）		1 指示（第6条第1項、第7 条）		—		
		2 措置命令（第6条第5項、 第7条）		—		
		3 報告の徴収及び立入検査 （第8条第1項、第2項）				—
		4 申出の受付及び調査（第12 条第1項、第3項）				—
		5 消費者庁長官又は農林水産 大臣への報告（食品表示法第 15条の規定による権限の委任 等に関する政令第5条第3 項、第4項、第7項、第6条 第3項、第4項、第7項）				—

別表第7（第4条関係）

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

組織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専 決 者		
				部 長	局 長	課 長
農 産 園 芸 課	1～15 省略					
16 農林 物資の 規格化 及び品 質表示 の適正 化に関 する法 律の施 行に關 する事 務		1 品質表示基準に関する指示 （第19条の14第1項、第2 項、第19条の14の2）				
		2 品質表示基準に関する措置 命令（第19条の14第4項、第 19条の14の2）				
		3 製造業者等に対する報告の 徴収及び立入検査（第20条第 3項）				
		4 省略				
		5 食品の表示に関する事務				
17 省略						

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	室長
担 い 手 ・ 農 地 保 全 対 策 室	1 省略					
	2 農業 経営基 盤強化 促進法 の施行 に 関 す る 事 務	1 農業経営基盤強化促進基本 方針の作成及び変更（第5条 第1項、第5項、第7項）				
		2 農業経営基盤強化促進基本 方針の作成及び変更について の農業会議及び農業協同組合 中央会の意見の聴取（第5条 第6項）				
	3・4 省略					
3～6 省略						

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	室長
担 い 手 ・ 農 地 保 全 対 策 室	1 省略					
	2 農業 経営基 盤強化 促進法 の施行 に 関 す る 事 務	1 農業経営基盤強化促進基本 方針の作成及び変更（第5条 第1項、第4項、第6項）				
		2 農業経営基盤強化促進基本 方針の作成及び変更について の農業会議及び農業協同組合 中央会の意見の聴取（第5条 第5項）				
	3・4 省略					
3～6 省略						

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部長	局長	課長	主幹
林 業 政 策 課	1～7 省略						
	8 国立 研究開 発法人 森林総 合研究 所法の 施行に 関する 事務	1 森林保険に関する業務の受 託（第12条第1項）				—	
9～15 省略							

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部長	局長	課長	主幹
林 業 政 策 課	1～7 省略						
	8 森林 国営保 険法 の 施行に 関する 事務	1 森林国営保険契約及び損害 調査に関すること。					
		(1) 森林国営保険契約の締結 及び保険証書の交付（第6 条、第23条ノ2）				—	
		(2) 保険証書の再交付及び保 険契約の継続（森林国営保 険法施行令（以下この部 において「政令」という。） 第5条、第6条）				—	
		(3) 保険証書の記載事項の変 更の届出の処理（政令第7 条）				—	
		(4) 減額請求に関する手続 （政令第10条）				—	
		(5) 危険増加による保険契約 の解除（第19条、第23条ノ 2）				—	
		2 森林国営保険特別会計に属 する保険料の歳入の徴収				—	
9～15 省略							

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
森林整備課	1～16 省略				
	17 愛媛県特別会計条例の施行に関する事務及び県営林経営に関する事務	1～7 省略 8 森林保険契約の申込み			
	18・19 省略				

別表第8（第4条関係）

知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
砂防課	1～4 省略				
	5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する事務	1 省略			
		2 土砂災害警戒区域（以下この項において「警戒区域」という。）に関する事 (1) 警戒区域の指定及びその解除並びに公示（第7条第1項、第4項、第6項） (2) 警戒区域の指定及びその解除に関する関係市町長の意見の聴取（第7条第3項、第6項） (3) 関係市町長への公示事項を記載した図書の送付（第7条第5項、第6項）			
		3 土砂災害特別警戒区域（以下この項において「特別警戒区域」という。）に関する事 (1) 特別警戒区域の指定及びその全部又は一部の解除並びに公示（第9条第1項、第4項、第8項、第9項）			

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
森林整備課	1～16 省略				
	17 愛媛県特別会計条例の施行に関する事務及び県営林経営に関する事務	1～7 省略 8 森林国営保険契約の申込み			
	18・19 省略				

別表第8（第4条関係）

知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
砂防課	1～4 省略				
	5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する事務	1 省略			
		2 土砂災害警戒区域（以下この項において「警戒区域」という。）に関する事 (1) 警戒区域の指定及びその解除並びに公示（第6条第1項、第4項、第6項） (2) 警戒区域の指定及びその解除に関する関係市町長の意見の聴取（第6条第3項、第6項） (3) 関係市町長への公示事項を記載した図書の送付（第6条第5項、第6項）			
		3 土砂災害特別警戒区域（以下この項において「特別警戒区域」という。）に関する事 (1) 特別警戒区域の指定及びその全部又は一部の解除並びに公示（第8条第1項、第4項、第8項、第9項）			

(2) 特別警戒区域の指定及びその全部又は一部の解除に関する関係市町長の意見の聴取(第9条第3項、第9項)				
(3) 関係市町長への公示事項を記載した図書の送付(第9条第5項、第9項)				
4 土砂災害警戒情報の通知等(第27条第1項)				—
5 緊急調査に関すること				
(1) 土地の立入り及び一時使用(第30条第1項)				
(2) 土地の立入りの通知(第5条第2項、第30条第2項)				
(3) 他人の土地を一時使用する場合の通知及び意見の聴取(第5条第6項、第30条第2項)				
(4) 損失の補償に関する協議(第5条第9項、第30条第2項)				
(5) 土砂災害緊急情報の通知及び周知措置(第31条第1項)				
(6) 緊急調査により得られた情報の提供(第31条第2項)				
6 避難のための立退きの指示等の解除に関する助言(第32条)				—

(2) 特別警戒区域の指定及びその全部又は一部の解除に関する関係市町長の意見の聴取(第8条第3項、第9項)				
(3) 関係市町長への公示事項を記載した図書の送付(第8条第5項、第9項)				
4 緊急調査に関すること。				
(1) 土地の立入り及び一時使用(第28条第1項)				
(2) 土地の立入りの通知(第5条第2項、第28条第2項)				
(3) 他人の土地を一時使用する場合の通知及び意見の聴取(第5条第6項、第28条第2項)				
(4) 損失の補償に関する協議(第5条第9項、第28条第2項)				
(5) 土砂災害緊急情報の通知及び周知措置(第29条第1項)				
(6) 緊急調査により得られた情報の提供(第29条第2項)				

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
建築住宅課	1～6 省略				
	7 宅地建物取引業法の施行に関する事務	1 省略			
		2 宅地建物取引士資格試験_に関すること。			
		(1) 試験の実施(第16条第1項、第16条の17第1項、第3項、省令第10条第2項、第11条第1項、第12条第1項、第13条)			
		(2)～(4) 省略			
3 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
建築住宅課	1～6 省略				
	7 宅地建物取引業法の施行に関する事務	1 省略			
		2 宅地建物取引主任者資格試験_に関すること。			
		(1) 試験の実施(第16条_、第16条の17第1項、第3項、省令第10条第2項、第11条第1項、第12条第1項、第13条)			
		(2)～(4) 省略			
3 省略					

	4 宅地建物取引士資格登録 __に関する事。									4 宅地建物取引主任者資格登 録に関する事。									
	(1) 登録に係る措置 (第18条 第1項、省令第14条の4)									(1) 登録に係る措置 (第18条 ____、省令第14条の4)									
	(2)~(4) 省略									(2)~(4) 省略									
	5 宅地建物取引士証__に関 すること。									5 宅地建物取引主任者証に関 すること。									
	(1)~(3) 省略									(1)~(3) 省略									
	(4) 再交付 (省令第14条の15 第1項、第4項、第5項)									(4) 再交付 (省令第14条の15 第1項から第3項まで)									
	(5) 省略									(5) 省略									
	6~9 省略									6~9 省略									
8~10 省略										8~10 省略									
11 マン ション の建替 え等の 円滑化 に関す る法律 の施行 に関す る事務	1 マンション建替組合に関す ること。																		
	(1) 設立の認可 (第9条第1 項、第14条第1項)																		
	(2) 事業計画の縦覧及び意見 書の処理 (第11条第1項か ら第3項まで、第5項)																		
	(3) 理事長の氏名等の届出の 処理 (第25条第1項、第2 項)																		
	(4) 定款等の変更の認可 (第 14条第1項、第34条第1 項、第2項)																		
	(5) 解散の認可 (第38条第4 項、第6項)																		
	(6) 設立の認可の取消し (第 38条第6項)																		
	(7) 裁判所に対する意見の具 申等 (第41条の2第3項、 第4項)																		
	(8) 決算報告書の承認 (第42 条)																		
	2 個人施行者のマンション建 替事業に関する事。																		
	(1) 施行の認可 (第45条第1 項、第49条第1項)																		
	(2) 規準等の変更の認可 (第 49条第1項、第50条第1 項、第2項)																		
	(3) 規約の認可 (第51条第3 項、第7項)																		
	(4) 一般承継等の届出の処理 (第51条第6項、第7項)																		

(5) 審査委員の選任の承認 (第53条第1項)				—					
(6) 廃止の認可(第49条第1項、第54条第1項、第3項)		—							
3 権利変換手続等に関する こと。									
(1) 権利変換計画の認可及び 変更の認可(第57条第1 項、第66条)		—							
(2) 管理規約の認可(第94条 第1項、第3項)									—
4 マンション建替事業の監督 に関すること。									
(1) 報告の徴収等(第97条第 1項)									—
(2) 措置命令(第97条第2 項)		—							
(3) 検査(第98条第1項、第 2項)									—
(4) 組合のした処分の取消し 等(第98条第3項)		—							
(5) 組合の設立の認可の取消 し(第98条第4項)		—							
(6) 総会等の招集(第98条第 5項)									—
(7) 解任の請求に係る投票の 実施(第98条第6項)									—
(8) 議決等の取消し(第98条 第7項)									—
(9) 個人施行者のした処分の 取消し(第99条第1項)		—							
(10) 個人施行者の施行の認可 の取消し(第99条第2項、 第3項)		—							
5 除却する必要のあるマンシ ョンに係る特別の措置に関す ること。									
(1) 除却の必要性に係る認定 (第102条第1項、第3 項)		—							
(2) 指導、助言及び指示(第 104条第1項、第2項)									—
(3) 指示に従わない場合の公 表(第104条第3項)									—
(4) 買受計画の認定及び変更 の認定(第109条第1項、 第111条第1項)		—							

20 省略

別表第9（第4条関係）

知事の権限に属するえひめ国体推進局関係事務に係る
特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				局長	総務担当次長
国体総務企画課	1 第72回国民体育大会の開催準備に関する事務（他の主管に属するものを除く。）	1 <u>えひめつなぐえひめ国体・えひめ大会実行委員会</u> に関する こと。 (1)～(3) 省略			
		2～5 省略			
		2 省略			

19 省略

別表第9（第4条関係）

知事の権限に属するえひめ国体推進局関係事務に係る
特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				局長	次長
国体総務企画課	1 第72回国民体育大会の開催準備に関する事務（他の主管に属するものを除く。）	1 <u>第72回国民体育大会愛媛県準備委員会</u> に関する こと。 (1)～(3) 省略			
		2～5 省略			
		2 省略			

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				局長	総務担当次長
国体運営・施設課	1 第72回国民体育大会の開催準備に関する事務（他の主管に属するものを除く。）	1 <u>えひめつなぐえひめ国体・えひめ大会実行委員会</u> の施設専門委員会、宿泊・衛生専門委員会、輸送・交通専門委員会及び警備・消防専門委員会に関する こと。 (1)～(3) 省略			
		2～4 省略			
		2 第17回全国障害者スポーツ大会の競技施設に関する こと。			

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				局長	次長
国体運営調整課	1 第72回国民体育大会の開催準備に関する事務（他の主管に属するものを除く。）	1 <u>第72回国民体育大会愛媛県準備委員会</u> の施設専門委員会、宿泊・衛生専門委員会、輸送・交通専門委員会及び警備・消防専門委員会に関する こと。 (1)～(3) 省略			
		2～4 省略			
		2 省略			

スポーツ大会の開催準備に関する事務(他の主管に属するものを除く。)	2 第17回全国障害者スポーツ大会の宿泊及び衛生に関すること。				—
	3 第17回全国障害者スポーツ大会の輸送及び交通に関すること。				—

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				局長	総務担当次長	課長
国体競技式典課	1 第72回国民体育大会の開催準備に関する事務(他の主管に属するものを除く。)	1 ^{えがお} 愛媛つなぐえひめ国体・えひめ大会実行委員会の式典専門委員会、県外開催競技会運営委員会及び競技専門委員会に関すること。				
		(1)~(3) 省略				
		2・3 省略				
	2 第17回全国障害者スポーツ大会の開催準備に関する事務(他の主管に属するものを除く。)	1 第17回全国障害者スポーツ大会の式典に関すること。				—

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				局長	次長	課長
国体競技式典課	1 第72回国民体育大会の開催準備に関する事務(他の主管に属するものを除く。)	1 第72回国民体育大会愛媛県準備委員会_____の式典専門委員会、県外開催競技会運営委員会及び競技専門委員会に関すること。				
		(1)~(3) 省略				
		2・3 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				局長	総務担当次長
障害者スポーツ大会の開催準備に関する事務(他の主管に属するものを除く。)	1 第17回全国障害者スポーツ大会	1 <u>えがま</u> 愛媛つなぐえひめ国体・えひめ大会実行委員会の全国障害者スポーツ大会推進委員会に関すること。			
		(1)~(3) 省略			
		2~4 省略			

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				局長	次長
障害者スポーツ大会の開催準備に関する事務(他の主管に属するものを除く。)	1 第17回全国障害者スポーツ大会	1 <u>第17回全国障害者スポーツ大会愛媛県準備委員会</u> に関すること。			
		(1)~(3) 省略			
		2~4 省略			

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				局長	競技力向上担当次長
国体競技力向上対策に関する事務(他の主管に属するものを除く。)	1 競技力向上対策に関する事務	1 <u>国民体育大会への選手団の派遣に関すること。</u>			
		2 <u>競技スポーツに関すること。</u>			
		3 <u>ジュニアスポーツに関すること。</u>			

別表第10(第4条関係)

知事の権限に属する出納局関係事務に係る特定決裁事項

別表第10(第4条関係)

知事の権限に属する出納局関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				出納局長	課長
出納局	1 省略	1 省略	—		
	2 愛媛県証紙条例の施行に関する事務	1 省略	—		
		2 証紙の返還又は交換の承認(第7条)			
		(1) 1件10万円以上	—		
		(2) 1件1万円以上10万円未満		—	
		(3) 1件1万円未満			—
	3 省略		—		
	3 省略	1 省略	—		
		2 省略	—		
		3 省略	—		
	4 省略	1 省略		—	
		(1) 省略		—	
(2) 省略				—	
5 省略	1 省略			—	
	2 省略			—	
6 省略	1 省略			—	

別表第11(第4条関係)

会計管理者の権限に属する事務に係る決裁事項

事務の種類	事 項	決裁区分		
		会計管理者	専決者	
			出納員(課長)	出納員(主幹)
1 愛媛県会計規則の施行に関する事務	1 収入(寄附金に係るものを除く。)の調定審査に関する事(第16条)。			
	(1) 1件1,000万円以上	—		
	(2) 1件1,000万円未満(3)に掲げるものを除く。)		—	
	(3) 1件10万円未満(定例的なものに限る。)			—
	2 寄附金の収入の調定審査に関する事。			
	(1) 1件10万円以上	—		
	(2) 1件10万円未満		—	
	3 省略			
(1) 省略				
ア 省略		—		

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				出納局長	課長
出納局	1 省略	1 省略	—		
	2 愛媛県証紙条例の施行に関する事務	1 省略	—		
		2 証紙の返還又は交換の承認(第7条)		—	
		3 省略		—	
	3 省略	1 省略		—	
		2 省略		—	
		3 省略		—	
	4 省略	1 省略			—
		(1) 省略			—
		(2) 省略			—
5 省略	1 省略			—	
	2 省略			—	
6 省略	1 省略			—	

別表第11(第4条関係)

会計管理者の権限に属する事務に係る決裁事項

事務の種類	事 項	決裁区分	
		会計管理者	専決者
			出納員
1 愛媛県会計規則の施行に関する事務	1 収入(寄附金に係るものを除く。)の調定審査に関する事(第16条)。		
	(1) 1件100万円以上	—	
	(2) 1件100万円未満		—
2 寄附金の収入の調定審査に関する事。		—	
3 省略			
	(1) 省略		
ア 省略		—	

	イ 省略		—	
	(2) 省略			
	ア 省略	—		
	イ 省略		—	
	(3) 省略			
	ア 省略	—		
	イ 省略		—	
	(4) 省略			
	ア 省略	—		
	イ 省略		—	
	(5) 省略	—		
	4 省略			
	(1) 省略			
	ア 省略	—		
	イ 省略		—	
	(2) 省略			
	ア 省略	—		
	イ 省略		—	
	(3) 省略			
	ア 省略	—		
	イ 省略		—	
	(4) 省略		—	
	5 省略		—	
	6 省略		—	
	7 省略	—		
	8 省略	—		
	9 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略		—	
2 省略	1 省略	—		
3 省略	1 省略	—		

	イ 省略		—	
	(2) 省略			
	ア 省略	—		
	イ 省略		—	
	(3) 省略			
	ア 省略	—		
	イ 省略		—	
	(4) 省略			
	ア 省略	—		
	イ 省略		—	
	(5) 省略	—		
	4 省略			
	(1) 省略			
	ア 省略	—		
	イ 省略		—	
	(2) 省略			
	ア 省略	—		
	イ 省略		—	
	(3) 省略			
	ア 省略	—		
	イ 省略		—	
	(4) 省略		—	
	5 省略		—	
	6 省略		—	
	7 省略	—		
	8 省略	—		
	9 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略		—	
2 省略	1 省略	—		
3 省略	1 省略	—		

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第5号

庁 中 一 般
地 方 局

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局処務規程（昭和56年愛媛県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(総務企画部各課の所掌事務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 地域政策課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)~(17) 省略</p> <p><u>(18) 自動車運転代行業の業務の適正化に関すること。</u></p> <p>3 省略</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、東予地方局総務県民課及び南予地方局総務県民課においては、同項第4号から第9号の2まで、第13号、第14号、第18号、第20号から第21号の12まで及び第21号の21から第23号までに掲げる事務を所掌する。</p> <p>5 東予地方局防災対策室及び南予地方局防災対策室においては、第1項第21号の13から第21号の20までに掲げる事務を所掌する。</p> <p>7~9 省略</p> <p>(産業経済部各課室の所掌事務)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2~5 省略</p> <p>6 森林林業課の所掌事務は、次のとおりとする。ただし、久万高原森林林業課にあつては、その管内に係る事務を分掌する。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(4) <u>森林保険</u>に関すること。</p> <p>(5)~(26) 省略</p> <p>7~13 省略</p> <p>(土木事務所各課の所掌事務)</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(地方局長に対する事務の委任)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 地方局長に委任する事務のうち、総務企画部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)~(28) 省略</p> <p><u>(28)の2 消費生活協同組合法第50条の4の規定に基づく共済事業に係る経理の他の経理への資金運用等の承認に関すること(2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。)</u>。</p> <p><u>(28)の3 省略</u></p> <p><u>(28)の4 消費生活協同組合法第50条の14の規定に基づく共済事業を行う組合の資産運用の方法等の承認に関すること(2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。)</u>。</p> <p><u>(28)の5 省略</u></p> <p><u>(28)の6 省略</u></p> <p><u>(28)の7 省略</u></p> <p><u>(28)の8 省略</u></p> <p><u>(28)の9 省略</u></p> <p><u>(28)の10 省略</u></p> <p><u>(28)の11 省略</u></p> <p><u>(28)の12 省略</u></p>	<p>(総務企画部各課の所掌事務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 地域政策課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)~(17) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、東予地方局総務県民課_____ <u>_____</u>においては、同項第4号から第9号の2まで、第13号、第14号、第18号、第20号から第21号の12まで及び第21号の21から第23号までに掲げる事務を所掌する。</p> <p>5 <u>東予地方局消防防災安全室_____</u>においては、第1項第21号の13から第21号の20までに掲げる事務を所掌する。</p> <p>7~9 省略</p> <p>(産業経済部各課室の所掌事務)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2~5 省略</p> <p>6 森林林業課の所掌事務は、次のとおりとする。ただし、久万高原森林林業課にあつては、その管内に係る事務を分掌する。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(4) <u>森林国営保険</u>に関すること。</p> <p>(5)~(26) 省略</p> <p>7~13 省略</p> <p>(土木事務所各課の所掌事務)</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 省略</p> <p><u>3 河川砂防課においては、第1項に規定する河川港湾課の事務を所掌する。この場合において、同項の表河川港湾課の項第1号中「河川、港湾、海岸及び砂防」とあるのは、中予地方局久万高原土木事務所にあつては「河川及び砂防」と、南予地方局西予土木事務所にあつては「河川、海岸及び砂防」とする。</u></p> <p>(地方局長に対する事務の委任)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 地方局長に委任する事務のうち、総務企画部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)~(28) 省略</p> <p><u>(28)の2 省略</u></p> <p><u>(28)の3 省略</u></p> <p><u>(28)の4 省略</u></p> <p><u>(28)の5 省略</u></p> <p><u>(28)の6 省略</u></p> <p><u>(28)の7 省略</u></p> <p><u>(28)の8 省略</u></p> <p><u>(28)の9 省略</u></p> <p><u>(28)の10 省略</u></p>

(29)～(17) 省略

3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(18)の27 省略

(18)の28 社会福祉法第69条の規定に基づく国及び県以外の者の第二種社会福祉事業の開始、変更及び廃止の届出の受理に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる者に係るもの（児童福祉法第34条の8第2項の規定により行うことができる放課後児童健全育成事業、同法第34条の11第1項の規定により行うことができる地域子育て支援拠点事業、身体障害者福祉法第27条の規定により行うことができる手話通訳事業、同法第28条第3項の規定により設置される身体障害者社会参加支援施設、老人福祉法第15条第5項の規定により設置される老人福祉センターその他社会福祉法以外の法律の規定により行うことができる事業又は設置される施設に係るものを除く。）を除く。）。

(19) 社会福祉法第70条の規定に基づく報告の徴収及び立入調査に関すること（2以上の社会福祉施設を設置する者（市町を除く。）に係るもの（児童福祉法第34条の8第2項の規定により行うことができる放課後児童健全育成事業、同法第34条の11第1項の規定により行うことができる地域子育て支援拠点事業、身体障害者福祉法第27条の規定により行うことができる手話通訳事業、同法第28条第3項の規定により設置される身体障害者社会参加支援施設並びに老人福祉法第15条第5項の規定により設置される軽費老人ホーム及び老人福祉センターに係るものを除く。）を除く。）。

(19)の2 省略

(19)の3 社会福祉法第72条の規定に基づく社会福祉事業の経営の停止等の命令並びに許可及び認可の取消しに関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる者に係るもの（児童福祉法第34条の8第2項の規定により行うことができる放課後児童健全育成事業、同法第34条の11第1項の規定により行うことができる地域子育て支援拠点事業、身体障害者福祉法第27条の規定により行うことができる手話通訳事業、同法第28条第3項の規定により設置される身体障害者社会参加支援施設、老人福祉法第15条第5項の規定により設置される軽費老人ホーム及び老人福祉センター、障害者総合支援法第83条第4項の規定により設置される障害者支援施設その他社会福祉法以外の法律の規定により行うことができる事業又は設置される施設に係るものを除く。）を除く。）。

(19)の4～(19)の12 省略

(20) 次に掲げる補助金等に係る愛媛県補助金等交付規則第5条から第7条（同規則第9条第3項及び第17条第4項において準用する場合を含む。）まで、第8条第1項、第9条第1項、第11条、第12条第1項及び第2項、第13条（同規則第15条第2項において準用する場合を含む。）、第14条、第15条第1項、第16条、第17条第1項、第18条、第21条、第22条第2項並びに第24条第1項の規定に基づく知事の権限に属する事務に関すること。

ア 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金

イ 省略

(20)の2～(68)の5 省略

(68)の6 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

(29)～(17) 省略

3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(18)の27 省略

(18)の28 社会福祉法第69条の規定に基づく国及び県以外の者の第二種社会福祉事業の開始、変更及び廃止の届出の受理に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる者に係るもの（児童福祉法第34条の7 _____ の規定により行うことができる放課後児童健全育成事業、同法第34条の10 _____ の規定により行うことができる地域子育て支援拠点事業、身体障害者福祉法第27条の規定により行うことができる手話通訳事業、同法第28条第3項の規定により設置される身体障害者社会参加支援施設、老人福祉法第15条第5項の規定により設置される老人福祉センターその他社会福祉法以外の法律の規定により行うことができる事業又は設置される施設に係るものを除く。）を除く。）。

(19) 社会福祉法第70条の規定に基づく報告の徴収及び立入調査に関すること（2以上の社会福祉施設を設置する者（市町を除く。）に係るもの（児童福祉法第34条の7 _____ の規定により行うことができる放課後児童健全育成事業、同法第34条の10 _____ の規定により行うことができる地域子育て支援拠点事業、身体障害者福祉法第27条の規定により行うことができる手話通訳事業、同法第28条第3項の規定により設置される身体障害者社会参加支援施設並びに老人福祉法第15条第5項の規定により設置される軽費老人ホーム及び老人福祉センターに係るものを除く。）を除く。）。

(19)の2 省略

(19)の3 社会福祉法第72条の規定に基づく社会福祉事業の経営の停止等の命令並びに許可及び認可の取消しに関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる者に係るもの（児童福祉法第34条の7 _____ の規定により行うことができる放課後児童健全育成事業、同法第34条の10 _____ の規定により行うことができる地域子育て支援拠点事業、身体障害者福祉法第27条の規定により行うことができる手話通訳事業、同法第28条第3項の規定により設置される身体障害者社会参加支援施設、老人福祉法第15条第5項の規定により設置される軽費老人ホーム及び老人福祉センター、障害者総合支援法第83条第4項の規定により設置される障害者支援施設その他社会福祉法以外の法律の規定により行うことができる事業又は設置される施設に係るものを除く。）を除く。）。

(19)の4～(19)の12 省略

(20) 次に掲げる補助金等に係る愛媛県補助金等交付規則第5条から第7条（同規則第9条第3項及び第17条第4項において準用する場合を含む。）まで、第8条第1項、第9条第1項、第11条、第12条第1項及び第2項、第13条（同規則第15条第2項において準用する場合を含む。）、第14条、第15条第1項、第16条、第17条第1項、第18条、第21条、第22条第2項並びに第24条第1項の規定に基づく知事の権限に属する事務に関すること。

ア 母子家庭自立支援給付金 _____

イ 省略

(20)の2～(68)の5 省略

(68)の6 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等

第92条第2項 _____ の規定に基づく身分を示す証明書の
交付に関すること。

(68)の7～(91) 省略

(92) 生活困窮者自立支援法第4条第1項の規定に基づく生活困窮者自立相談支援事業の実施及び同条第2項の規定に基づく生活困窮者自立相談支援事業の委託に関すること。

(93) 生活困窮者自立支援法第5条第1項の規定に基づく生活困窮者住居確保給付金の支給に関すること。

(94) 生活困窮者自立支援法第12条第1項の規定に基づく生活困窮者住居確保給付金に係る不正利得の徴収に関すること。

(95) 生活困窮者自立支援法第15条第1項の規定に基づく報告の徴収等に関すること。

(96) 生活困窮者自立支援法第16条の規定に基づく資料の提供等の求めに関すること。

4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(2)の64 省略

(2)の65 商工会議所法第46条第5項の規定に基づく定款変更の届出の受理に関すること。

(2)の66～(2)の70 省略

(2)の71 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第7条第1項の規定に基づく基盤施設計画の認定に関すること（商工会及び商工会議所に係るものに限る。）。

(2)の72 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第8条第1項の規定に基づく基盤施設計画の変更認定に関すること（商工会及び商工会議所に係るものに限る。）。

(2)の73 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第8条第2項の規定に基づく基盤施設計画の認定の取消しに関すること（商工会及び商工会議所に係るものに限る。）。

(2)の74 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第22条第1項の規定に基づく認定基盤施設計画 _____ の実施状況の報告の徴収に関すること（商工会及び商工会議所に係るものに限る。）。

(3)～(32)の2 省略

(32)の3 次に掲げる補助金等に係る愛媛県補助金等交付規則第5条から第7条（同規則第9条第3項及び第17条第4項において準用する場合を含む。）まで、第8条第1項、第9条第1項、第11条、第12条第1項及び第2項、第13条（同規則第15条第2項において準用する場合を含む。）、第14条、第15条第1項、第16条、第17条第1項、第18条、第21条並びに第24条の規定に基づく知事の権限に属する事務に関すること。

ア～セ 省略

に関する法律第44条第2項の規定に基づく身分を示す証明書の
交付に関すること。

(68)の7～(91) 省略

4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(2)の64 省略

(2)の65 商工会議所法第46条第2項の規定に基づく定款変更の認可 _____ に関すること。

(2)の66～(2)の70 省略

(2)の71 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づく基盤施設計画の認定に関すること（商工会及び商工会議所に係るものに限る。）。

(2)の72 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第6条第1項の規定に基づく基盤施設計画の変更認定に関すること（商工会及び商工会議所に係るものに限る。）。

(2)の73 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第6条第2項の規定に基づく基盤施設計画の認定の取消しに関すること（商工会及び商工会議所に係るものに限る。）。

(2)の74 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第18条第1項の規定に基づく連携計画の認定に関すること（商工会及び商工会議所に係るものに限る。）。

(2)の75 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第19条第1項の規定に基づく連携計画の変更認定に関すること（商工会及び商工会議所に係るものに限る。）。

(2)の76 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第19条第2項の規定に基づく連携計画の認定の取消しに関すること（商工会及び商工会議所に係るものに限る。）。

(2)の77 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第22条第1項の規定に基づく認定基盤施設計画及び認定連携計画の実施状況の報告の徴収に関すること（商工会及び商工会議所に係るものに限る。）。

(3)～(32)の2 省略

(32)の3 次に掲げる補助金等に係る愛媛県補助金等交付規則第5条から第7条（同規則第9条第3項及び第17条第4項において準用する場合を含む。）まで、第8条第1項、第9条第1項、第11条、第12条第1項及び第2項、第13条（同規則第15条第2項において準用する場合を含む。）、第14条、第15条第1項、第16条、第17条第1項、第18条、第21条並びに第24条の規定に基づく知事の権限に属する事務に関すること。

ア～セ 省略

ソ 知事の承認を得た生産者と消費者の絆構築モデル事業費補

ソ 省略

(33)～(44) 省略

(45) 国立研究開発法人森林総合研究所法第12条第1項の規定に基づき委託を受けた業務を行うこと。

(46) 削除

(46)の2～(68) 省略

5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。

(1)～(4) 省略

(5) 道路法第22条第1項、第24条、第32条第1項及び第3項（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）、第34条（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）、第35条（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）、第36条第1項、第38条、第40条第2項（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）、第43条の2、第44条の2第1項及び第3項から第5項まで、第47条第3項、第47条の2第1項、第2項及び第5項、第48条第2項及び第4項、第58条第1項、第66条第1項、第67条の2、第68条、第71条第1項から第3項まで、第87条第1項（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）並びに第91条第1項の規定に基づく権限を行うこと。

(5)～(9) 省略

(10) 災害対策基本法第76条の6第1項から第4項まで及び第76条の7の規定に基づく権限を行うこと。

(11)～(35)の13 省略

(35)の14 土砂災害防止法第4条第2項の規定に基づく基礎調査の結果の市町長への通知及び公表に関すること。

(35)の15 土砂災害防止法第5条第1項及び第22条第1項の規定に基づく土地の立入り及び一時使用に関すること。

(35)の16 土砂災害防止法第5条第5項及び第22条第2項の規定に基づく身分証明書の交付に関すること。

(35)の17 省略

(35)の18 土砂災害防止法第10条第1項の規定に基づく特定開発行為の許可に関すること。

(35)の19 土砂災害防止法第14条第1項の規定に基づく特定開発行為既着手の届出の受理に関すること。

(35)の20 土砂災害防止法第14条第2項の規定に基づく特定開発行為既着手の届出者に対する助言又は勧告に関すること。

(35)の21 土砂災害防止法第15条（同法第17条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特定開発行為の協議に対する同意に関すること。

(35)の22 土砂災害防止法第17条第1項の規定に基づく特定開発行為の変更の許可に関すること。

(35)の23 土砂災害防止法第17条第3項の規定に基づく軽微な変更の届出の受理に関すること。

(35)の24 土砂災害防止法第18条の規定に基づく対策工事等の完了の届出の処理に関すること。

(35)の25 土砂災害防止法第20条の規定に基づく対策工事等の廃止の届出の受理に関すること。

(35)の26 土砂災害防止法第21条の規定に基づく監督処分に関すること。

(35)の27 土砂災害防止法第23条の規定に基づく報告の徴収等に関

助金

タ 省略

(33)～(44) 省略

(45) 森林国営保険法施行令第8条の規定に基づく損害発生のお知らせの受理に関すること。

(46) 森林国営保険法施行令第9条の規定に基づく損害の実地調査に関すること。

(46)の2～(68) 省略

5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。

(1)～(4) 省略

(5) 道路法第22条第1項、第24条、第32条第1項及び第3項（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）、第34条（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）、第35条（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）、第36条第1項、第38条、第40条第2項（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）、第43条の2、第44条の2第1項及び第3項から第5項まで、第47条第3項、第47条の2第1項、第2項及び第5項、第48条第2項及び第4項、第58条第1項、第66条第1項、第67条の2、第68条、第71条第1項から第3項まで、第87条第1項（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）並びに第91条第1項の規定に基づく権限を行うこと。

(5)～(9) 省略

(10) 削除

(11)～(35)の13 省略

(35)の14 土砂災害防止法第4条第2項の規定に基づく基礎調査の結果の市町長への通知 に関すること。

(35)の15 土砂災害防止法第5条第1項及び第21条第1項の規定に基づく土地の立入り及び一時使用に関すること。

(35)の16 土砂災害防止法第5条第5項及び第21条第2項の規定に基づく身分証明書の交付に関すること。

(35)の17 省略

(35)の18 土砂災害防止法第9条第1項の規定に基づく特定開発行為の許可に関すること。

(35)の19 土砂災害防止法第13条第1項の規定に基づく特定開発行為既着手の届出の受理に関すること。

(35)の20 土砂災害防止法第13条第2項の規定に基づく特定開発行為既着手の届出者に対する助言又は勧告に関すること。

(35)の21 土砂災害防止法第14条（同法第16条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特定開発行為の協議に対する同意に関すること。

(35)の22 土砂災害防止法第16条第1項の規定に基づく特定開発行為の変更の許可に関すること。

(35)の23 土砂災害防止法第16条第3項の規定に基づく軽微な変更の届出の受理に関すること。

(35)の24 土砂災害防止法第17条の規定に基づく対策工事等の完了の届出の処理に関すること。

(35)の25 土砂災害防止法第19条の規定に基づく対策工事等の廃止の届出の受理に関すること。

(35)の26 土砂災害防止法第20条の規定に基づく監督処分に関すること。

(35)の27 土砂災害防止法第22条の規定に基づく報告の徴収等に関

すること。

(35)の28 土砂災害防止法第26条第1項の規定に基づく移転等の勧告に関すること。

(35)の29 土砂災害防止法第26条第2項の規定に基づく土地の取得についてのあつせん等の措置に関すること。

(36)～(76) 省略

6 省略

(地方局長の専決事項)

第14条 省略

2 地方局長の専決処理すべき事項のうち、総務企画部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(15) 省略

(16) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第4項、第7条第2項、第23条第3項及び第24条第2項の規定に基づく公安委員会からの協議に対する同意に関すること。

(17) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第2項、第9条第3項及び第22条第1項の規定に基づく通知の受理に関すること。

(18) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第13条第3項の規定に基づく届出の受理に関すること。

(19) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第21条第2項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。

(20) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第22条第2項の規定に基づく指示に関すること。

(21) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第23条第2項の規定に基づく営業の停止命令の要請に関すること。

(22)から(30)まで 削除

(31)～(36) 省略

3 地方局長の専決処理すべき事項のうち、健康福祉環境部に関する事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(1)の4 省略

(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第11条から第13条まで(同令第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。)の規定に基づく貸付金の交付の停止及び減額に関すること。

(3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第16条(同令第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。)の規定に基づく貸付金の一時償還の請求に関すること。

(4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第17条(同令第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。)の規定に基づく違約金の徴収に関すること。

(5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第19条(同令第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。)の規定に基づく償還金の支払猶予に関すること。

(6)～(9) 省略

(9)の2 母子・父子福祉団体並びに母子家庭、父子家庭及び寡婦に対する福祉施策の広報に関すること(行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる母子・父子福祉団体に係るものを除く。)

(10)～(13) 省略

4 省略

5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業経済部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(7)の9 省略

すること。

(35)の28 土砂災害防止法第25条第1項の規定に基づく移転等の勧告に関すること。

(35)の29 土砂災害防止法第25条第2項の規定に基づく土地の取得についてのあつせん等の措置に関すること。

(36)～(76) 省略

6 省略

(地方局長の専決事項)

第14条 省略

2 地方局長の専決処理すべき事項のうち、総務企画部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(15) 省略

(16)から(30)まで 削除

(31)～(36) 省略

3 地方局長の専決処理すべき事項のうち、健康福祉環境部に関する事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(1)の4 省略

(2) 母子及び寡婦福祉法施行令第11条から第13条まで(同令第38条において準用する場合を含む。)の規定に基づく貸付金の交付の停止及び減額に関すること。

(3) 母子及び寡婦福祉法施行令第16条(同令第38条において準用する場合を含む。)の規定に基づく貸付金の一時償還の請求に関すること。

(4) 母子及び寡婦福祉法施行令第17条(同令第38条において準用する場合を含む。)の規定に基づく違約金の徴収に関すること。

(5) 母子及び寡婦福祉法施行令第19条(同令第38条において準用する場合を含む。)の規定に基づく償還金の支払猶予に関すること。

(6)～(9) 省略

(9)の2 母子福祉団体並びに母子家庭及び寡婦に対する福祉施策の広報に関すること(行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる母子福祉団体に係るものを除く。)

(10)～(13) 省略

4 省略

5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業経済部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(7)の9 省略

(7)の10 食品表示法第8条第1項及び第2項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に關すること(他の所管に属するものを除く。)

(7)の11 食品表示法第12条第1項及び第3項の規定に基づく申出の受付及び調査に關すること(他の所管に属するものを除く。)

(7)の12 省略

(7)の13 省略

(7)の14 省略

(7)の15 省略

(7)の16 省略

(7)の17 省略

(7)の18 省略

(7)の19 省略

(7)の20 省略

(7)の21 省略

(7)の22 省略

(7)の23 省略

(7)の24 省略

(7)の25 省略

(8)~(9)の7 省略

(9)の8 省略

(9)の9 省略

(9)の10 農業経営改善関係資金基本要綱(平成14年7月1日付け農林水産事務次官依命通知)第3の1の(4)の規定に基づく認定新規就農者への貸付けに關する意見書の作成又は確認書の提出に關すること。

(9)の11~(52) 省略

6~9 省略

(土木事務所長等の専決事項)

第16条 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

(1)~(12)の2 省略

(12)の3 道路法第18条(2以上の地方局建設部又は土木事務所の管内にわたるものを除く。)、第22条第1項、第24条、第32条第1項及び第3項(同法第91条第2項において準用する場合を含む。)、第34条(同法第91条第2項において準用する場合を含む。)、第35条(同法第91条第2項において準用する場合を含む。)、第36条第1項、第38条、第40条第2項(同法第91条第2項において準用する場合を含む。)、第43条の2、第44条の2第1項及び第3項から第5項まで、第47条第3項、第48条第2項及び第4項、第58条第1項、第66条第1項、第67条の2、第68条、第71条第1項から第4項まで、第87条第1項(同法第91条第2項において準用する場合を含む。))並びに第91条第1項の規定に基づく権限を行うこと。

(12)の4 災害対策基本法第76条の6第1項から第4項まで及び第76条の7の規定に基づく権限を行うこと。

(12)の5 省略

(12)の6 省略

(12)の7 省略

(7)の10 省略

(7)の11 省略

(7)の12 省略

(7)の13 省略

(7)の14 省略

(7)の15 省略

(7)の16 省略

(7)の17 省略

(7)の18 省略

(7)の19 省略

(7)の20 省略

(7)の21 省略

(7)の22 省略

(7)の23 省略

(8)~(9)の7 省略

(9)の8 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に關する特別措置法第4条の規定に基づく就農計画の認定に關すること。

(9)の9 省略

(9)の10 省略

(9)の11~(52) 省略

6~9 省略

(土木事務所長等の専決事項)

第16条 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

(1)~(12)の2 省略

(12)の3 道路法第18条(2以上の地方局建設部又は土木事務所の管内にわたるものを除く。)、第22条第1項、第24条、第32条第1項及び第3項(同法第91条第2項において準用する場合を含む。)、第34条(同法第91条第2項において準用する場合を含む。)、第35条(同法第91条第2項において準用する場合を含む。)、第36条第1項、第38条、第40条第2項(同法第91条第2項において準用する場合を含む。)、第43条の2、第44条の2第1項及び第3項から第5項まで、第47条第3項、第48条第2項及び第4項、第58条第1項、第66条第1項、第67条の2、第68条、第71条第1項から第4項まで、第87条第1項(同法第91条第2項において準用する場合を含む。))並びに第91条第1項の規定に基づく権限を行うこと。

(12)の4 省略

(12)の5 省略

(12)の6 省略

(12)の 8 省略
(12)の 9 省略
(12)の10 省略
(12)の11 省略
(12)の12 省略
(12)の13 省略
(12)の14 省略
(12)の15 省略
(12)の16 省略
(12)の17 省略
(12)の18 省略
(12)の19 省略
(12)の20 省略
(12)の21 省略
(12)の22 省略
(12)の23 省略
(12)の24 省略
(12)の25 省略
(12)の26 省略
(12)の27 省略
(12)の28 省略
(12)の29 省略
(12)の30 省略
(12)の31 省略
(12)の32 省略
(12)の33 省略
(12)の34 省略
(12)の35 省略
(12)の36 省略
(12)の37 省略
(12)の38 省略
(12)の39 省略
(12)の40 省略
(12)の41 省略
(12)の42 省略
(12)の43 省略
(12)の44 省略
(12)の45 省略
(12)の46 省略
(12)の47 省略
(12)の48 省略
(12)の49 省略
(12)の50 省略
(12)の51 省略
(12)の52 省略
(12)の53 省略
(12)の54 省略
(12)の55 省略
(12)の56 省略
(12)の57 省略
(12)の58 省略
(12)の59 省略
(12)の60 省略

(12)の 7 省略
(12)の 8 省略
(12)の 9 省略
(12)の10 省略
(12)の11 省略
(12)の12 省略
(12)の13 省略
(12)の14 省略
(12)の15 省略
(12)の16 省略
(12)の17 省略
(12)の18 省略
(12)の19 省略
(12)の20 省略
(12)の21 省略
(12)の22 省略
(12)の23 省略
(12)の24 省略
(12)の25 省略
(12)の26 省略
(12)の27 省略
(12)の28 省略
(12)の29 省略
(12)の30 省略
(12)の31 省略
(12)の32 省略
(12)の33 省略
(12)の34 省略
(12)の35 省略
(12)の36 省略
(12)の37 省略
(12)の38 省略
(12)の39 省略
(12)の40 省略
(12)の41 省略
(12)の42 省略
(12)の43 省略
(12)の44 省略
(12)の45 省略
(12)の46 省略
(12)の47 省略
(12)の48 省略
(12)の49 省略
(12)の50 省略
(12)の51 省略
(12)の52 省略
(12)の53 省略
(12)の54 省略
(12)の55 省略
(12)の56 省略
(12)の57 省略
(12)の58 省略
(12)の59 省略

- (12)の61 省略
- (12)の62 省略
- (12)の63 省略
- (12)の64 省略
- (12)の65 省略
- (12)の66 省略
- (12)の67 省略
- (12)の68 省略
- (12)の69 省略
- (12)の70 省略
- (12)の71 省略
- (12)の72 省略
- (12)の73 省略
- (12)の74 省略
- (12)の75 省略
- (12)の76 省略
- (12)の77 省略
- (12)の78 省略
- (12)の79 省略
- (12)の80 省略
- (12)の81 省略
- (12)の82 省略
- (12)の83 省略
- (12)の84 省略
- (12)の85 省略
- (12)の86 省略
- (12)の87 省略
- (12)の88 省略
- (12)の89 省略
- (12)の90 省略
- (12)の91 省略
- (12)の92 省略
- (12)の93 省略
- (12)の94 省略
- (12)の95 省略
- (12)の96 省略
- (12)の97 省略
- (12)の98 省略
- (12)の99 省略
- (12)の100 省略
- (12)の101 省略
- (12)の102 省略
- (12)の103 省略
- (12)の104 省略
- (12)の105 省略
- (12)の106 省略
- (12)の107 省略
- (12)の108 省略
- (12)の109 省略
- (12)の110 土砂災害防止法第4条第2項の規定に基づく基礎調査の結果の市町長への通知及び公表に関すること。
- (12)の111 土砂災害防止法第5条第1項及び第22条第1項の規定に基づく土地の立入り及び一時使用に関すること。

- (12)の60 省略
- (12)の61 省略
- (12)の62 省略
- (12)の63 省略
- (12)の64 省略
- (12)の65 省略
- (12)の66 省略
- (12)の67 省略
- (12)の68 省略
- (12)の69 省略
- (12)の70 省略
- (12)の71 省略
- (12)の72 省略
- (12)の73 省略
- (12)の74 省略
- (12)の75 省略
- (12)の76 省略
- (12)の77 省略
- (12)の78 省略
- (12)の79 省略
- (12)の80 省略
- (12)の81 省略
- (12)の82 省略
- (12)の83 省略
- (12)の84 省略
- (12)の85 省略
- (12)の86 省略
- (12)の87 省略
- (12)の88 省略
- (12)の89 省略
- (12)の90 省略
- (12)の91 省略
- (12)の92 省略
- (12)の93 省略
- (12)の94 省略
- (12)の95 省略
- (12)の96 省略
- (12)の97 省略
- (12)の98 省略
- (12)の99 省略
- (12)の100 省略
- (12)の101 省略
- (12)の102 省略
- (12)の103 省略
- (12)の104 省略
- (12)の105 省略
- (12)の106 省略
- (12)の107 省略
- (12)の108 省略
- (12)の109 土砂災害防止法第4条第2項の規定に基づく基礎調査の結果の市町長への通知_____に関すること。
- (12)の110 土砂災害防止法第5条第1項及び第21条第1項の規定に基づく土地の立入り及び一時使用に関すること。

(12)の112 土砂災害防止法第5条第5項及び第22条第2項の規定に基づく土地の立入り及び一時使用に係る身分証明書の発行に関すること。

(12)の113 省略

(12)の114 土砂災害防止法第10条第1項の規定に基づく特定開発行為の許可に関すること。

(12)の115 土砂災害防止法第14条第1項の規定に基づく特定開発行為既着手の届出の受理に関すること。

(12)の116 土砂災害防止法第14条第2項の規定に基づく特定開発行為既着手の届出者に対する助言又は勧告に関すること。

(12)の117 土砂災害防止法第15条（同法第17条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特定開発行為の協議に対する同意に関すること。

(12)の118 土砂災害防止法第17条第1項の規定に基づく特定開発行為の変更の許可に関すること。

(12)の119 土砂災害防止法第17条第3項の規定に基づく軽微な変更の届出の受理に関すること。

(12)の120 土砂災害防止法第18条の規定に基づく対策工事等の完了の届出の処理に関すること。

(12)の121 土砂災害防止法第20条の規定に基づく対策工事等の廃止の届出の受理に関すること。

(12)の122 土砂災害防止法第21条の規定に基づく監督処分に関すること。

(12)の123 土砂災害防止法第23条の規定に基づく報告の徴収等に関すること。

(12)の124 土砂災害防止法第26条第2項の規定に基づく土地の取得についてのあつせん等の措置に関すること。

(12)の125 省略

(12)の126 省略

(12)の127 省略

(12)の128 省略

(12)の129 省略

(13)～(26)の16 省略

2 前項本文の規定にかかわらず、東予地方局四国中央土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第13号の82まで及び第14号から第26号の16までに掲げるとおりとし、東予地方局今治土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第11号まで、第11号の3から第11号の7まで、第11号の9、第11号の10（同号にあつては、浄化槽の構造上の基準及び浄化槽工上の技術上の基準に係るものを除く。）、第11号の11から第12号の124まで、第13号の16、第13号の17、第13号の24、第13号の83から第13号の107まで及び第15号から第26号の16までに掲げるとおりとし、中予地方局久万高原土木事務所長、南予地方局大洲土木事務所長、南予地方局西予土木事務所長及び南予地方局愛南土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第11号まで、第11号の3から第11号の7まで、第11号の9、第11号の10（同号にあつては、浄化槽の構造上の基準及び浄化槽工上の技術上の基準に係るものを除く。）、第11号の11から第12号の124まで、第13号の16、第13号の17、第13号の24及び第15号から第26号の16までに掲げるとおりとする。

3・4 省略

(12)の111 土砂災害防止法第5条第5項及び第21条第2項の規定に基づく土地の立入り及び一時使用に係る身分証明書の発行に関すること。

(12)の112 省略

(12)の113 土砂災害防止法第9条第1項の規定に基づく特定開発行為の許可に関すること。

(12)の114 土砂災害防止法第13条第1項の規定に基づく特定開発行為既着手の届出の受理に関すること。

(12)の115 土砂災害防止法第13条第2項の規定に基づく特定開発行為既着手の届出者に対する助言又は勧告に関すること。

(12)の116 土砂災害防止法第14条（同法第16条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特定開発行為の協議に対する同意に関すること。

(12)の117 土砂災害防止法第16条第1項の規定に基づく特定開発行為の変更の許可に関すること。

(12)の118 土砂災害防止法第16条第3項の規定に基づく軽微な変更の届出の受理に関すること。

(12)の119 土砂災害防止法第17条の規定に基づく対策工事等の完了の届出の処理に関すること。

(12)の120 土砂災害防止法第19条の規定に基づく対策工事等の廃止の届出の受理に関すること。

(12)の121 土砂災害防止法第20条の規定に基づく監督処分に関すること。

(12)の122 土砂災害防止法第22条の規定に基づく報告の徴収等に関すること。

(12)の123 土砂災害防止法第25条第2項の規定に基づく土地の取得についてのあつせん等の措置に関すること。

(12)の124 省略

(12)の125 省略

(12)の126 省略

(12)の127 省略

(12)の128 省略

(13)～(26)の16 省略

2 前項本文の規定にかかわらず、東予地方局四国中央土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第13号の82まで及び第14号から第26号の16までに掲げるとおりとし、東予地方局今治土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第11号まで、第11号の3から第11号の7まで、第11号の9、第11号の10（同号にあつては、浄化槽の構造上の基準及び浄化槽工上の技術上の基準に係るものを除く。）、第11号の11から第12号の123まで、第13号の16、第13号の17、第13号の24、第13号の83から第13号の107まで及び第15号から第26号の16までに掲げるとおりとし、中予地方局久万高原土木事務所長、南予地方局大洲土木事務所長、南予地方局西予土木事務所長及び南予地方局愛南土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第11号まで、第11号の3から第11号の7まで、第11号の9、第11号の10（同号にあつては、浄化槽の構造上の基準及び浄化槽工上の技術上の基準に係るものを除く。）、第11号の11から第12号の123まで、第13号の16、第13号の17、第13号の24及び第15号から第26号の16までに掲げるとおりとする。

3・4 省略

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第6号

地 方 局

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局事務決裁規程（昭和55年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前				
<p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 専決 部長、支局長、課長（税務室長及び出納室長を含む。以下同じ。）、総務県民室長、東予地方局防災対策室長、南予地方局防災対策室長、福祉室長、商工観光室長、地域農業室長、産地育成室長若しくは企画検査室長（第5条及び別表第1の4の部1の項(1)ウにおいて「室長」という。）又は主幹（担任意務に限る。）、課長補佐、<u>中予地方局防災対策室長</u>、<u>地域政策班長</u>（担任意務に限る。）、納税室長、納税班長（担任意務に限る。）若しくは検査室長（以下「主幹等」という。）が、常時、局長（土木事務所及びダム管理事務所の課長にあつては、各所長）に代わつて特に定められた範囲の事務の処理について意思の決定を行うことをいう。</p> <p>(3) 省略</p> <p>（代決者）</p> <p>第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。</p>				<p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 専決 部長、支局長、課長（税務室長及び出納室長を含む。以下同じ。）、総務県民室長、東予地方局消防防災安全室長、<u>福祉室長</u>、<u>商工観光室長</u>、<u>地域農業室長</u>、<u>産地育成室長</u>若しくは<u>企画検査室長</u>（第5条及び別表第1の4の部1の項(1)ウにおいて「室長」という。）又は主幹（担任意務に限る。）、課長補佐、<u>中予地方局消防防災安全室長</u>、<u>南予地方局消防防災安全室長</u>、<u>地域政策班長</u>（担任意務に限る。）、納税室長、納税班長（担任意務に限る。）若しくは検査室長（以下「主幹等」という。）が、常時、局長（土木事務所及びダム管理事務所の課長にあつては、各所長）に代わつて特に定められた範囲の事務の処理について意思の決定を行うことをいう。</p> <p>(3) 省略</p> <p>（代決者）</p> <p>第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。</p>				
区分		決裁者		区分		決裁者		
		代決者				代決者		
		第1次代決者	第2次代決者			第1次代決者	第2次代決者	
局長の権限に属する事務	省略			局長の権限に属する事務	省略			
	部長	省略			部長	省略		
		土木事務所長（土木事務所に係る事務に限る。）	用地管理課長（東予地方局今治土木事務所及び南予地方局八幡浜土木事務所にあつては管理課長、南予地方局大洲土木事務所_____にあつては事業管理課長。以下この表において同じ。）			土木事務所長（土木事務所に係る事務に限る。）	用地管理課長（東予地方局今治土木事務所及び南予地方局八幡浜土木事務所にあつては管理課長、南予地方局大洲土木事務所及び同地方局西予土木事務所にあつては事業管理課長。以下この表において同じ。）	
	省略				省略			
省略			省略					

省略			
----	--	--	--

2 省略

別表第1（第4条関係）

局長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

省略

備考 1～3 省略

4 防災対策室（中予地方局を除く。）、福祉室、商工観光室、支局商工観光室、地域農業室、産地育成室、企画検査室、支局地域農業室又は支局産地育成室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。

(1)～(4) 省略

5～8 省略

別表第2（第4条関係）

局長の権限に属する総務企画部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分				
			局長	専決者			
				部長	課長	課長補佐	
総務 県民課	1～25 省略						
	26 消費生活協同組合の施行に関する事務	1～6 省略					
		7 共済事業に係る經理の他の經理への資金運用等の承認（第50条の4）			—		
		8 省略					
		9 共済事業を行う組合の資産運用の方法等の承認（第50条の14）			—		
		10 省略					
		11 省略					
		12 省略					
	13 省略						
	14 省略						
	15 省略						
16 省略							
17 省略							
27～44 省略							

備考 1 東予地方局及び南予地方局においては、この表35の部から44の部までに掲げる事務については、同表組織名の欄中「総務県民課」とあるのは「防災対策室」とし、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」として、同表の規定を適用する。

2・3 省略

省略			
----	--	--	--

2 省略

別表第1（第4条関係）

局長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

省略

備考 1～3 省略

4 消防防災安全室（東予地方局に限る。）、福祉室、商工観光室、支局商工観光室、地域農業室、産地育成室、企画検査室、支局地域農業室又は支局産地育成室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。

(1)～(4) 省略

5～8 省略

別表第2（第4条関係）

局長の権限に属する総務企画部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分				
			局長	専決者			
				部長	課長	課長補佐	
総務 県民課	1～25 省略						
	26 消費生活協同組合の施行に関する事務	1～6 省略					
		7 省略					
		8 省略					
		9 省略					
		10 省略					
		11 省略					
		12 省略					
	13 省略						
	14 省略						
	15 省略						
27～44 省略							

備考 1 東予地方局_____においては、この表35の部から44の部までに掲げる事務については、同表組織名の欄中「総務県民課」とあるのは「消防防災安全室」とし、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」として、同表の規定を適用する。

2・3 省略

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			局長	専決者		
				部長	課長	主幹
地域政策課	1 省略	1 省略	—			
	2 省略	1 省略	—			
		2 省略	—			
		3 省略	—			
		4 省略				
		(1) 省略	—			
		(2) 省略		—		
	3 省略	1 省略	—			
		2 省略	—			
		3 省略	—			
	4 省略	1 省略			—	
		2 省略	—			
		3 省略		—		
		4 省略		—		
	5 省略	1 省略	—			
		2 省略		—		
	6 省略	1 省略	—			
		2 省略	—			
		3 省略		—		
		4 省略	—			
7 省略	1 省略					
	(1) 省略	—				
	(2) 省略		—			
8 省略	1 省略		—			
9 省略	1 省略	—				
10 省略	1 省略		—			
11 自動車運轉代行業の業務の適正化に関する法律の施行に関する事務	1 公安委員会からの協議に対する同意（第5条第4項、第7条第2項、第23条第3項、第24条第2項）	—				
	2 通知の受理（第8条第2項、第9条第3項、第22条第1項）				—	
	3 届出の受理（第13条第3項）				—	
	4 報告の徴収及び立入検査（第21条第2項）			—		
	5 指示（第22条第2項）	—				
	6 営業の停止命令の要請（第23条第2項）	—				

備考 省略

別表第3（第4条関係）

局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
地域政策課	1 省略	1 省略	—		
	2 省略	1 省略	—		
		2 省略	—		
		3 省略	—		
		4 省略			
		(1) 省略	—		
		(2) 省略		—	
	3 省略	1 省略	—		
		2 省略	—		
		3 省略	—		
	4 省略	1 省略			—
		2 省略	—		
		3 省略		—	
		4 省略		—	
	5 省略	1 省略	—		
		2 省略		—	
	6 省略	1 省略	—		
		2 省略	—		
		3 省略		—	
		4 省略	—		
7 省略	1 省略				
	(1) 省略	—			
	(2) 省略		—		
8 省略	1 省略		—		
9 省略	1 省略	—			
10 省略	1 省略		—		

備考 省略

別表第3（第4条関係）

局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			局長	専決者		
				部長	課長	主幹
地域福祉課	1 省略					
	2 生活保護法の施行に関する事務	1～15 省略				
		16 被保護者就労支援事業の実施及び委託に関すること（第55条の6第1項、第2項）。			—	
		17 省略				
		18 省略				
		19 省略				
		20 省略				
		21 省略				
		22 省略				
		23 省略				
		24 省略				
		25 省略				
		26 省略				
		27 省略				
28 省略						
29 省略						
中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の施行に関する事務	1 支援給付の実施に関すること（第14条第1項、第3項、第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（以下この部において「例による生活保護法」という。）第24条、第25条、第30条、第31条、第33条から第37条の2まで）。			—		
	2 配偶者支援金の支給に関すること（第15条第1項）。			—		
	3 支援給付等の停止、廃止及び却下（例による生活保護法第24条、第26条）			—		
	4 要（被）支援者に対する指導指示及び調査等（例による生活保護法第27条から第29条まで、第62条第3項、第4項）			—		
	5 検診命令（例による生活保護法第28条）			—		
	6 支援給付の変更等を必要とする事由の発生の届出の受理（例による生活保護法第48条第4項）			—		

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			局長	専決者		
				部長	課長	主幹
地域福祉課	1 省略					
	2 生活保護法の施行に関する事務	1～15 省略				
		16 省略				
		17 省略				
		18 省略				
		19 省略				
		20 省略				
		21 省略				
		22 省略				
		23 省略				
		24 省略				
		25 省略				
		26 省略				
		27 省略				
28 省略						

	7	支援給付金品及び配偶者支援金の費用返還及び費用徴収に関すること（例による生活保護法第63条、第77条、第78条第1項、第78条の2第1項、第80条）。			—				
	8	指定医療機関等からの返還額の徴収に関すること（例による生活保護法第78条第2項）。			—				
	9	支援給付金品及び配偶者支援金の費用返還及び費用徴収に係る履行延期の特約等に関すること（愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則第42条）。	—						
	10	被支援者の遺留金品の処分（例による生活保護法第76条第1項）			—				
	11	被支援者の後見人選任の請求（例による生活保護法第81条）			—				
4	生活困窮者自立支援法の施行に関する事務	1	生活困窮者自立相談支援事業の実施及び委託に関すること（第4条第1項、第2項）。			—			
		2	生活困窮者住居確保給付金の支給に関すること（第5条第1項）。			—			
		3	生活困窮者住居確保給付金に係る不正利得の徴収（第12条第1項）			—			
		4	報告の徴収等（第15条第1項）			—			
		5	資料の提供等の求め（第16条）			—			
5	省略								
6	省略								
7	省略								
8	省略								
9	児童福祉法の施行に関する事務	1～7	省略						
		8	病児保育事業に関すること。						
		(1)	事業の開始、変更、廃止又は休止の届出の受理（第34条の18）						
		(2)	報告の徴収及び立入検査（第34条の18の2第1項）						
		(3)	当該職員の証明書の交付（第18条の16第2項、第34条の18の2第2項）						
3	児童福祉法の施行に関する事務	1～7	省略						
		8	家庭的保育事業に関すること。						
		(1)	事業の開始、変更、廃止又は休止の届出の受理（第34条の15）						
		(2)	報告の徴収及び立入検査（第34条の17第1項）						
		(3)	当該職員の証明書の交付（第18条の16第2項、第34条の17第2項）						
(4)	措置命令（第34条の17第3項）			—					

	(4) 事業の制限及び停止の命令 (第34条の18の2第3項)			
	9 児童福祉施設等に関する こと。			
	(1) 市町が設置する施設の設置 及び廃止又は休止の届出の受 理(第35条第3項、第11項)			
	(2) 国、都道府県及び市町以外 の者が設置する施設の設置認 可及び廃止又は休止の承認 (第35条第4項、第12項)			
	(3) 国、都道府県及び市町以外 の者が設置する保育所の設置 認可に係る協議(第35条第7 項)		—	
	(4) 省略			
	(5) 省略			
	(6) 省略			
	(7) 省略			
	(8) 省略			
	(9) 省略			
	(10) 設置認可の取消し(第58条 第1項)			
	(11) 省略			
	(12) 省略			
	(13) 省略			
	(14) 省略			
	(15) 省略			
	(16) 省略			
	(17) 省略			
	(18) 省略			
	(19) 省略			
	(20) 省略			
	(21) 省略			
	(22) 省略			
	10・11 省略			
10 母子 及び父 子並び に寡婦 福祉法 の施行 に關す る事務	1 母子家庭等及び寡婦の福祉に 関すること(第9条)。			
	2 母子福祉資金貸付金、父子福 祉資金貸付金及び寡婦福祉資金 貸付金(行う事業が2以上の地 方局の管轄区域にわたる母子・ 父子福祉団体に対する貸付金を 除く。)に関すること。			
	(1) 省略			

	(5) 事業の制限及び停止の命令 (第34条の17第4項)			
	9 児童福祉施設等に関する こと。			
	(1) 市町が設置する施設の設置 及び廃止又は休止の届出の受 理(第35条第3項、第6項)			
	(2) 国、都道府県及び市町以外 の者が設置する施設の設置認 可及び廃止又は休止の承認 (第35条第4項、第7項)			
	(3) 省略			
	(4) 省略			
	(5) 省略			
	(6) 省略			
	(7) 省略			
	(8) 省略			
	(9) 設置認可の取消し(第58条 _____)			
	(10) 省略			
	(11) 省略			
	(12) 省略			
	(13) 省略			
	(14) 省略			
	(15) 省略			
	(16) 省略			
	(17) 省略			
	(18) 省略			
	(19) 省略			
	(20) 省略			
	(21) 省略			
	10・11 省略			
8 母子 及び父 子並び に寡婦 福祉法 の施行 に關す る事務	1 母子家庭 及び寡婦の福祉に 関すること(第9条)。			
	2 母子福祉資金貸付金、父子福 祉資金貸付金及び寡婦福祉資金 貸付金(行う事業が2以上の地 方局の管轄区域にわたる母子・ 父子福祉団体に対する貸付金を 除く。)に関すること。			
	(1) 省略			

	(2) 貸付金の交付の停止及び減額(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(以下この部において「政令」という。)第11条から第13条まで、第31条の7、第38条)							(2) 貸付金の交付の停止及び減額(母子及び寡婦福祉法施行令(以下この部において「政令」という。)第11条から第12条まで、第38条)					
	(3) 貸付金の一時償還の請求(政令第16条、第18条、第31条の7、第38条)							(3) 貸付金の一時償還の請求(政令第16条、第18条、第38条)					
	(4) 違約金の徴収(政令第17条、第31条の7、第38条)							(4) 違約金の徴収(政令第17条、第38条)					
	(5) 償還金の支払猶予(政令第19条、第31条の7、第38条)							(5) 償還金の支払猶予(政令第19条、第38条)					
	(6)~(10) 省略							(6)~(10) 省略					
	3 母子家庭、父子家庭及び寡婦の福祉の措置及び保障に関すること。							3 母子家庭及び寡婦の福祉の措置及び保障に関すること。					
	(1) 省略							(1) 省略					
	(2) 母子・父子福祉団体並びに母子家庭、父子家庭及び寡婦に対する福祉施策の広報(第25条第3項、第29条第1項、第31条の8、第34条第1項)							(2) 母子福祉団体並びに母子家庭及び寡婦に対する福祉施策の広報(第25条第3項、第29条第1項、第34条)					
								4 母子家庭児童等の身元保証事務に関すること。					—
								5 母子家庭の技能修得事業に関すること。					—
	11 省略							9 省略					
	12 省略							10 省略					
	13 省略							11 省略					
	14 省略							12 省略					
	15 省略							13 省略					
	16 省略							14 省略					
	17 省略							15 省略					
	18 省略							16 省略					
	19 省略							17 省略					
	20 省略							18 省略					
	21 省略							19 省略					
	22 省略							20 省略					
	23 省略							21 省略					
								22 父子福祉に関する事務	1 父子家庭の福祉に関すること。				—
	24 省略							23 省略					
	25 省略							24 省略					
	26 省略							25 省略					

27 省略				
28 省略				
29 省略				
30 省略				

備考 福祉室においては、この表組織名の欄中「地域福祉課」とあるのは「福祉室」とし、同表決裁区分の欄中「課長」とあり、及び「主幹」とあるのは「室長」として、同表2の部1の項から5の項まで、11の項、14の項から19の項まで及び21の項から25の項まで、同表第3の部1の項から8の項まで、10の項及び11の項並びに同表4の部の規定を適用する。

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
環境保全課	1～11 省略				
	12 フロンの類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	1 身分を示す証明書の交付（第92条第2項、使用済自動車の再資源化等に関する法律附則第19条の規定によりなおその効力を有するものとされている同法による改正前の特定製品に係るフロンの回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第71条第2項）			
	13～16 省略				

別表第4（第4条関係）

局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
産業振興課	1 省略				
	2 農業構造及び農業就業構造の改善並びに山村振興に関する事務	1 省略			

26 省略				
27 省略				
28 省略				
29 省略				

備考 福祉室においては、この表組織名の欄中「地域福祉課」とあるのは「福祉室」とし、同表決裁区分の欄中「課長」とあり、及び「主幹」とあるのは「室長」として、同表2の部1の項から5の項まで、11の項、14の項から18の項まで及び20の項から24の項まで _____ の規定を適用する。

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
環境保全課	1～11 省略				
	12 特定製品に係るフロンの回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の施行に関する事務	1 身分を示す証明書の交付（第44条第2項、使用済自動車の再資源化等に関する法律附則第19条の規定によりなおその効力を有するものとされている同法による改正前の特定製品に係るフロンの回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第71条第2項）			
	13～16 省略				

別表第4（第4条関係）

局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
産業振興課	1 省略				
	2 農業構造及び農業就業構造の改善並びに山村振興に関する事務	1 省略 2 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第4条の規定に基づく就農計画の認定に関すること。			

3・4 省略				
5 農業 金融に 関する 事務	1～6 省略			
	7 認定新規就農者への貸付けに 関する意見書の作成又は確認書 の提出（農業経営改善関係資金 基本要綱（平成14年7月1日付 け農林水産事務次官依命通知） 第3の1の(4)）			—
6～19 省略				
20 食品 表示法 の施行 に関す る事務 （他の 所管に 属する ものを 除く。 ）	1 報告の徴収及び立入検査（第 8条第1項、第2項）			—
	2 申出の受付及び調査（第12条 第1項、第3項）			—

備考 東予地方局今治支局及び南予地方局八幡浜支局において
は、この表9の部1の項、10の部1の項、17の部1の項
及び2の項並びに20の部に掲げる事務については、同表
組織名の欄中「産業振興課」とあるのは「地域農業室」と
し、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」とし
て、同表の規定を適用する。

組織名	事務の 種類	事 項	決裁区分		
			局 長	専決者	
				部 長	室 長
商工 観光室	1～4 省略				
	5 商工 会議所 法の施 行に関 する事 務	1～6 省略			
		7 定款変更の届出の受理（第46 条第5項 _____、第84条、 政令第7条第1項第4号）			
	8～12 省略				
6 商工 会及び 商工会 議所に よる小 規模事 業者の 支援に	1 商工会及び商工会議所に關す ること。				
	(1) 基盤施設計画の認定（第7 条第1項、第22条の2、商工 会及び商工会議所による小規 模事業者の支援に関する法律 施行令（以下この部において 「政令」という。）第3条）				

3・4 省略				
5 農業 金融に 関する 事務	1～6 省略			
6～19 省略				

備考 東予地方局今治支局及び南予地方局八幡浜支局において
は、この表9の部1の項、10の部1の項並びに17の部1の
項及び2の項 _____ に掲げる事務については、同表
組織名の欄中「産業振興課」とあるのは「地域農業室」と
し、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」とし
て、同表の規定を適用する。

組織名	事務の 種類	事 項	決裁区分		
			局 長	専決者	
				部 長	室 長
商工 観光室	1～4 省略				
	5 商工 会議所 法の施 行に関 する事 務	1～6 省略			
		7 定款変更の認可（第28条、第 46条第2項、第4項、第84条、 政令第7条第1項第4号）			
	8～12 省略				
6 商工 会及び 商工会 議所に よる小 規模事 業者の 支援に	1 商工会及び商工会議所に關す ること。				
	(1) 基盤施設計画の認定（第5 条第1項、第22条の2、商工 会及び商工会議所による小規 模事業者の支援に関する法律 施行令（以下この部において 「政令」という。）第2条）				

に関する 法律の 施行に に関する 事務	(2) 基盤施設計画の変更の認定 (第8条第1項、第22条の2、政令第3条)			
	(3) 基盤施設計画の認定の取消し (第8条第2項、第22条の2、政令第3条)			
	(4) 認定基盤施設計画_____の 実施状況の報告の徴収 (第22条第1項、第22条の2、 政令第3条)			
7～16 省略				

備考 省略

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
森林林業課	1 森林 保険 に関する事務	1 国立研究開発法人森林総合研究所から委託を受けた業務の実施	—		
	2～19 省略				

備考 省略

別表第5 (第4条関係)

局長の権限に属する建設部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
管理課	1～6 省略 7 道路 法の施行に関する事務	1～16 省略			
		17 長時間放置された車両の移動等 (第67条の2第1項から第4項まで)	—		
		18 道路の改築等の工事が完了した場合等の車両の移動 (第67条の2第5項)	—		

に関する 法律の 施行に に関する 事務	(2) 基盤施設計画の変更の認定 (第6条第1項、第22条の2、政令第2条)			
	(3) 基盤施設計画の認定の取消し (第6条第2項、第22条の2、政令第2条)			
	(4) 連携計画の認定 (第18条第1項、第22条の2、政令第2条)			—
	(5) 連携計画の変更の認定 (第19条第1項、第22条の2、政令第2条)			—
	(6) 連携計画の認定の取消し (第19条第2項、第22条の2、政令第2条)			—
	(7) 認定基盤施設計画及び認定連携計画の実施状況の報告の徴収 (第22条第1項、第22条の2、政令第2条)			
	7～16 省略			

備考 省略

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
森林林業課	1 森林 国営保 険に関 する事 務	1 損害発生の通知の受理 (森林国営保険法施行令第8条)		—	
		2 損害の実施調査 (森林国営保険法施行令第9条)		—	
	2～19 省略				

備考 省略

別表第5 (第4条関係)

局長の権限に属する建設部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
管理課	1～6 省略 7 道路 法の施行に関する事務	1～16 省略			

	19 省略			
	20 省略			
	21 省略			
	22 省略			
	23 省略			
	24 省略			
	25 省略			
	26 省略			
	27 省略			
8 災害 対策基 本法の 施行に 関する 事務	1 災害時における車両の移動等 (第76条の6第1項から第4項 まで)	—		
	2 市町道に係る区間の指定等の 指示(第76条の7)	—		
9 省略				
10 省略				
11 省略				
12 省略				
13 省略				
14 省略				
15 省略				
16 省略				
17 省略				
18 省略				
19 省略				
20 省略				
21 省略				
22 省略				
23 土砂 災害警 戒区域 等にお ける土 砂災害 防止対 策の推 進に関 する法 律の施 行に関 する事 務	1 特定開発行為等に関するこ と。			
	(1) 許可(第10条第1項、第16 条第2項)			
	(2) 既着手の届出の受理(第14 条第1項)			
	(3) 既着手の届出者に対する助 言又は勧告(第14条第2項)			
	(4) 協議に対する同意(第15 条、第17条第4項)			
	(5) 変更の許可(第16条第2 項、第17条第1項、第4項)			
	(6) 軽微な変更の届出の受理 (第17条第3項)			
(7) 対策工事等の完了の届出の 処理(第18条)				

	17 省略			
	18 省略			
	19 省略			
	20 省略			
	21 省略			
	22 省略			
	23 省略			
	24 省略			
	25 省略			
8 省略				
9 省略				
10 省略				
11 省略				
12 省略				
13 省略				
14 省略				
15 省略				
16 省略				
17 省略				
18 省略				
19 省略				
20 省略				
21 省略				
22 土砂 災害警 戒区域 等にお ける土 砂災害 防止対 策の推 進に関 する法 律の施 行に関 する事 務	1 特定開発行為等に関するこ と。			
	(1) 許可(第9条第1項、第15 条第2項)			
	(2) 既着手の届出の受理(第13 条第1項)			
	(3) 既着手の届出者に対する助 言又は勧告(第13条第2項)			
	(4) 協議に対する同意(第14 条、第16条第4項)			
	(5) 変更の許可(第15条第2 項、第16条第1項、第4項)			
	(6) 軽微な変更の届出の受理 (第16条第3項)			
(7) 対策工事等の完了の届出の 処理(第17条)				

	(8) 対策工事等の廃止の届出の受理(第20条)			
	(9) 監督処分(第21条)			
	(10) 立入検査(第22条第1項)			
	(11) 立入検査に係る身分証明書の交付(第5条第5項、第22条第2項)			
	(12) 報告の徴収等(第23条)			
	2 移転等の勧告(第26条第1項)			
	3 土地の取得についてのおつせん等の措置(第26条第2項)			
24	省略			
25	省略			
26	省略			
27	省略			
28	省略			
29	省略			
30	省略			
31	省略			
32	省略			
33	省略			
34	省略			
35	省略			
36	省略			
37	省略			
38	省略			

備考 中予地方局においては、この表36の部及び37の部に掲げる事務については、同表組織名の欄中「管理課」とあるのは、「建築指導課」として、同表の規定を適用する。

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者 部長	課長
河川 港湾 課	1 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の施行に関する事務	1 基礎調査に關すること。			
		(1) 基礎調査の結果の市町長への通知及び公表(第4条第2項)			
		(2)~(5) 省略			

	(8) 対策工事等の廃止の届出の受理(第19条)			
	(9) 監督処分(第20条)			
	(10) 立入検査(第21条第1項)			
	(11) 立入検査に係る身分証明書の交付(第5条第5項、第21条第2項)			
	(12) 報告の徴収等(第22条)			
	2 移転等の勧告(第25条第1項)			
	3 土地の取得についてのおつせん等の措置(第25条第2項)			
23	省略			
24	省略			
25	省略			
26	省略			
27	省略			
28	省略			
29	省略			
30	省略			
31	省略			
32	省略			
33	省略			
34	省略			
35	省略			
36	省略			
37	省略			

備考 中予地方局においては、この表35の部及び36の部に掲げる事務については、同表組織名の欄中「管理課」とあるのは、「建築指導課」として、同表の規定を適用する。

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者 部長	課長
河川 港湾 課	1 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の施行に関する事務	1 基礎調査に關すること。			
		(1) 基礎調査の結果の市町長への通知(第4条第2項)			
		(2)~(5) 省略			

備考 省略

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
建築指導課	1～12 省略				
	13 宅地建物取引業法の施行に関する事務	1 宅地建物取引士資格登録に関すること。			
		(1)・(2) 省略			
		2 宅地建物取引士証に関すること。			
14・15 省略					
		(1) 省略			

別表第6（第4条関係）

土木事務所長及びダム管理事務所長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

省略

備考 1 土木事務所長の権限に属する事務に係るこの表1の部4の項及び5の項並びに4の部1の項(2)の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、東予地方局今治土木事務所及び南予地方局八幡浜土木事務所にあつては「管理課長」と、南予地方局大洲土木事務所 _____ にあつては「事業管理課長」と、その他の土木事務所にあつては「用地管理課長」とする。

2・3 省略

別表第7（第4条関係）

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			所長	専決者	
				課長	主幹
用地管理課	1～11 省略				
	12 道路法の施行に関する事務	1～15 省略			
		16 長時間放置された車両の移動等（第67条の2第1項から第4項まで）	—		
		17 道路の改築等の工事が完了した場合等の車両の移動（第67条の2第5項）	—		
		18 省略			
		19 省略			
		20 省略			
		21 省略			
22 省略					

備考 省略

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
建築指導課	1～12 省略				
	13 宅地建物取引業法の施行に関する事務	1 宅地建物取引士資格登録に関すること。			
		(1)・(2) 省略			
		2 宅地建物取引士証に関すること。			
14・15 省略					
		(1) 省略			

別表第6（第4条関係）

土木事務所長及びダム管理事務所長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

省略

備考 1 土木事務所長の権限に属する事務に係るこの表1の部4の項及び5の項並びに4の部1の項(2)の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、東予地方局今治土木事務所及び南予地方局八幡浜土木事務所にあつては「管理課長」と、南予地方局大洲土木事務所及び同地方局西予土木事務所にあつては「事業管理課長」と、その他の土木事務所にあつては「用地管理課長」とする。

2・3 省略

別表第7（第4条関係）

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			所長	専決者	
				課長	主幹
用地管理課	1～11 省略				
	12 道路法の施行に関する事務	1～15 省略			
		16 省略			
		17 省略			
		18 省略			
		19 省略			
		20 省略			
		21 省略			
22 省略					

	23 省略			
13 災害 対策基 本法の 施行に 関する 事務	1 災害時における車両の移動等 (第76条の6第1項から第4項 まで)	—		
	2 市町道に係る区間の指定等の 指示(第76条の7)	—		
14 省略				
15 省略				
16 省略				
17 省略				
18 省略				
19 省略				
20 省略				
21 省略				
22 省略				
23 省略				
24 省略				
25 省略				
26 省略				
27 省略				
28 土砂 災害警 戒区域 等にお ける土 砂災害 防止対 策の推 進に関 する法 律の施 行に関 する事 務	1 特定開発行為等に関するこ と。			
	(1) 許可(第10条第1項、第16 条第2項)			
	(2) 既着手の届出の受理(第14 条第1項)			
	(3) 既着手の届出者に対する助 言又は勧告(第14条第2項)			
	(4) 協議に対する同意(第15 条、第17条第4項)			
	(5) 変更の許可(第16条第2 項、第17条第1項、第4項)			
	(6) 軽微な変更の届出の受理 (第17条第3項)			
	(7) 対策工事等の完了の届出の 処理(第18条)			
	(8) 対策工事等の廃止の届出の 受理(第20条)			
	(9) 監督処分(第21条)			
	(10) 立入検査(第22条第1項)			
	(11) 立入検査に係る身分証明書 の交付(第5条第5項、第22 条第2項)			
	(12) 報告の徴収等(第23条)			
2 土地の取得についてのあつせ ん等の措置(第26条第2項)				

	21 省略			
13 省略				
14 省略				
15 省略				
16 省略				
17 省略				
18 省略				
19 省略				
20 省略				
21 省略				
22 省略				
23 省略				
24 省略				
25 省略				
26 省略				
27 土砂 災害警 戒区域 等にお ける土 砂災害 防止対 策の推 進に関 する法 律の施 行に関 する事 務	1 特定開発行為等に関するこ と。			
	(1) 許可(第9条第1項、第15 条第2項)			
	(2) 既着手の届出の受理(第13 条第1項)			
	(3) 既着手の届出者に対する助 言又は勧告(第13条第2項)			
	(4) 協議に対する同意(第14 条、第16条第4項)			
	(5) 変更の許可(第15条第2 項、第16条第1項、第4項)			
	(6) 軽微な変更の届出の受理 (第16条第3項)			
	(7) 対策工事等の完了の届出の 処理(第17条)			
	(8) 対策工事等の廃止の届出の 受理(第19条)			
	(9) 監督処分(第20条)			
	(10) 立入検査(第21条第1項)			
	(11) 立入検査に係る身分証明書 の交付(第5条第5項、第21 条第2項)			
	(12) 報告の徴収等(第22条)			
2 土地の取得についてのあつせ ん等の措置(第25条第2項)				

29	省略			
30	省略			
31	省略			
32	省略			
33	省略			
34	省略			
35	省略			
36	省略			
37	省略			
38	省略			
39	省略			
40	省略			
41	省略			
42	省略			
43	省略			
44	省略			
45	省略			
46	省略			
47	省略			
48	省略			
49	省略			
50	省略			
51	宅地 建物取 引業法 の施行 に關す る事務	1 宅地建物取引士資格登録 に關すること。		
		(1)・(2) 省略		
		2 宅地建物取引士証に關す ること。		
		(1) 省略		
52	省略			

備考 1 東予地方局今治土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から4の部まで、5の部2の項(1)から(5)まで、3の項及び4の項、6の部から9の部まで、12の部から37の部まで、39の部、40の部、43の部1の項並びに52の部に掲げる事務については「管理課」と、同表10の部及び11の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

2・3 省略

4 南予地方局大洲土木事務所
においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から4の部まで、5の部2の項(1)から(5)まで、3の項及び4の項、6の部から9の部まで、12の部から37の部まで、43の部1の項並びに52の部に掲げる事務については「事業管理課」と、同表10の部及び11の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

5 南予地方局八幡浜土木事務所においては、この表組

28	省略			
29	省略			
30	省略			
31	省略			
32	省略			
33	省略			
34	省略			
35	省略			
36	省略			
37	省略			
38	省略			
39	省略			
40	省略			
41	省略			
42	省略			
43	省略			
44	省略			
45	省略			
46	省略			
47	省略			
48	省略			
49	省略			
50	宅地 建物取 引業法 の施行 に關す る事務	1 宅地建物取引主任者資格登録 に關すること。		
		(1)・(2) 省略		
		2 宅地建物取引主任者証に關す ること。		
		(1) 省略		
51	省略			

備考 1 東予地方局今治土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から4の部まで、5の部2の項(1)から(5)まで、3の項及び4の項、6の部から9の部まで、12の部から36の部まで、38の部から39の部まで、42の部1の項並びに51の部に掲げる事務については「管理課」と、同表10の部及び11の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

2・3 省略

4 南予地方局大洲土木事務所及び南予地方局西予土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から4の部まで、5の部2の項(1)から(5)まで、3の項及び4の項、6の部から9の部まで、12の部から36の部まで、42の部1の項並びに51の部に掲げる事務については「事業管理課」と、同表10の部及び11の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

5 南予地方局八幡浜土木事務所においては、この表組

織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から9の部まで及び12の部から52の部までに掲げる事務については「管理課」と、同表10の部及び11の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	専決者 課長
建設課	1・2 省略			
	3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の施行に関する事務	1 基礎調査に関すること。 (1) 基礎調査の結果の市町長への通知及び公表(第4条第2項) (2)~(5) 省略		

備考 1 建設企画課、河川港湾課 _____ 又は道路課においては、この表1の部及び2の部に掲げる事務については、同表組織名の欄中「建設課」とあるのは、それぞれ「建設企画課」、「河川港湾課」 _____ 又は「道路課」として、同表の規定を適用する。

2 河川港湾課 _____ においては、この表3の部に掲げる事務については、同表組織名の欄中「建設課」とあるのは、「河川港湾課」 _____ として、同表の規定を適用する。

3 省略

織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から9の部まで及び12の部から51の部までに掲げる事務については「管理課」と、同表10の部及び11の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	専決者 課長
建設課	1・2 省略			
	3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の施行に関する事務	1 基礎調査に関すること。 (1) 基礎調査の結果の市町長への通知 _____ (第4条第2項) (2)~(5) 省略		

備考 1 建設企画課、河川港湾課、河川砂防課又は道路課においては、この表1の部及び2の部に掲げる事務については、同表組織名の欄中「建設課」とあるのは、それぞれ「建設企画課」、「河川港湾課」、「河川砂防課」又は「道路課」として、同表の規定を適用する。

2 河川港湾課又は河川砂防課においては、この表3の部に掲げる事務については、同表組織名の欄中「建設課」とあるのは、「河川港湾課」又は「河川砂防課」として、同表の規定を適用する。

3 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第7号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

平成27年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(愛媛県保健所処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県保健所処務規程(昭和26年愛媛県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 保健所(四国中央保健所を除く。)の各課室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>生活衛生課</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(4) <u>食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関すること(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成22年法律第70号)第16条第2項に規定する認定小規模食鳥処理業者(以下「認定小規模食鳥処理業者」という。)に係るものに限る。)</u>。</p> <p>(5)~(15) 省略</p> <p>省略</p> <p>2 省略</p> <p>(事務の委任)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 松山市の区域における次に掲げる事務は、中予保健所長に委任する。</p> <p>(1)~(11) 省略</p> <p>(12) <u>別表環境保全課の表11の部に掲げるフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律</u> (平成13年法律第64号)の施行に関する事務</p> <p>(13) 省略</p> <p>3・4 省略</p> <p>(所長の専決事項)</p> <p>第5条 所長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)~(14) 省略</p> <p>(15) <u>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第91条の規定による報告の徴収に関すること。</u></p> <p>(16) <u>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第92条第1項の規定による立入検査及び収去に関すること。</u></p> <p>(17) 省略</p> <p>(18) 省略</p> <p>(19) 省略</p> <p>(20) 省略</p> <p>(21) 省略</p> <p>2 <u>前項第17号の規定にかかわらず、四国中央市の区域における同号の事項は、西条保健所長が専決する。</u></p> <p>(課長の専決事項)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 <u>健康増進課長(四国中央保健所にあつては、保健課長)の専決処理すべき事項は、食品表示法(平成25年法律第70号)第8条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査等に関する事務(国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示に係るものに限る。)とする。</u></p> <p>5 <u>生活衛生課長(四国中央保健所にあつては、衛生環境課長)の専決処理すべき事項は、食品表示法第8条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査等に関する事務(国民の健康の保護を図る</u></p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 保健所(四国中央保健所を除く。)の各課室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>生活衛生課</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(4) <u>食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関すること(認定小規模食鳥処理業者</u> <hr/> <u>に</u>に係るものに限る。)</p> <p>(5)~(15) 省略</p> <p>省略</p> <p>2 省略</p> <p>(事務の委任)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 松山市の区域における次に掲げる事務は、中予保健所長に委任する。</p> <p>(1)~(11) 省略</p> <p>(12) <u>別表環境保全課の表11の部に掲げる特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成13年法律第64号)の施行に関する事務</u></p> <p>(13) 省略</p> <p>3・4 省略</p> <p>(所長の専決事項)</p> <p>第5条 所長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)~(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p> <p>(16) 省略</p> <p>(17) 省略</p> <p>(18) 省略</p> <p>(19) 省略</p> <p>2 <u>前項第15号の規定にかかわらず、四国中央市の区域における同号の事項は、西条保健所長が専決する。</u></p> <p>(課長の専決事項)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2・3 省略</p>

ために必要な食品に関する表示に係るものに限りと、と畜場及び食鳥処理場（認定小規模食鳥処理業者に係るものを除く。）並びにこれらの附属施設に係るものを除く。）とする。

6 前各項の規定にかかわらず、異例又は重要と認められる事項については、あらかじめ所長の承認を受けなければならない。

別表（第4条、第8条関係）

所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	課長
健康増進課	1～5 省略			
	6 食品表示法の施行に関する事務（国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示に係るものに限る。）	1 指示（第6条第1項、第3項）	—	
		2 申出の受付及び調査（第12条）		—
7 愛媛県食の安全安心推進条例（平成20年愛媛県条例第71号）の施行に関する事務（健康増進法及び食品表示法（国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示に係るものに限る。）に係るものに限る。）	1～3 省略			

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			所長	課長	主幹
生活衛生課	1 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の施行に関する事務	1・2 省略			
		3 報告の徴収及び臨検検査等（と畜場及び食鳥処理場（_____に係るものを除く。）並びにこれらの附属施設に係るものを除く。）（第28条第1項）			

4 前3項の規定にかかわらず、異例又は重要と認められる事項については、あらかじめ所長の承認を受けなければならない。

別表（第4条、第8条関係）

所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	課長
健康増進課	1～5 省略			
	6 愛媛県食の安全安心推進条例（平成20年愛媛県条例第71号）の施行に関する事務（健康増進法_____に係るものに限る。）	1～3 省略		

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			所長	課長	主幹
生活衛生課	1 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の施行に関する事務	1・2 省略			
		3 報告の徴収及び臨検検査等（と畜場及び食鳥処理場（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成22年法律第70号）第16条第2項に規定する認定小規模食鳥処理業者（以下この部において「認定小規模食鳥処理業者」という。）に係るものを除く。）並びにこれらの附属施設に係るものを除く。）（第28条第1項）			

		4 ~ 10 省略			
2	食品表示法の施行に関する事務 (国民の健康の保護を図るために必要な食品に関する表示に係るものに限る、と畜場及び食鳥処理場(認定小規模食鳥処理業者に係るものを除く。)並びにこれらの附属施設に係るものを除く。)	1 指示(第6条第1項、第3項) 2 申出の受付及び調査(第12条)	—		
3	省略				
4	省略				
5	省略				
6	省略				
7	省略				
8	省略				
9	省略				
10	省略				
11	省略				
12	省略				
13	省略				
14	省略				
15	省略				
16	省略				
17	省略				
18	愛媛県食の安全安心推進条例の施行に関する事務 (食品衛生法及び食品表示法(国民の健康の保護を図るために必要な食品に関する表示に係るものに限る。)に係るものに限る。)	1 ~ 3 省略			

		4 ~ 10 省略			
2	省略				
3	省略				
4	省略				
5	省略				
6	省略				
7	省略				
8	省略				
9	省略				
10	省略				
11	省略				
12	省略				
13	省略				
14	省略				
15	省略				
16	省略				
17	愛媛県食の安全安心推進条例の施行に関する事務 (食品衛生法_____ _____ _____ _____ _____ _____に係るものに限る。)	1 ~ 3 省略			

組織名	事務の種類	事項	決裁区分	
			所長	課長
環境保全	1 ~ 10 省略			
	11 フロン類の	1 第一種フロン類充填回収業者等に関すること。		

組織名	事務の種類	事項	決裁区分	
			所長	課長
環境保全	1 ~ 10 省略			
	11 特定製品に	1 第一種フロン類回収業者等に関すること。		

課	使用の 合理化 及び管 理の適 正化に 関する 法律 _____ 平成13 年法律 第64号)の施 行に関 する事 務	(1) 引取証明書に係る報告の受理 (第45条第4項____)		
		(2) 指導及び助言(第48条)		
		(3) 勧告(第49条第1項から第6 項まで)		
		(4) 措置命令(第49条第7項)		
		2 省略		
12~17 省略				

備考 1 省略

2 今治保健所及び八幡浜保健所においては、生活衛生課の表決裁区分の欄中「主幹」とあるのは「課長」として、同表の規定を適用する。

課	係るフ ロン類 の回収 及び破 壊の実 施の確 保等に 関する 法律(_____ 平成13 年法律 第64号)の施 行に関 する事 務	(1) 引取証明書に係る報告の受理 (第20条の2第4項)		
		(2) 指導及び助言(第23条)		
		(3) 勧告(第24条第1項から第4 項まで)		
		(4) 措置命令(第24条第5項)		
		(5) 報告の徴収(第43条)		
		(6) 立入検査(第44条第1項)		
12~17 省略	2 省略			

備考 _____ 省略

(愛媛県公印規程の一部改正)

第2条 愛媛県公印規程(昭和34年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
<p>(公印の種類)</p> <p>第2条 公印は、職印及び庁印の2種とし、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 職印</p> <p>省略</p> <p>会計管理者印</p> <p>防災安全統括部長印</p> <p>省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(公印の管守者)</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる公印は、それぞれ同表の右欄に掲げる者が管守する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">公 印 名</th> <th style="text-align: center;">管 守 者 名</th> </tr> <tr> <td>知事印</td> <td rowspan="4">省略</td> </tr> <tr> <td>知事職務代理者印</td> </tr> <tr> <td>副知事印</td> </tr> <tr> <td>県印</td> </tr> <tr> <td>防災安全統括部長印</td> <td>県民生活課長</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table> <p>2~4 省略</p> <p>別表1(第4条関係)</p> <p>第一 省略</p> <p>第二 寸法</p>	公 印 名	管 守 者 名	知事印	省略	知事職務代理者印	副知事印	県印	防災安全統括部長印	県民生活課長	省略		<p>(公印の種類)</p> <p>第2条 公印は、職印及び庁印の2種とし、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 職印</p> <p>省略</p> <p>会計管理者印</p> <p>省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(公印の管守者)</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる公印は、それぞれ同表の右欄に掲げる者が管守する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">公 印 名</th> <th style="text-align: center;">管 守 者 名</th> </tr> <tr> <td>知事印</td> <td rowspan="4">省略</td> </tr> <tr> <td>知事職務代理者印</td> </tr> <tr> <td>副知事印</td> </tr> <tr> <td>県印</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table> <p>2~4 省略</p> <p>別表1(第4条関係)</p> <p>第一 省略</p> <p>第二 寸法</p>	公 印 名	管 守 者 名	知事印	省略	知事職務代理者印	副知事印	県印	省略	
公 印 名	管 守 者 名																				
知事印	省略																				
知事職務代理者印																					
副知事印																					
県印																					
防災安全統括部長印	県民生活課長																				
省略																					
公 印 名	管 守 者 名																				
知事印	省略																				
知事職務代理者印																					
副知事印																					
県印																					
省略																					

公 印 の 種 類	寸 法 方 (ミリメートル)
職 印	
省略	
会計管理者印	省略
防災安全統括部長印	20
省略	
省略	

公 印 の 種 類	寸 法 方 (ミリメートル)
職 印	
省略	
会計管理者印	省略
省略	
省略	

(愛媛県大阪事務所処務規程の一部改正)

第3条 愛媛県大阪事務所処務規程(昭和39年愛媛県訓令第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職務)	(職務)
第2条 所長は、知事の命を受け、所務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	第2条 参事は、知事の命を受け、特に重要な事務を処理する。
2 参事は、所長の命を受け、特に重要な事務を処理する。	2 所長は、知事の命を受け、所務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
3 省略	3 省略
4 専門員は、上司の命を受け、専門事項について絶えず調査研究を行い、当該専門事項に係る事務を分担する職員を指導し、かつ、高度の専門事項を自ら処理する。	4 省略
5 省略	5 省略
6 担当係長は、上司の命を受け、担当事務を管理する。	6 省略
7 省略	
8 省略	

(愛媛県東京事務所処務規程の一部改正)

第4条 愛媛県東京事務所処務規程(昭和42年愛媛県訓令第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職務)	(職務)
第2条 省略	第2条 省略
2 省略	2 省略
3 副所長は、所長を補佐し、所長に事故があるときは、その職務を代行する。	3 次長は、所長を補佐し、所長に事故があるときは、その職務を代行する。
4~11 省略	4~11 省略
(代決事項)	(代決事項)
第5条 所長が不在のときは、副所長が代決する。	第5条 所長が不在のときは、次長が代決する。
2 所長及び副所長が共に不在のときは行政課長が、所長、副所長及び行政課長が共に不在のときは産業振興課長が代決する。	2 所長及び次長が共に不在のときは行政課長が、所長、次長及び行政課長が共に不在のときは産業振興課長が代決する。
3 第1項の規定は、プラザについて準用する。この場合において、「所長」とあるのは「プラザの所長」と、「副所長」とあるのは「業務課長」と読み替えるものとする。	3 第1項の規定は、プラザについて準用する。この場合において、「所長」とあるのは「プラザの所長」と、「次長」とあるのは「業務課長」と読み替えるものとする。

(愛媛県農林水産研究所処務規程の一部改正)

第5条 愛媛県農林水産研究所処務規程(昭和50年愛媛県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 研究所の部、センター及び所並びに課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>企画環境部</p> <p><u>企画・新品種戦略室</u></p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>水産研究センター</p> <p>省略</p> <p>魚類検査室</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>輸出水産物の検査に関すること。</u></p> <p>省略</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 研究所の部、センター及び所並びに課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>企画環境部</p> <p><u>企画調整室</u></p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>水産研究センター</p> <p>省略</p> <p>魚類検査室</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>省略</p>

(愛媛県青少年対策本部規程の一部改正)

第6条 愛媛県青少年対策本部規程(昭和54年愛媛県訓令第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事務局)</p> <p>第7条 対策本部の事務を処理するため、<u>県民環境部県民生活局男女参画・県民協働課</u>に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長を置き、<u>県民環境部県民生活局男女参画・県民協働課長</u>の職にある者をもつて充てる。</p>	<p>(事務局)</p> <p>第7条 対策本部の事務を処理するため、<u>県民環境部管理局男女参画・県民協働課</u>に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長を置き、<u>県民環境部管理局男女参画・県民協働課長</u>の職にある者をもつて充てる。</p>

(愛媛県地方局男女共同参画推進班規程の一部改正)

第7条 愛媛県地方局男女共同参画推進班規程(昭和59年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 地方局総務企画部総務県民課防災対策室長</p> <p>2～16 省略</p> <p>17 <u>福祉総合支援センター所長(東予地方局にあつては東予子ども・女性支援センター所長、南予地方局にあつては南予子ども・女性支援センター所長)</u></p> <p>18・19 省略</p> </div>	<p>別表(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 地方局総務企画部総務県民課消防防災安全室長</p> <p>2～16 省略</p> <p>17 <u>婦人相談所長(中予地方局に限る。)</u></p> <p>18・19 省略</p> </div>

(愛媛県男女共同参画推進本部規程の一部改正)

第8条 愛媛県男女共同参画推進本部規程(平成2年愛媛県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(組織)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 本部長は、<u>県民環境部県民生活局</u>の所掌事務を担当する副知事をもつて充てる。</p> <p>3・4 省略</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 本部長は、<u>県民環境部管理局</u>の所掌事務を担当する副知事をもつて充てる。</p> <p>3・4 省略</p>

(幹事会)
第6条 省略
 2 省略
 3 幹事長は、県民環境部県民生活局長の職にある者をもって充てる。
 4～6 省略
 (事務局)

第7条 推進本部の事務を処理するため、県民環境部県民生活局に事務局を置く。
 2 事務局に事務局長を置き、県民環境部県民生活局長の職にある者をもって充てる。

別表2(第6条関係)

- 1 総務部総務管理局総務管理課長
- 2 企画振興部政策企画局総合政策課長
- 3 県民環境部県民生活局県民生活課長
- 4 県民環境部県民生活局男女参画・県民協働課長
- 5 保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課長
- 6 経済労働部産業雇用局産業政策課長
- 7 農林水産部農政企画局農政課長
- 8 土木部土木管理局土木管理課長
- 9～11 省略

(幹事会)
第6条 省略
 2 省略
 3 幹事長は、県民環境部管理局长の職にある者をもって充てる。
 4～6 省略
 (事務局)

第7条 推進本部の事務を処理するため、県民環境部管理局に事務局を置く。
 2 事務局に事務局長を置き、県民環境部管理局长の職にある者をもって充てる。

別表2(第6条関係)

- 1 総務部管理局総務管理課長
- 2 企画振興部管理局総合政策課長
- 3 県民環境部管理局県民生活課長
- 4 県民環境部管理局男女参画・県民協働課長
- 5 保健福祉部管理局保健福祉課長
- 6 経済労働部管理局産業政策課長
- 7 農林水産部管理局農政課長
- 8 土木部管理局土木管理課長
- 9～11 省略

(愛媛県民総合相談プラザ及び県民相談プラザ規程の一部改正)

第9条 愛媛県民総合相談プラザ及び県民相談プラザ規程(平成3年愛媛県訓令第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>(設置)</p> <p>第1条 親切行政を推進するとともに、県民の声を県政に反映させることにより、開かれた県政の推進に資するため、<u>企画振興部政策企画局広報広聴課</u>に県民総合相談プラザを、<u>地方局総務企画部地域政策課及び支局総務県民室</u>に県民相談プラザを設置する。</p> <p>別表(第4条関係)</p> <p>1 県民総合相談プラザ</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>室長</td> <td><u>企画振興部政策企画局広報広聴課長</u>の職にある者</td> </tr> <tr> <td>室長補佐</td> <td><u>企画振興部政策企画局広報広聴課主幹</u>の職にある者(企画振興部長が指定する者に限る。)</td> </tr> <tr> <td>室員</td> <td><u>企画振興部政策企画局広報広聴課広聴・相談係</u>に属する職員</td> </tr> </table> <p>2 省略</p>	室長	<u>企画振興部政策企画局広報広聴課長</u> の職にある者	室長補佐	<u>企画振興部政策企画局広報広聴課主幹</u> の職にある者(企画振興部長が指定する者に限る。)	室員	<u>企画振興部政策企画局広報広聴課広聴・相談係</u> に属する職員	<p>(設置)</p> <p>第1条 親切行政を推進するとともに、県民の声を県政に反映させることにより、開かれた県政の推進に資するため、<u>企画振興部管理局広報広聴課</u>に県民総合相談プラザを、<u>地方局総務企画部地域政策課及び支局総務県民室</u>に県民相談プラザを設置する。</p> <p>別表(第4条関係)</p> <p>1 県民総合相談プラザ</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>室長</td> <td><u>企画振興部管理局広報広聴課長</u>の職にある者</td> </tr> <tr> <td>室長補佐</td> <td><u>企画振興部管理局広報広聴課主幹</u>の職にある者(企画振興部長が指定する者に限る。)</td> </tr> <tr> <td>室員</td> <td><u>企画振興部管理局広報広聴課広聴・相談係</u>に属する職員</td> </tr> </table> <p>2 省略</p>	室長	<u>企画振興部管理局広報広聴課長</u> の職にある者	室長補佐	<u>企画振興部管理局広報広聴課主幹</u> の職にある者(企画振興部長が指定する者に限る。)	室員	<u>企画振興部管理局広報広聴課広聴・相談係</u> に属する職員
室長	<u>企画振興部政策企画局広報広聴課長</u> の職にある者												
室長補佐	<u>企画振興部政策企画局広報広聴課主幹</u> の職にある者(企画振興部長が指定する者に限る。)												
室員	<u>企画振興部政策企画局広報広聴課広聴・相談係</u> に属する職員												
室長	<u>企画振興部管理局広報広聴課長</u> の職にある者												
室長補佐	<u>企画振興部管理局広報広聴課主幹</u> の職にある者(企画振興部長が指定する者に限る。)												
室員	<u>企画振興部管理局広報広聴課広聴・相談係</u> に属する職員												

(愛媛県廃棄物対策班規程の一部改正)

第10条 愛媛県廃棄物対策班規程(平成3年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>1</td> <td><u>県民環境部県民生活局県民生活課長</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課長</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><u>経済労働部産業雇用局産業政策課長</u></td> </tr> </table>	1	<u>県民環境部県民生活局県民生活課長</u>	2	省略	3	<u>保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課長</u>	4	<u>経済労働部産業雇用局産業政策課長</u>	<p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>1</td> <td><u>県民環境部管理局県民生活課長</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>保健福祉部管理局保健福祉課長</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><u>経済労働部管理局産業政策課長</u></td> </tr> </table>	1	<u>県民環境部管理局県民生活課長</u>	2	省略	3	<u>保健福祉部管理局保健福祉課長</u>	4	<u>経済労働部管理局産業政策課長</u>
1	<u>県民環境部県民生活局県民生活課長</u>																
2	省略																
3	<u>保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課長</u>																
4	<u>経済労働部産業雇用局産業政策課長</u>																
1	<u>県民環境部管理局県民生活課長</u>																
2	省略																
3	<u>保健福祉部管理局保健福祉課長</u>																
4	<u>経済労働部管理局産業政策課長</u>																

- 5 農林水産部農政企画局農政課長
- 6～8 省略
- 9 土木部土木管理局土木管理課長
- 10 省略
- 11 教育委員会事務局管理部教育総務課長
- 12 警察本部生活安全部生活環境課長
- 13～15 省略
- 16 農林水産研究所企画環境部長
- 17・18 省略

- 5 農林水産部管理局農政課長
- 6～8 省略
- 9 土木部管理局土木管理課長
- 10 省略
- 11 教育委員会事務局教育総務課長
- 12 警察本部生活安全部生活保安課長
- 13～15 省略
- 16 農林水産研究所企画管理部長
- 17・18 省略

(愛媛県地域高規格道路事業推進班規程の一部改正)

第11条 愛媛県地域高規格道路事業推進班規程(平成5年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 1 省略 2 土木部土木管理局土木管理課長 3～9 省略 </div>	<p>別表(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 1 省略 2 土木部管理局土木管理課長 3～9 省略 </div>

(愛媛県農業総合対策推進班規程の一部改正)

第12条 愛媛県農業総合対策推進班規程(平成6年愛媛県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職制)</p> <p>第4条 推進班に班長を置き、<u>農林水産部農政企画局長</u>の職にある班員をもって充てる。</p> <p>2 推進班に副班長を置き、<u>農林水産部農政企画局農政課長</u>の職にある班員をもって充てる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 推進班の庶務は、<u>農林水産部農政企画局農政課</u>において処理する。</p> <p>別表(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 1 農林水産部農政企画局長 2 農林水産部農政企画局農政課長 3 農林水産部農政企画局農政課主幹(農林水産部長が指定するものに限る。) 4 農林水産部農政企画局農政課企画係長 5 農林水産部農政企画局農政課6次産業化推進グループ担当係長(農林水産部長が指定するものに限る。) 6 農林水産部農政企画局農業経済課主幹 7 農林水産部農政企画局農業経済課農協係長 8 農林水産部農政企画局農業経済課金融係長 9 農林水産部農政企画局ブランド戦略課主幹(農林水産部長が指定するものに限る。) 10 農林水産部農政企画局ブランド戦略課ブランド推進グループ担当係長(農林水産部長が指定するものに限る。) 11 農林水産部農政企画局ブランド戦略課流通戦略グループ担当係長(農林水産部長が指定するものに限る。) </div>	<p>(職制)</p> <p>第4条 推進班に班長を置き、<u>農林水産部管理局長</u>の職にある班員をもって充てる。</p> <p>2 推進班に副班長を置き、<u>農林水産部管理局農政課長</u>の職にある班員をもって充てる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 推進班の庶務は、<u>農林水産部管理局農政課</u>において処理する。</p> <p>別表(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 1 農林水産部管理局長 2 農林水産部管理局農政課長 3 農林水産部管理局農政課主幹(農林水産部長が指定するものに限る。) 4 農林水産部管理局農政課企画係長 5 農林水産部管理局農政課6次産業化推進グループ担当係長(農林水産部長が指定するものに限る。) 6 農林水産部管理局農業経済課主幹 7 農林水産部管理局農業経済課農協係長 8 農林水産部管理局農業経済課金融係長 9 農林水産部管理局ブランド戦略課主幹(農林水産部長が指定するものに限る。) 10 農林水産部管理局ブランド戦略課ブランド推進グループ担当係長(農林水産部長が指定するものに限る。) 11 農林水産部管理局ブランド戦略課流通戦略グループ担当係長(農林水産部長が指定するものに限る。) </div>

12 農林水産部農政企画局ブランド戦略課地産地消グループ
担当係長（農林水産部長が指定するものに限る。）
13～33 省略

12 農林水産部管理局ブランド戦略課地産地消グループ担当
係長（農林水産部長が指定するものに限る。）
13～33 省略

（愛媛県市町村合併推進本部規程の一部改正）

第13条 愛媛県市町村合併推進本部規程（平成13年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																						
<p>（事務局）</p> <p>第8条 推進本部の事務を処理するため、<u>総務部総務管理局市町振興課</u>に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長を置き、<u>総務部総務管理局市町振興課長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>別表2（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>1 総務部総務管理局長</td></tr> <tr><td>2 総務部総務管理局総務管理課長</td></tr> <tr><td>3 総務部総務管理局市町振興課長</td></tr> <tr><td>4 省略</td></tr> <tr><td>5 企画振興部政策企画局総合政策課長</td></tr> <tr><td>6 県民環境部県民生活局県民生活課長</td></tr> <tr><td>7 保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課長</td></tr> <tr><td>8 経済労働部産業雇用局産業政策課長</td></tr> <tr><td>9 農林水産部農政企画局農政課長</td></tr> <tr><td>10 土木部土木管理局土木管理課長</td></tr> <tr><td>11～15 省略</td></tr> </table>	1 総務部総務管理局長	2 総務部総務管理局総務管理課長	3 総務部総務管理局市町振興課長	4 省略	5 企画振興部政策企画局総合政策課長	6 県民環境部県民生活局県民生活課長	7 保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課長	8 経済労働部産業雇用局産業政策課長	9 農林水産部農政企画局農政課長	10 土木部土木管理局土木管理課長	11～15 省略	<p>（事務局）</p> <p>第8条 推進本部の事務を処理するため、<u>総務部管理局市町振興課</u>に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長を置き、<u>総務部管理局市町振興課長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>別表2（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>1 総務部管理局長</td></tr> <tr><td>2 総務部管理局総務管理課長</td></tr> <tr><td>3 総務部管理局市町振興課長</td></tr> <tr><td>4 省略</td></tr> <tr><td>5 企画振興部管理局総合政策課長</td></tr> <tr><td>6 県民環境部管理局県民生活課長</td></tr> <tr><td>7 保健福祉部管理局保健福祉課長</td></tr> <tr><td>8 経済労働部管理局産業政策課長</td></tr> <tr><td>9 農林水産部管理局農政課長</td></tr> <tr><td>10 土木部管理局土木管理課長</td></tr> <tr><td>11～15 省略</td></tr> </table>	1 総務部管理局長	2 総務部管理局総務管理課長	3 総務部管理局市町振興課長	4 省略	5 企画振興部管理局総合政策課長	6 県民環境部管理局県民生活課長	7 保健福祉部管理局保健福祉課長	8 経済労働部管理局産業政策課長	9 農林水産部管理局農政課長	10 土木部管理局土木管理課長	11～15 省略
1 総務部総務管理局長																							
2 総務部総務管理局総務管理課長																							
3 総務部総務管理局市町振興課長																							
4 省略																							
5 企画振興部政策企画局総合政策課長																							
6 県民環境部県民生活局県民生活課長																							
7 保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課長																							
8 経済労働部産業雇用局産業政策課長																							
9 農林水産部農政企画局農政課長																							
10 土木部土木管理局土木管理課長																							
11～15 省略																							
1 総務部管理局長																							
2 総務部管理局総務管理課長																							
3 総務部管理局市町振興課長																							
4 省略																							
5 企画振興部管理局総合政策課長																							
6 県民環境部管理局県民生活課長																							
7 保健福祉部管理局保健福祉課長																							
8 経済労働部管理局産業政策課長																							
9 農林水産部管理局農政課長																							
10 土木部管理局土木管理課長																							
11～15 省略																							

（愛媛県食肉衛生検査センター処務規程の一部改正）

第14条 愛媛県食肉衛生検査センター処務規程（平成14年愛媛県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（事務の委任）</p> <p>第3条 所長に委任する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(24) 省略</p> <p><u>(25) 食品表示法（平成25年法律第70号）第6条第1項及び第3項の規定により、食品関連事業者に対し、指示をすること（国民の健康の保護を図るために必要な食品に関する表示に係るものであって、と畜場及び食鳥処理場（認定小規模食鳥処理業者に係る食鳥処理場を除く。）並びにこれらの附属施設に係るものに限る。）。</u></p> <p><u>(26) 食品表示法第12条第1項及び第3項の規定による申出の受付及び調査をすること（国民の健康の保護を図るために必要な食品に関する表示に係るものであって、と畜場及び食鳥処理場（認定小規模食鳥処理業者に係る食鳥処理場を除く。）並びにこれらの附属施設に係るものに限る。）。</u></p> <p>（専決事項）</p> <p>第4条 所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p>	<p>（事務の委任）</p> <p>第3条 所長に委任する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(24) 省略</p> <p>（専決事項）</p> <p>第4条 所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p>

(1)～(9) 省略

(10) 食品表示法第8条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査等に関する事(国民の健康の保護を図るために必要な食品に関する表示に係るものであって、と畜場及び食鳥処理場(認定小規模食鳥処理業者に係る食鳥処理場を除く。)並びにこれらの附属施設に係るものに限る。)

(11) 省略

(1)～(9) 省略

(10) 省略

(愛媛県福祉指導監査班規程の一部改正)

第15条 愛媛県福祉指導監査班規程(平成17年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). It details the amendment to Article 3 of the Prefectural Welfare Supervision and Inspection Regulations, including the organizational structure and the list of staff members (別表).

(愛媛県南予地域活性化特別対策本部規程の一部改正)

第16条 愛媛県南予地域活性化特別対策本部規程(平成18年愛媛県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). It details the amendment to Article 2 of the Prefectural Nanyo Regional Revitalization Special Measures Headquarters Regulations, including the list of staff members (別表).

(愛媛県食の安全安心推進班規程の一部改正)

第17条 愛媛県食の安全安心推進班規程（平成21年愛媛県訓令第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1・2 省略</p> <p>3 <u>県民環境部県民生活局県民生活課消費者行政グループ担当係長</u>（県民環境部長が指定するものに限る。）</p> <p>4～6 省略</p> </div>	<p>別表（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1・2 省略</p> <p>3 <u>県民環境部管理局県民生活課消費者行政グループ担当係長</u>（県民環境部長が指定するものに限る。）</p> <p>4～6 省略</p> </div>

（愛媛県経済成長戦略推進班規程の一部改正）

第18条 愛媛県経済成長戦略推進班規程（平成21年愛媛県訓令第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（職制）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 班に副班長を置き、<u>経済労働部産業雇用局産業政策課長</u>の職にある班員に知事が命ずる。</p> <p>（庶務）</p> <p>第6条 班の庶務は、<u>経済労働部産業雇用局産業政策課</u>において処理する。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 省略</p> <p>2 <u>経済労働部産業雇用局産業政策課長</u></p> <p>3 <u>経済労働部産業雇用局企業立地課長</u></p> <p>4 <u>経済労働部産業雇用局労政雇用課長</u></p> <p>5 <u>経済労働部産業雇用局労政雇用課雇用対策室長</u></p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 <u>経済労働部観光交流局観光物産課長</u></p> <p>9 <u>経済労働部観光交流局国際交流課長</u></p> </div>	<p>（職制）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 班に副班長を置き、<u>経済労働部管理局産業政策課長</u>の職にある班員に知事が命ずる。</p> <p>（庶務）</p> <p>第6条 班の庶務は、<u>経済労働部管理局産業政策課</u>において処理する。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 省略</p> <p>2 <u>経済労働部管理局産業政策課長</u></p> <p>3 <u>経済労働部管理局企業立地課長</u></p> <p>4 <u>経済労働部管理局観光物産課長</u></p> <p>5 <u>経済労働部管理局国際交流課長</u></p> <p>6 <u>経済労働部管理局労政雇用課長</u></p> <p>7 <u>経済労働部管理局労政雇用課雇用対策室長</u></p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> </div>

（愛媛県広報広聴推進班規程の一部改正）

第19条 愛媛県広報広聴推進班規程（平成22年愛媛県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（班長）</p> <p>第4条 班に班長を置き、<u>企画振興部政策企画局長</u>の職にある班員をもって充てる。</p> <p>2 省略</p> <p>（庶務）</p> <p>第5条 班の庶務は、<u>企画振興部政策企画局広報広聴課</u>において処理する。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 <u>企画振興部政策企画局長</u></p> <p>2 省略</p> </div>	<p>（班長）</p> <p>第4条 班に班長を置き、<u>企画振興部管理局長</u>の職にある班員をもって充てる。</p> <p>2 省略</p> <p>（庶務）</p> <p>第5条 班の庶務は、<u>企画振興部管理局広報広聴課</u>において処理する。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 <u>企画振興部管理局長</u></p> <p>2 省略</p> </div>

- 3 総務部総務管理局総務管理課長
- 4 企画振興部政策企画局総合政策課長
- 5 企画振興部政策企画局広報広聴課長
- 6 県民環境部県民生活局県民生活課長
- 7 保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課長
- 8 経済労働部産業雇用局産業政策課長
- 9 農林水産部農政企画局農政課長
- 10 土木部土木管理局土木管理課長
- 11～17 省略

- 3 総務部管理局総務管理課長
- 4 企画振興部管理局総合政策課長
- 5 企画振興部管理局広報広聴課長
- 6 県民環境部管理局県民生活課長
- 7 保健福祉部管理局保健福祉課長
- 8 経済労働部管理局産業政策課長
- 9 農林水産部管理局農政課長
- 10 土木部管理局土木管理課長
- 11～17 省略

(愛媛県行政改革・地方分権戦略本部規程の一部改正)

第20条 愛媛県行政改革・地方分権戦略本部規程(平成23年愛媛県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表 1 (第 3 条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1～3 省略 4 <u>営業本部長</u> 5 <u>防災安全統括部長</u> 6 省略 7 省略 8 省略 9 省略 10 省略 11 省略 12 省略 13 省略 14 省略 15 省略 16 省略 17 省略 18 省略 19 省略 20 省略 21 省略 22 省略 23 省略 	<p>別表 1 (第 3 条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1～3 省略 4 省略 5 省略 6 省略 7 省略 8 省略 9 省略 10 省略 11 省略 12 省略 13 省略 14 省略 15 省略 16 省略 17 省略 18 省略 19 省略 20 省略 21 省略
<p>別表 2 (第 6 条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 <u>総務部総務管理局長</u> 2 省略 3 <u>企画振興部政策企画局長</u> 4 <u>県民環境部県民生活局長</u> 5 <u>保健福祉部社会福祉医療局長</u> 6 <u>経済労働部産業雇用局長</u> 7 <u>農林水産部農政企画局長</u> 8 <u>土木部土木管理局長</u> 9 <u>えひめ国体推進局総務担当次長</u> 10～19 省略 	<p>別表 2 (第 6 条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 <u>総務部管理局長</u> 2 省略 3 <u>企画振興部管理局長</u> 4 <u>県民環境部管理局長</u> 5 <u>保健福祉部管理局長</u> 6 <u>経済労働部管理局長</u> 7 <u>農林水産部管理局長</u> 8 <u>土木部管理局長</u> 9 <u>えひめ国体推進局次長</u> 10～19 省略

(愛媛県政策推進班規程の一部改正)

第21条 愛媛県政策推進班規程（平成23年愛媛県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>（職制）</p> <p>第4条 班に班長を置き、<u>総務管理局长、政策企画局长、県民生活局长、社会福祉医療局长、産業雇用局长、農政企画局长、土木管理局长又は総務担当次長の職</u>にある班員に知事が命ずる。</p> <p>2 省略</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>1 総務管理局长</td></tr> <tr><td>2 政策企画局长</td></tr> <tr><td>3 県民生活局长</td></tr> <tr><td>4 社会福祉医療局长</td></tr> <tr><td>5 産業雇用局长</td></tr> <tr><td>6 農政企画局长</td></tr> <tr><td>7 土木管理局长</td></tr> <tr><td>8 総務担当次長</td></tr> <tr><td>9 省略</td></tr> <tr><td>10 省略</td></tr> <tr><td>11 省略</td></tr> <tr><td>12 省略</td></tr> </table>	1 総務管理局长	2 政策企画局长	3 県民生活局长	4 社会福祉医療局长	5 産業雇用局长	6 農政企画局长	7 土木管理局长	8 総務担当次長	9 省略	10 省略	11 省略	12 省略	<p>（職制）</p> <p>第4条 班に班長を置き、<u>管理局长又は次長</u> _____の職にある班員に知事が命ずる。</p> <p>2 省略</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>1 管理局长</td></tr> <tr><td>2 次長</td></tr> <tr><td>3 省略</td></tr> <tr><td>4 省略</td></tr> <tr><td>5 省略</td></tr> <tr><td>6 省略</td></tr> </table>	1 管理局长	2 次長	3 省略	4 省略	5 省略	6 省略
1 総務管理局长																			
2 政策企画局长																			
3 県民生活局长																			
4 社会福祉医療局长																			
5 産業雇用局长																			
6 農政企画局长																			
7 土木管理局长																			
8 総務担当次長																			
9 省略																			
10 省略																			
11 省略																			
12 省略																			
1 管理局长																			
2 次長																			
3 省略																			
4 省略																			
5 省略																			
6 省略																			

（愛媛県鳥獣害防止対策班規程の一部改正）

第22条 愛媛県鳥獣害防止対策班規程（平成23年愛媛県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>1～3 省略</td></tr> <tr><td>4 <u>農林水産部農政企画局農政課主幹</u>（農林水産部長が指定するものに限る。）</td></tr> <tr><td>5 <u>農林水産部農政企画局農業経済課主幹</u></td></tr> <tr><td>6～11 省略</td></tr> </table>	1～3 省略	4 <u>農林水産部農政企画局農政課主幹</u> （農林水産部長が指定するものに限る。）	5 <u>農林水産部農政企画局農業経済課主幹</u>	6～11 省略	<p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>1～3 省略</td></tr> <tr><td>4 <u>農林水産部管理局農政課主幹</u>（農林水産部長が指定するものに限る。）</td></tr> <tr><td>5 <u>農林水産部管理局農業経済課主幹</u></td></tr> <tr><td>6～11 省略</td></tr> </table>	1～3 省略	4 <u>農林水産部管理局農政課主幹</u> （農林水産部長が指定するものに限る。）	5 <u>農林水産部管理局農業経済課主幹</u>	6～11 省略
1～3 省略									
4 <u>農林水産部農政企画局農政課主幹</u> （農林水産部長が指定するものに限る。）									
5 <u>農林水産部農政企画局農業経済課主幹</u>									
6～11 省略									
1～3 省略									
4 <u>農林水産部管理局農政課主幹</u> （農林水産部長が指定するものに限る。）									
5 <u>農林水産部管理局農業経済課主幹</u>									
6～11 省略									

（副知事の担当事務に関する規程の一部改正）

第23条 副知事の担当事務に関する規程（平成24年愛媛県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 副知事の担当事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 副知事 長谷川淳二</p> <p>ア <u>県民環境部県民生活局及び環境局、保健福祉部、えひめ国体推進局並びに出納局の所掌事務並びに公営企業管理局の事務</u>に関すること。</p> <p>イ 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>1 副知事の担当事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 副知事 長谷川淳二</p> <p>ア <u>県民環境部管理局</u>及び環境局、保健福祉部、えひめ国体推進局並びに出納局の所掌事務並びに公営企業管理局の事務に関すること。</p> <p>イ 省略</p> <p>2 省略</p>

（愛のくに えひめ営業本部規程の一部改正）

第24条 愛のくに えひめ営業本部規程（平成24年愛媛県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（設置）</p> <p>第1条 本県における県産品の流通・販売対策、企業立地、誘客促進等（以下「<u>県産品の流通・販売対策等</u>」という。）を推進するため、愛のくに えひめ営業本部（以下「<u>営業本部</u>」という。）を設置する。</p> <p>（任務）</p> <p>第2条 営業本部は、次に掲げる事項のうち、営業に関するものを処理する。</p> <p>(1) <u>企業間連携、農商工連携及び6次産業化の促進並びに貿易及び海運の振興に関すること。</u></p> <p>(2) <u>企業立地及び企業誘致（外資系企業の誘致を含む。）に関すること。</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) <u>観光客誘致（海外からの誘致を含む。）の推進に関すること。</u></p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 営業本部は、本部長、<u>営業部長、営業副部長</u> 及び本部員をもって組織する。</p> <p>2 本部長は、<u>参与</u> の職にある者をもって充てる。</p> <p>3 <u>営業部長は、営業副本部長の職にある者をもって充てる。</u></p> <p>4 <u>営業副部長</u> は、<u>営業本部マネージャーの職にある者をもって充てる。</u></p> <p>5 省略</p> <p>（職務）</p> <p>第4条 本部長は、知事の命を受け、第2条の任務を自ら処理するとともに<u>、営業本部の事務を統轄し、営業本部を代表する。</u></p> <p>2 <u>営業部長は、上司の命を受け、第2条の任務を処理するとともに、本部長を補佐し、本部員を指揮監督し、営業本部の事務を管理し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。</u></p> <p>3 <u>営業副部長は、上司</u> の命を受け、第2条の任務を処理するとともに、<u>営業部長を補佐し</u> <u>、本部長及び営業部長に事故があるときは、その職務を代行する。</u></p> <p>（営業統括課長、企画主幹及び営業グループ）</p> <p>第6条 第2条の任務の円滑な推進を図るため、営業本部に<u>営業統括課長、企画主幹及び営業グループ</u>を置く。</p> <p>2 <u>営業統括課長は、営業主幹の職にある者をもって充てる。</u></p> <p>3 <u>営業統括課長は、上司の命を受け、第2条の任務を処理するとともに、営業グループの事務を掌理し、営業グループに属する職員を指揮監督する。</u></p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 本県における県産品の流通・販売対策等 _____ を推進するため、愛のくに えひめ営業本部（以下「<u>営業本部</u>」という。）を設置する。</p> <p>（任務）</p> <p>第2条 営業本部は、次に掲げる事項のうち、営業に関するものを処理する。</p> <p>(1) 企業間連携及び農商工連携 _____ の促進並びに貿易及び海運の振興に関すること。</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 営業本部は、本部長、<u>統括副本部長、副本部長</u> 及び本部員をもって組織する。</p> <p>2 本部長は、<u>営業本部長の職にある者をもって充てる。</u></p> <p>3 <u>統括副本部長は、営業本部マネージャーの職にある者をもって充てる。</u></p> <p>4 <u>副本部長は、経済労働部管理局産業政策課長及び農林水産部管理農政課長の職にある者をもって充てる。</u></p> <p>5 省略</p> <p>（職務）</p> <p>第4条 本部長は、知事の命を受け、第2条の任務を自ら処理するとともに、<u>本部員を指揮監督し、営業本部の事務を統轄し、営業本部を代表する。</u></p> <p>2 <u>統括副本部長は、本部長の命を受け、第2条の任務を処理するとともに、営業本部の事務を管理し、本部長 _____ に事故があるときは、その職務を代行する。</u></p> <p>3 <u>副本部長は、本部長を補佐し、本部長及び統括副本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が定めた順序により、その職務を代行する。</u></p> <p>（営業主幹 _____ 及び営業グループ）</p> <p>第6条 第2条の任務の円滑な推進を図るため、営業本部に<u>営業主幹 _____ 及び営業グループ</u>を置く。</p> <p>2 <u>営業主幹 _____ は、営業主幹の職にある者をもって充てる。</u></p> <p>3 <u>営業主幹 _____ は、上司の命を受け、第2条の任務を処理するとともに、営業グループの事務を掌理し、営業グループに属する職員を指揮監督する。</u></p>

4 企画主幹は、経済労働部産業雇用局産業政策課主幹、農林水産部農政企画局農政課主幹及び農林水産部農政企画局ブランド戦略課主幹の職にある者のうちから知事が命ずる。

5 企画主幹は、第2条の任務を遂行するため、営業戦略の策定、営業案件の調整、営業方針の立案等を処理する。

6 営業グループに、すご味グループ及びすごモノグループを置く。

7 営業グループは、営業課長及び営業副課長をもって組織する。

8 営業課長は、すご味係長、すごモノ係長及びスゴ技係長の職にある者をもって充てるほか、経済労働部及び農林水産部の職員のうちから知事が命ずる。

9 営業課長は、上司の命を受け、第2条の任務を処理する。

10 営業副課長は、経済労働部及び農林水産部に所属する職員のうちから、必要に応じて知事が命ずる。

11 営業副課長は、上司の命を受け、第2条の任務を処理する。
(東京本部)

第7条 省略

2 東京本部は、東京本部長、東京副本部長及び東京営業部長をもって組織する。

3 省略

4 東京副本部長は、東京事務所副所長の職にある者に知事が命ずる。

5 省略

6 省略

7 東京副本部長は、第2条の任務を処理するとともに、東京本部長を補佐し、東京本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

8 東京営業部長は、第2条の任務を処理する
_____。
(大阪本部)

第8条 省略

2 大阪本部は、大阪本部長、大阪営業部長及び名古屋営業課長をもって組織する。

3・4 省略

5 名古屋営業課長は、大阪事務所の職員のうちから知事が命ずる。

6 省略

7 省略

8 名古屋営業課長は、第2条の任務を処理する。
(事務局)

第9条 営業本部の事務を処理するため、経済労働部産業雇用局産業政策課に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、経済労働部産業雇用局産業政策課長の職にある者をもって充てる。

別表(第3条関係)

- | | |
|---|------------------|
| 1 | 経済労働部産業雇用局産業政策課長 |
| 2 | 経済労働部産業雇用局企業立地課長 |
| 3 | 省略 |
| 4 | 省略 |
| 5 | 経済労働部観光交流局観光物産課長 |
| 6 | 経済労働部観光交流局国際交流課長 |

4 営業グループは、販売促進係長及びグループ員をもって組織する。

5 販売促進係長は _____、経済労働部及び農林水産部の職員のうちから知事が命ずる。

6 販売促進係長は、上司の命を受け、第2条の任務を処理する。

7 グループ員は、 _____ 農林水産部に所属する職員のうちから、必要に応じて知事が命ずる。

8 グループ員は、上司の命を受け、第2条の任務を処理する。
(東京本部)

第7条 省略

2 東京本部は、東京本部長 _____ 及び東京営業部長をもって組織する。

3 省略

4 省略

5 省略

6 省略

7 省略

8 東京営業部長は、第2条の任務を処理するとともに、東京本部長を補佐する。
(大阪本部)

9 大阪営業部長は、第2条の任務を処理するとともに、東京本部長を補佐する。
(大阪本部)

第8条 省略

2 大阪本部は、大阪本部長及び大阪営業部長 _____ をもって組織する。

3・4 省略

5 省略

6 省略

7 省略

8 省略

9 名古屋営業課長は、第2条の任務を処理する。
(事務局)

第9条 営業本部の事務を処理するため、経済労働部管理局産業政策課 _____ に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、経済労働部管理局産業政策課長の職にある者をもって充てる。

別表(第3条関係)

- | | |
|---|----------------|
| 1 | 経済労働部管理局観光物産課長 |
| 2 | 省略 |
| 3 | 省略 |

- 7 農林水産部農政企画局農政課長
- 8 農林水産部農政企画局ブランド戦略課長
- 9 省略
- 10 省略
- 11 省略
- 12 省略
- 13 省略
- 14 東予地方局産業経済部産業振興課長
- 15 中予地方局産業経済部産業振興課長
- 16 南予地方局産業経済部産業振興課長

- 4 農林水産部管理局ブランド戦略課長
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略
- 10 東予地方局総務企画部地域政策課長
- 11 中予地方局総務企画部地域政策課長
- 12 南予地方局総務企画部地域政策課長

(愛媛県県有財産管理推進本部規程の一部改正)

第25条 愛媛県県有財産管理推進本部規程(平成24年愛媛県訓令第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(組織)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 副本部長は、<u>総務部総務管理局長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>4 省略</p> <p>(事務局)</p> <p>第6条 推進本部の事務を処理するため、<u>総務部総務管理局総務管理課</u>に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長を置き、<u>総務部総務管理局総務管理課長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>別表(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 1 省略 2 企画振興部政策企画局長 3 県民環境部県民生活局長 4 保健福祉部社会福祉医療局長 5 経済労働部産業雇用局長 6 農林水産部農政企画局長 7 土木部土木管理局長 8~10 省略 </div>	<p>(組織)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 副本部長は、<u>総務部管理局長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>4 省略</p> <p>(事務局)</p> <p>第6条 推進本部の事務を処理するため、<u>総務部管理局総務管理課</u>に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長を置き、<u>総務部管理局総務管理課長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>別表(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 1 省略 2 企画振興部管理局長 3 県民環境部管理局長 4 保健福祉部管理局長 5 経済労働部管理局長 6 農林水産部管理局長 7 土木部管理局長 8~10 省略 </div>

(愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会開催準備推進班規程の一部改正)

第26条 愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会開催準備推進班規程(平成26年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職制)</p> <p>第4条 班に班長を置き、<u>えひめ国体推進局総務担当次長</u>の職にある班員をもって充てる。</p> <p>2 省略</p> <p>別表(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 1 えひめ国体推進局総務担当次長 2 総務部総務管理局総務管理課長 3 企画振興部政策企画局総合政策課長 </div>	<p>(職制)</p> <p>第4条 班に班長を置き、<u>えひめ国体推進局次長</u>の職にある班員をもって充てる。</p> <p>2 省略</p> <p>別表(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 1 えひめ国体推進局次長 2 総務部管理局総務管理課長 3 企画振興部管理局総合政策課長 </div>

4	県民環境部県民生活局県民生活課長
5	保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課長
6	省略
7	経済労働部産業雇用局産業政策課長
8	農林水産部農政企画局農政課長
9	土木部土木管理局土木管理課長
10	省略
11	えひめ国体推進局国体運営・施設課長
12・13	省略
14	えひめ国体推進局国体競技力向上対策課長
15	省略
16	省略
17	省略
18	省略
19	省略

4	県民環境部管理局県民生活課長
5	保健福祉部管理局保健福祉課長
6	省略
7	経済労働部管理局産業政策課長
8	農林水産部管理局農政課長
9	土木部管理局土木管理課長
10	省略
11	えひめ国体推進局国体運営調整課長
12・13	省略
14	省略
15	省略
16	省略
17	省略
18	省略
19	教育委員会事務局管理部保健体育課国体競技力向上対策室長

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第8号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関
労 働 委 員 会 事 務 局

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

愛媛県職員被服等貸与規程（昭和54年愛媛県訓令第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表第2（第2条、第5条関係） 作業服等の貸与基準						別表第2（第2条、第5条関係） 作業服等の貸与基準					
貸与対象者	品目	数量	着用期間	貸与期間	備考	貸与対象者	品目	数量	着用期間	貸与期間	備考
1～16 省略						1～16 省略					
17 福祉総合支援センター、子ども・女性支援センター又はえひめ学園に勤務する職員のうち、調理員の業務に従事するもの	省略					17 児童相談所、婦人相談所 _____ 又はえひめ学園に勤務する職員のうち、調理員の業務に従事するもの	省略				
18 衛生環境研究所に勤務する職員のうち、試験研究業務又は医療業務に従事するもの	省略					18 衛生環境研究所に勤務する職員のうち、試験研究業務又は医療業務に従事するもの	省略				
	省略						省略				
	防寒服	省略					防寒服	省略			
	雨がっぱ	1	年間	2年							
	省略					省略					

19 福祉総合支援センター又は子ども・女性支援センターに勤務する職員のうち、保育業務に従事するもの	省略				
20～47 省略					

19 児童相談所 _____に勤務する職員のうち、保育業務に従事するもの	省略				
20～47 省略					

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第9号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

官報報告規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

官報報告規程の一部を改正する訓令

官報報告規程（昭和39年愛媛県訓令第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この訓令は、官報に掲載する_____事項（以下「官報掲載事項」という。）の報告に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（官報掲載事項）</p> <p>第2条 官報掲載事項は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、その報告原稿の様式は、それぞれ当該右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">左 欄</th> <th style="text-align: center;">右 欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 人事異動 (1)・(2) 省略 (3) 教育委員会の教育長及び委員 (4)～(6) 省略</td> <td>様式第7号又は_____様式第9号_____</td> </tr> <tr> <td>6 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	左 欄	右 欄	1～4 省略		5 人事異動 (1)・(2) 省略 (3) 教育委員会の教育長及び委員 (4)～(6) 省略	様式第7号又は_____様式第9号_____	6 省略		<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この訓令は、官報に掲載を要する事項（以下「官報掲載事項」という。）の報告に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（官報掲載事項）</p> <p>第2条 官報掲載事項は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、その報告原稿の様式は、それぞれ当該右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">左 欄</th> <th style="text-align: center;">右 欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 人事異動 (1)・(2) 省略 (3) 教育委員会の委員及び教育長 (4)～(6) 省略</td> <td>様式第7号若しくは様式第9号又は様式第5号</td> </tr> <tr> <td>6 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	左 欄	右 欄	1～4 省略		5 人事異動 (1)・(2) 省略 (3) 教育委員会の委員及び教育長 (4)～(6) 省略	様式第7号若しくは様式第9号又は様式第5号	6 省略	
左 欄	右 欄																
1～4 省略																	
5 人事異動 (1)・(2) 省略 (3) 教育委員会の教育長及び委員 (4)～(6) 省略	様式第7号又は_____様式第9号_____																
6 省略																	
左 欄	右 欄																
1～4 省略																	
5 人事異動 (1)・(2) 省略 (3) 教育委員会の委員及び教育長 (4)～(6) 省略	様式第7号若しくは様式第9号又は様式第5号																
6 省略																	

様式第7号及び様式第9号を次のように改める。

様式第7号(第2条関係)

(人事異動)

愛媛県

〇××委員会委員(教育委員会教育長・監査委員) 任命(選任)

〇〇〇〇委員(教育長)は、×月×日任期満了し(辞職し・失職し・罷免され)、一(欠員であつたところ)、×月×日次の者が任命(選任)された。

××委員会委員(教育委員会教育長・監査委員)氏 名

様式第9号(第2条関係)

(人事異動)

愛媛県

○××委員会委員(教育委員会教育長・監査委員)再任

○○○○委員(教育長)は、×月×日再任された。

注 様式第六号く様式第九号

- 一 (一)は前任者が退職し、後任者が任命等されるまで二日以上期間があつた場合に、二(一)は監査委員及び人事委員会委員の異動の場合に記載すること。
- 二 異動日が同じ月であれば「×月×日」退職し、同月×日」等とする。
また、同日であれば「×月×日」退職し、同日」等とする。
- 三 二名の場合は、「○○委員及び○○委員」と、三名以上の場合は、「○○委員、○○委員及び○○委員」等とする。
- 四 様式第八号において、任期満了する前に選挙が行われた場合は、「×月×日任期満了となるため、×月×日次の者が選挙された。」とする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第10号

保 健 福 祉 部
中 予 地 方 局
福祉総合支援センター

愛媛県福祉総合支援センター処務規程を次のように定める。

平成27年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県福祉総合支援センター処務規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、愛媛県福祉総合支援センター(以下「センター」という。)の処務に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 所長は、知事の命を受け、センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 参事は、所長の命を受け、特に重要な事務を処理する。
- 3 次長は、所長を補佐し、所長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 4 副参事は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。
- 5 課長は、上司の命を受け、課務を掌理し、部下職員を指揮監督する。
- 6 児童支援専門員は、上司の命を受け、多岐にわたる児童に関する支援業務を掌理する。
- 7 女性支援専門員は、上司の命を受け、多岐にわたる女性に関する支援業務を掌理する。
- 8 専門員は、上司の命を受け、専門事項について絶えず調査研究を行い、当該専門事項に係る事務を分担する職員を指導し、かつ、高度の専門事項を自ら処理する。
- 9 児童福祉司は、主として、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第13条第3項及び第4項に規定する業務を行う。
- 10 身体障害者福祉司は、主として、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第11条の2第3項に規定する業務を行う。
- 11 知的障害者福祉司は、主として、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第13条第3項に規定する業務を行う。
- 12 係長は、上司の命を受け、係の事務を管理する。
- 13 担当係長は、上司の命を受け、担当事務を管理する。
- 14 主任は、上司の命を受け、特定の事務を処理する。
- 15 主任判定員は、上司の命を受け、心理判定業務を処理する。
- 16 主事、技師及びその他の職員は、上司の命を受け、センターの業務に従事する。

(分掌事務)

第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 公印の管理に関する事。
- (2) 職員の身分及び服務に関する事。
- (3) 文書の取扱いに関する事。
- (4) 予算の経理その他会計事務に関する事。
- (5) センターの業務の企画に関する事。
- (6) 財産の管理及び庁中取締りに関する事。
- (7) 受付、調査及び相談の業務に関する事。
- (8) 里親に関する事。
- (9) 児童福祉法第33条の2の2の規定による児童の所持物の保管等及び同法第33条の3の規定による児童の遺留物の保管等に関する事。
- (10) 他の課の主管に属しないこと。

子ども・女性支援課

- (1) 児童福祉法第24条の3第2項の規定による入所給付決定(同法第24条の2第2項の規定による障害児入所給付費の額の決定(同法第24条の5の規定による認定を含む。)、同法第24条の3第6項の規定による入所受給者証の交付及び児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第25条の9の規定による負担上限月額等の通知を含む。)に関する事。
- (2) 児童福祉法第24条の4第1項の規定による入所給付決定の取消し(同条第2項の規定による入所受給者証の返還の受理を含む。)に関する事。
- (3) 児童福祉法第24条の19第1項及び第2項の規定による情報の提供、相談及び助言並びにあっせん、調整及び要請に関する事。
- (4) 児童福祉法第26条第1項、第27条、第27条の2第1項、第27条の3、第28条第1項から第3項まで、第30条第3項、第31条第2項及び第3項、第33条並びに第33条の4の規定による相談及び措置に関する事。

- (5) 児童福祉法第30条第1項及び第2項の規定による届出の受理に関する事。
- (6) 児童福祉法第30条の2の規定による指示又は報告の徴収に関する事。
- (7) 児童福祉法第33条の6の規定による児童自立生活援助の実施に関する事。
- (8) 児童福祉法第33条の7、第33条の8第1項及び第33条の9の規定による請求に関する事。
- (9) 青少年の育成指導に関する事。
- (10) 児童福祉法第29条の規定による立入調査等に関する事。
- (11) 児童福祉法第56条第1項、第2項及び第5項の規定による扶養義務者負担金に関する事。
- (12) 児童福祉法施行規則第25条の7第5項の規定による負担上限月額等の変更に関する事。
- (13) 児童福祉法施行規則第25条の7第7項の規定による入所給付決定に係る事項の変更の届出の受理に関する事。
- (14) 児童福祉法施行規則第25条の7第9項及び第12項の規定による入所受給者証の再交付及び返還の受理に関する事。
- (15) 児童福祉法施行規則第25条の19第1項の規定による特定入所障害児食費等給付費の支給の決定に関する事。
- (16) 児童福祉法施行規則第26条の規定による書類の送付に関する事。
- (17) 児童福祉法施行規則第27条の規定による届出の受理に関する事。
- (18) 児童福祉法施行細則（昭和35年愛媛県規則第29号）第8条の5、第8条の7第1項及び第8条の8の規定による障害児入所医療受給者証の交付、再交付及び返還の受理に関する事。
- (19) 措置会議に関する事。
- (20) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第8条第2項の規定による安全確認の措置に関する事。
- (21) 児童虐待の防止等に関する法律第8条の2の規定による出頭要求等に関する事。
- (22) 児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項の規定による立入調査に関する事。
- (23) 児童虐待の防止等に関する法律第9条の2の規定による再出頭要求等に関する事。
- (24) 児童虐待の防止等に関する法律第9条の3第1項から第3項まで及び第5項並びに第9条の7から第9条の9までの規定による臨検、搜索等に関する事。
- (25) 児童虐待の防止等に関する法律第10条第1項及び第2項の規定による援助要請等に関する事。
- (26) 児童虐待の防止等に関する法律第10条の2及び第10条の3の規定による臨検等の調書の作成及び報告の受理に関する事。
- (27) 児童虐待の防止等に関する法律第11条第3項から第5項までの規定による保護者に対する指導等に関する事。
- (28) 児童虐待の防止等に関する法律第12条から第12条の3までの規定による面会又は通信の制限に関する事。
- (29) 児童虐待の防止等に関する法律第13条の規定による措置の解除に関する事。
- (30) 児童虐待の防止等に関する法律第13条の3の規定による資料又は情報の提供に関する事。
- (31) 児童虐待の防止等に関する法律第13条の4の規定による愛媛県社会福祉審議会への報告に関する事。
- (32) 要保護女子の医学的、心理学的及び職能的判定に関する事。
- (33) 要保護女子の更生相談及び更生指導に関する事。
- (34) 要保護女子の一時保護に関する事。
- (35) その他要保護女子の更生福祉に関する事。
- (36) 配偶者等からの暴力を受けた者の相談及び指導に関する事。
- (37) 配偶者等からの暴力を受けた者の一時保護に関する事。
- (38) 配偶者等からの暴力を受けた者に対する情報の提供その他の援助に関する事。

判定課

- (1) 心理診断、心理判定及び心理治療に関する事。
- (2) 内科、小児科及び精神科に関する検査及び診断に関する事。
- (3) 18歳未満の知的障害者の療育手帳に関する事。
- (4) 就学の免除、猶予及び延期に関する事。
- (5) 巡回相談に関する事（児童に係るものに限る。）。
- (6) 判定会議に関する事。
- (7) 判定業務に関連する相談、調査及び指導に関する事。

保護課

- (1) 一時保護児童の保護及び生活指導に関する事。
- (2) 一時保護児童の観察及び行動記録に関する事。
- (3) 一時保護児童の学習に関する事。
- (4) 一時保護児童の転入出の事務に関する事。
- (5) 一時保護児童の給食に関する事。
- (6) 一時保護児童の私物携行品の保管及び出納に関する事。

障害者支援課

- (1) 身体障害者及びその介護を行う者に対する援護の実施に関する市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援

助に関すること（身体障害者福祉法第18条第2項の措置に係るものに限る。）。

- (2) 身体障害者に関する相談及び指導のうち、特に専門的な知識及び技術を必要とするものに関すること。
- (3) 身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。
- (4) 身体障害者の補装具の処方及び適合判定に関すること。
- (5) 介護給付費等の支給決定等に係る意見の通知その他市町に対する必要な援助等に関すること。
- (6) 身体障害者手帳に関すること。
- (7) 知的障害者及びその介護を行う者に対する更生援護の実施に関する市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助に関すること（知的障害者福祉法第16条第1項第2号の措置に係るものに限る。）。
- (8) 知的障害者に関する相談及び指導のうち、特に専門的な知識及び技術を必要とするものに関すること。
- (9) 18歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。
- (10) 18歳以上の知的障害者の療育手帳に関すること。
- (11) 巡回相談に関すること（児童に係るものを除く。）。

（専決事項）

第4条 所長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- (1) センターの業務に関し職名又はセンター名で文書を施行すること。
- (2) 公文書の公開に関すること（公文書の公開の請求（申請を含む。）に対する決定に係る不服申立て（不服の申出を含む。）に関するものを除く。）。
- (3) 個人情報取扱事務の登録に関すること。
- (4) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定に係る不服申立てに関するものを除く。）。
- (5) 所属職員の休暇、育児休業等その他服務に関すること。
- (6) 所属職員の出張に関すること。
- (7) 要綱その他の規程で公表を要しないものの施行に関すること。
- (8) 身体障害者福祉法第15条第1項及び第2項並びに愛媛県身体障害者福祉法施行細則（昭和34年愛媛県規則第24号）第3条の規定による交付申請書に添付する診断書を作成する医師の指定に関すること。
- (9) 身体障害者福祉法第15条第4項並びに身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第5条第1項及び第2項の規定による身体障害者手帳の交付に関すること。
- (10) 身体障害者福祉法第15条第5項並びに身体障害者福祉法施行令第5条第1項及び第2項の規定による申請の却下に関すること。
- (11) 身体障害者福祉法第16条第1項の規定による身体障害者手帳の返還の受理に関すること。
- (12) 身体障害者福祉法施行令第3条第2項の規定による指定を受けた医師の指定の辞退の申出の受理に関すること。
- (13) 身体障害者福祉法施行令第6条の規定による診査を受けるべき旨の通知に関すること。
- (14) 身体障害者福祉法施行令第9条第2項、第4項及び第6項並びに愛媛県身体障害者福祉法施行細則第7条第3項及び第12条の規定による氏名又は居住地の変更の届出の受理に関すること。
- (15) 身体障害者福祉法施行令第10条第1項及び第3項の規定による身体障害者手帳の再交付に関すること。
- (16) その他輕易又は常例に属する事務の執行に関すること。

（代決）

第5条 所長が不在のときは、次長が代決する。

- 2 所長及び次長が共に不在のときは、総務課長がその事務を代決する。
- 3 前2項の規定により代決した事務で重要なものは、後閲を受けなければならない。

（判定の通知）

第6条 所長は、身体障害者及び知的障害者に係る判定を行ったときは、その結果を、当該身体障害者又は当該知的障害者に指示するとともに、その居住地を管轄する市福祉事務所長又は町長に通知しなければならない。

（細則）

第7条 この訓令に定めるもののほか、センターの処務に関し必要な事項は、所長が知事の承認を得て定める。

（他の規程の準用）

第8条 この訓令及び前条の規定により定められたもののほか、センターの処務については、愛媛県処務細則（昭和29年愛媛県訓令第5号）の例による。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 次に掲げる訓令は、廃止する。
 - (1) 愛媛県婦人相談所処務規程（昭和32年愛媛県訓令第12号）
 - (2) 愛媛県知的障害者更生相談所処務規程（昭和35年愛媛県訓令第32号）

- (3) 愛媛県児童相談所処務規程（昭和36年愛媛県訓令第15号）
(4) 愛媛県身体障害者更生相談所処務規程（昭和39年愛媛県訓令第46号）

保 健 福 祉 部
東 予 地 方 局
南 予 地 方 局
子 ども ・ 女 性 支 援 セ ン タ ー

○愛媛県訓令第11号

愛媛県子ども・女性支援センター処務規程を次のように定める。

平成27年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県子ども・女性支援センター処務規程

（趣旨）

第1条 この訓令は、愛媛県東予子ども・女性支援センター及び愛媛県南予子ども・女性支援センター（以下「センター」という。）の処務に関し必要な事項を定めるものとする。

（職務）

第2条 参事は、知事の命を受け、特に重要な事務を処理する。

2 所長は、知事の命を受け、センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 副参事は、所長の命を受け、重要な事務を処理する。

4 次長は、所長を補佐し、所長に事故があるときは、その職務を代行する。

5 専門員は、上司の命を受け、専門事項について絶えず調査研究を行い、当該専門事項に係る事務を分担する職員を指導し、かつ、高度の専門事項を自ら処理する。

6 児童福祉司は、主として、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第3項及び第4項に規定する業務を行う。

7 係長は、上司の命を受け、係の事務を管理する。

8 担当係長は、上司の命を受け、担当事務を管理する。

9 主任は、上司の命を受け、特定の事務を処理する。

10 主任判定員は、上司の命を受け、心理判定業務を処理する。

11 主事、技師及びその他の職員は、上司の命を受け、センターの業務に従事する。

（専決事項）

第3条 所長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(1) センターの業務に関し職名又はセンター名で文書を施行すること。

(2) 公文書の公開に関すること（公文書の公開の請求（申請を含む。）に対する決定に係る不服申立て（不服の申出を含む。）に関するものを除く。）。

(3) 個人情報取扱事務の登録に関すること。

(4) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定に係る不服申立てに関するものを除く。）。

(5) 所属職員の休暇、育児休業等その他服務に関すること。

(6) 所属職員の出張に関すること。

(7) 要綱その他の規程で公表を要しないものの施行に関すること。

(8) その他軽易又は常例に属する事務の執行に関すること。

（代決）

第4条 所長が不在のときは、次長が代決する。

2 所長及び次長が共に不在のときは、あらかじめ所長が指定した職員がその事務を代決する。

3 前2項の規定により代決した事務で重要なものは、後閲を受けなければならない。

（細則）

第5条 この訓令に定めるもののほか、センターの処務に関し必要な事項は、所長が知事の承認を得て定める。

（他の規程の準用）

第6条 この訓令及び前条の規定により定められたもののほか、センターの処務については、愛媛県処務細則（昭和29年愛媛県訓令第5号）の例による。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第12号

庁 中 一 般
労働委員会事務局

愛媛県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

愛媛県労働委員会事務局処務規程（昭和41年愛媛県訓令第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（必要に応じ置く職員）</p> <p>第10条 事務局に、必要に応じ次の職員を置く。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p><u>(6) 主任主事</u></p> <p><u>(7) 省略</u></p> <p>2 前項各号に掲げる職員の職務は、それぞれ次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>主任主事及び主事</u>は、上司の命を受け、局務に従事する。</p>	<p>（必要に応じ置く職員）</p> <p>第10条 事務局に、必要に応じ次の職員を置く。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>2 前項各号に掲げる職員の職務は、それぞれ次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) _____主事は、上司の命を受け、局務に従事する。</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第4号

愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年4月1日

愛媛県教育委員会
委員長 松 岡 義 勝

愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

（愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部改正）

第1条 愛媛県教育委員会事務局組織規則（平成元年愛媛県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																										
<p>（組織）</p> <p>第2条 事務局に次の表の左欄に掲げる部を置き、これらの部にそれぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課にそれぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">管理部</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> <td>生涯学習推進係 生涯学習調査係 _____ 指導係 研究科</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p> <p><u>3 省略</u></p> <p><u>4 省略</u></p>	部	課	係	管理部	省略		生涯学習課	生涯学習推進係 生涯学習調査係 _____ 指導係 研究科	省略		省略			<p>（組織）</p> <p>第2条 事務局に次の表の左欄に掲げる部を置き、これらの部にそれぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課にそれぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">管理部</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> <td>生涯学習推進係 生涯学習調査係 _____ 成人教育係 青少年教育係 家庭教育係 指導係 研究科</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p> <p><u>3 保健体育課に国体競技力向上対策室を置く。</u></p> <p><u>4 省略</u></p> <p><u>5 省略</u></p>	部	課	係	管理部	省略		生涯学習課	生涯学習推進係 生涯学習調査係 _____ 成人教育係 青少年教育係 家庭教育係 指導係 研究科	省略		省略		
部	課	係																									
管理部	省略																										
	生涯学習課	生涯学習推進係 生涯学習調査係 _____ 指導係 研究科																									
	省略																										
省略																											
部	課	係																									
管理部	省略																										
	生涯学習課	生涯学習推進係 生涯学習調査係 _____ 成人教育係 青少年教育係 家庭教育係 指導係 研究科																									
	省略																										
省略																											

(各課及び室の所掌事務)

第 3 条 各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。

省略

保健体育課

(1)～(8) 省略

省略

(職)

第 7 条 法律に特別の定めがあるものを除き、事務局に置かれる職員の職は、次のとおりとする。

(1)・(2) 省略

(3) 部付

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 室付

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

(17) 省略

(18) 省略

(19) 省略

(20) 省略

(21) 省略

(22) 省略

(23) 省略

(24) 省略

(25) 省略

(26) 省略

(27) 省略

(28) 省略

(29) 省略

2 前項第 1 号から第25号までの職は事務局職員、同項第26号から第29号までの職はその他の職員をもって充てる。

(部に置く職員)

第 8 条 省略

2・3 省略

4 管理部に部付を置く。

5 部付は、上司の特命に係る事務を処理する。

(必要に応じて置く職員)

第10条 必要な課及び室に参事、副参事、室付、管理主事、指導主事、社会教育主事、教育専門員、専門員、専門学芸員、科長、主任、教育主任及び主任学芸員を置く。

2～4 省略

5 室付は、上司の特命に係る事務を処理する。

6 省略

(各課及び室の所掌事務)

第 3 条 各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。

省略

保健体育課(第 5 号、第 6 号及び第 8 号の事務のうち競技力向上対策に関する事務にあつては、国体競技力向上対策室の所掌とする。)

(1)～(8) 省略

省略

(職)

第 7 条 法律に特別の定めがあるものを除き、事務局に置かれる職員の職は、次のとおりとする。

(1)・(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

(17) 省略

(18) 省略

(19) 省略

(20) 省略

(21) 省略

(22) 省略

(23) 省略

(24) 省略

(25) 省略

(26) 省略

(27) 省略

2 前項第 1 号から第23号までの職は事務局職員、同項第24号から第27号までの職はその他の職員をもって充てる。

(部に置く職員)

第 8 条 省略

2・3 省略

(必要に応じて置く職員)

第10条 必要な課及び室に参事、副参事、管理主事、指導主事、社会教育主事、教育専門員、専門員、専門学芸員、科長、主任、教育主任及び主任学芸員を置く。

2～4 省略

5 省略

7 省略
 8 省略
 9 省略
 10 省略
 11 省略
 12 省略
 13 省略
 14 省略
 15 省略
 16 省略

6 省略
 7 省略
 8 省略
 9 省略
 10 省略
 11 省略
 12 省略
 13 省略
 14 省略
 15 省略

(愛媛県立図書館管理規則の一部改正)

第2条 愛媛県立図書館管理規則(昭和50年愛媛県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第3条 省略 第4条 省略 第5条 省略 第6条 省略 第7条 省略 第8条 省略 第9条 省略 第10条 省略 第11条 省略 第12条 省略 第13条 省略 第14条 省略 第15条 省略 第16条 省略</p>	<p>(組織) 第3条 <u>図書館に庶務係を置く。</u> 第4条 省略 第5条 省略 第6条 省略 第7条 省略 第8条 省略 第9条 省略 第10条 省略 第11条 省略 第12条 省略 第13条 省略 第14条 省略 第15条 省略 第16条 省略 第17条 省略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県教育委員会規則第5号

愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年4月1日

愛媛県教育委員会
 委員長 松岡義勝

愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

(愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(各課及び室の所掌事務) 第3条 各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。 教育総務課(第16号から第21号まで及び第25号の事務)は、教職員厚生室の所掌とする。) (1)~(13) 省略</p>	<p>(各課及び室の所掌事務) 第3条 各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。 教育総務課(第16号から第21号まで及び第25号の事務)は、教職員厚生室の所掌とする。) (1)~(13) 省略</p>

(14) 委員会所管の _____ 公益信託に関する事務の統轄 に関する事。 (15) ~ (27) 省略 省略	(14) 委員会所管の特例民法法人及び公益信託に関する事務の統轄 に関する事。 (15) ~ (27) 省略 省略
---	--

(産休補助職員及び育児休業補助職員の給与規則の一部改正)

第2条 産休補助職員及び育児休業補助職員の給与規則(昭和53年愛媛県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(給与からの控除) 第6条 給与の支給に際しては、その支給額から次に掲げる額に相当する額を控除することができる。 (1) <u>一般財団法人愛媛県教職員互助会</u> _____の 掛金の額及び貸付金の償還金の額 (2) 省略	(給与からの控除) 第6条 給与の支給に際しては、その支給額から次に掲げる額に相当する額を控除することができる。 (1) <u>財団法人愛媛県教職員互助会(昭和47年3月15日に財団法人愛媛県教職員互助会という名称で設立された法人をいう。)</u> の 掛金の額及び貸付金の償還金の額 (2) 省略

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

○愛媛県教育委員会規則第6号

愛媛県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年4月1日

愛媛県教育委員会

委員長 松岡 義勝

愛媛県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則

愛媛県立学校教職員設置規則(昭和31年愛媛県教育委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表(第1条の2関係) 1 ~ 6 省略 <u>7 新居浜特別支援学校川西分校</u>	別表(第1条の2関係) 1 ~ 6 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第2号

教育事務所の名称、位置及び所管区域(昭和32年2月愛媛県教育委員会告示第7号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成27年4月1日

愛媛県教育委員会

委員長 松岡 義勝

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号)第2条第4項の規定による教育事務所の名称、位置及び所管区域を次のように定め、昭和32年2月18日から開所し、昭和30	愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号)第2条第5項の規定による教育事務所の名称、位置及び所管区域を次のように定め、昭和32年2月18日から開所し、昭和30

年愛媛県教育委員会告示第31号は廃止する。

年愛媛県教育委員会告示第31号は廃止する。

○愛媛県教育委員会告示第3号

愛媛県情報公開条例第35条第1項の規定による教育委員会が定める法人の指定（平成13年12月愛媛県教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成27年 4 月 1 日

愛媛県教育委員会

委員長 松岡 義勝

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）第35条第1項の規定により、教育委員会が定める法人を次のとおり定める。 <u>公益財団法人愛媛県埋蔵文化財センター</u>	愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）第35条第1項の規定により、教育委員会が定める法人を次のとおり定める。 財団法人愛媛県埋蔵文化財調査センター（昭和52年6月9日に財団法人愛媛県埋蔵文化財調査センターという名称で設立された法人をいう。）

○愛媛県教育委員会告示第4号

愛媛県個人情報保護条例第5条の規定による教育委員会が定める法人の指定（平成13年12月愛媛県教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成27年 4 月 1 日

愛媛県教育委員会

委員長 松岡 義勝

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第5条の規定により、教育委員会が定める法人を次のとおり定め、平成14年4月1日から施行する。 <u>公益財団法人愛媛県埋蔵文化財センター</u>	愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第5条の規定により、教育委員会が定める法人を次のとおり定め、平成14年4月1日から施行する。 財団法人愛媛県埋蔵文化財調査センター（昭和52年6月9日に財団法人愛媛県埋蔵文化財調査センターという名称で設立された法人をいう。）

○愛媛県教育委員会告示第5号

愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報（平成14年3月愛媛県教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成27年 4 月 1 日

愛媛県教育委員会

委員長 松岡 義勝

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
口頭による開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭による開示請求をすることができる期間	口頭による開示請求をすることができる場所	口頭による開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭による開示請求をすることができる期間	口頭による開示請求をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容			試験等の名称	開示する内容		
愛媛県職員（選考職）採	試験種目別得点、合計得点、	合格発表の日から1月	教育委員会事務局管理				

用試験（教育委員会が実施するものに限る。）	順位並びに一定の基準に達しない試験種目及び検査種目名	間	部教育総務課				
省略				省略			

教育委員会訓令

○愛媛県教育委員会訓令第3号

教育委員会事務局
教 育 機 関

愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年4月1日

愛媛県教育委員会
委員長 松岡 義勝

愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程等の一部を改正する訓令

（愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程の一部改正）

第1条 愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程（昭和32年愛媛県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（職員）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 前項に規定する職員は、それぞれ愛媛県教育委員会事務局組織規則（平成元年愛媛県教育委員会規則第5号）第10条第4項、<u>第6項から第10項まで、第12項、第14項及び第15項</u>に規定する職務に従事する。</p>	<p>（職員）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 前項に規定する職員は、それぞれ愛媛県教育委員会事務局組織規則（平成元年愛媛県教育委員会規則第5号）第10条第4項、<u>第5項から第9項まで、第11項、第13項及び第14項</u>に規定する職務に従事する。</p>

（愛媛県立図書館処務規程の一部改正）

第2条 愛媛県立図書館処務規程（昭和33年愛媛県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（職務）</p> <p>第1条 省略</p> <p>2～4 省略</p>	<p>（事務分掌）</p> <p>第1条 愛媛県立図書館（以下「図書館」という。）の庶務係の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>館内事務の連絡調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>職員の服務に関すること。</u></p> <p>(3) <u>公印の管守に関すること。</u></p> <p>(4) <u>文書の管理に関すること。</u></p> <p>(5) <u>予算の経理に関すること。</u></p> <p>(6) <u>物品の出納管理に関すること。</u></p> <p>(7) <u>施設設備の管理に関すること。</u></p> <p>(8) <u>他の教育機関及び教育関係団体との連絡調整に関すること。</u></p> <p>(9) <u>広報事務に関すること。</u></p> <p>(10) <u>職員の福利厚生に関すること。</u></p> <p>(11) <u>図書館協議会に関すること。</u></p> <p>(12) <u>その他他課の所掌に属しないこと。</u></p> <p>（職務）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2～4 省略</p>

5 教育専門員、専門員、係長、担当係長、主任及び教育主任は、それぞれ組織規則第10条第9項及び第10項、第9条第6項並びに第10条第12項、第14項及び第15項に規定する職務に従事する。

6～8 省略

第2条 省略

第3条 省略

第4条 省略

第5条 省略

5 教育専門員、専門員、係長、担当係長、主任及び教育主任は、それぞれ組織規則第10条第8項及び第9項、第9条第6項並びに第10条第11項、第13項及び第14項に規定する職務に従事する。

6～8 省略

第3条 省略

第4条 省略

第5条 省略

第6条 省略

(愛媛県総合教育センター処務規程の一部改正)

第3条 愛媛県総合教育センター処務規程(昭和41年愛媛県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 指導主事は、組織規則第10条第7項に規定する職務に従事する。</p> <p>7 専門員は、組織規則第10条第10項に規定する職務に従事する。</p> <p>8 省略</p> <p>9 係長、担当係長及び主任は、それぞれ組織規則第9条第6項並びに第10条第12項及び第14項に規定する職務に従事する。</p> <p>10・11 省略</p>	<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 指導主事は、組織規則第10条第6項に規定する職務に従事する。</p> <p>7 専門員は、組織規則第10条第9項に規定する職務に従事する。</p> <p>8 省略</p> <p>9 係長、担当係長及び主任は、それぞれ組織規則第9条第6項並びに第10条第11項及び第13項に規定する職務に従事する。</p> <p>10・11 省略</p>

(愛媛県総合科学博物館処務規程の一部改正)

第4条 愛媛県総合科学博物館処務規程(平成12年愛媛県教育委員会訓令第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職務)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 課長、副参事、教育専門員及び専門員は、それぞれ愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号。以下「組織規則」という。)第9条第2項並びに第10条第4項、第9項及び第10項に規定する職務に従事する。</p> <p>3 省略</p> <p>4 担当係長は、組織規則第10条第12項に規定する職務に従事する。</p> <p>5 教育主任は、組織規則第10条第15項に規定する職務に従事する。</p> <p>6・7 省略</p>	<p>(職務)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 課長、副参事、教育専門員及び専門員は、それぞれ愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号。以下「組織規則」という。)第9条第2項並びに第10条第4項、第8項及び第9項に規定する職務に従事する。</p> <p>3 省略</p> <p>4 担当係長は、組織規則第10条第11項に規定する職務に従事する。</p> <p>5 教育主任は、組織規則第10条第14項に規定する職務に従事する。</p> <p>6・7 省略</p>

(愛媛県歴史文化博物館処務規程の一部改正)

第5条 愛媛県歴史文化博物館処務規程(平成12年愛媛県教育委員会訓令第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職務)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 課長、副参事及び専門員は、それぞれ愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号。以下「組織規則」という。)第9条第2項並びに第10条第4項及び第10項に規</p>	<p>(職務)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 課長、副参事及び専門員は、それぞれ愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号。以下「組織規則」という。)第9条第2項並びに第10条第4項及び第9項に規</p>

定する職務に従事する。 3 省略 4 担当係長は、組織規則第10条第12項に規定する職務に従事する。 5・6 省略	定する職務に従事する。 3 省略 4 担当係長は、組織規則第10条第11項に規定する職務に従事する。 5・6 省略
--	--

(愛媛県美術館処務規程の一部改正)

第6条 愛媛県美術館処務規程(平成12年愛媛県教育委員会訓令第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職務) 第3条 省略 2 省略 3 課長、副参事、教育専門員及び専門員は、それぞれ組織規則第9条第2項並びに第10条第4項、 <u>第9項及び第10項</u> に規定する職務に従事する。 4 省略 5 係長、担当係長、主任及び教育主任は、それぞれ組織規則第9条第6項並びに <u>第10条第12項、第14項及び第15項</u> に規定する職務に従事する。 6～8 省略	(職務) 第3条 省略 2 省略 3 課長、副参事、教育専門員及び専門員は、それぞれ組織規則第9条第2項並びに第10条第4項、 <u>第8項及び第9項</u> に規定する職務に従事する。 4 省略 5 係長、担当係長、主任及び教育主任は、それぞれ組織規則第9条第6項並びに <u>第10条第11項、第13項及び第14項</u> に規定する職務に従事する。 6～8 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則6 - 192

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年 4 月 1 日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則

職員の採用及び昇任に関する規則(愛媛県人事委員会規則6 5)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(選考により採用する職) 第6条 次に掲げる職への採用は、人事委員会の行う選考によるものとする。 (1) 行政職群2級以上の職(行政職群2級及び3級の職のうち、 <u>民間企業における実務の経験その他これに類する経験を有する者(以下「民間企業等経験者」という。)</u> であることを受験資格とする職の採用試験により採用された者をもつて補充しようとする職を除く。)、公安職群2級以上の職、研究職群2級以上の職、医療職群(一)の職、医療職群(二)3級以上の職、医療職群(三)3級以上の職及び技能労務職群の職 (2)～(6) 省略 (受験資格) 第15条 省略 2 前項の規定により受験資格を定める場合において、年齢及び職歴については、試験の対象となる職の区分に応じ、次に定めるところによるものとする。	(選考により採用する職) 第6条 次に掲げる職への採用は、人事委員会の行う選考によるものとする。 (1) 行政職群2級以上の職 _____ _____ _____、公安職群2級以上の職、研究職群2級以上の職、医療職群(一)の職、医療職群(二)3級以上の職、医療職群(三)3級以上の職及び技能労務職群の職 (2)～(6) 省略 (受験資格) 第15条 省略 2 前項の規定により受験資格を定める場合において、年齢及び職歴については、試験の対象となる職の区分に応じ、次に定めるところによるものとする。

(1) 一般職員の採用試験

ア・イ 省略

ウ 行政職群の1級から3級までの職(1級にあつては、相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職に限る。)のうち民間企業等経験者であることを受験資格とする職の採用試験にあつては、年齢21歳以上39歳未満の者

エ 省略

(2)・(3) 省略

別表第1(第4条関係)

行政職群級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略	管理者の事務部局	省略
6 級		省略 _____ 省略
省略		省略

備考 省略

別表第4(第4条関係)

医療職群(→)級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
4 級	知事の事務部局	省略 _____ 省略
	省略	
5 級	知事の事務部局	省略 衛生環境研究所長 心と体の健康センター所長 省略
	省略	

別表第7(第6条関係)

選考により採用する職

1 法令により次に掲げる資格を必要とする職
(1) 省略
(2) 獣医師、診療放射線技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師
(3)・(4) 省略
2 省略

別表第8(第11条関係)

採用試験及び昇任試験の種類

試験の種類		試験の対象となる職又は階級
採用試験	省略	
	職員採用候補者(上級)試験	省略

(1) 一般職員の採用試験

ア・イ 省略

ウ 省略

(2)・(3) 省略

別表第1(第4条関係)

行政職群級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略	管理者の事務部局	省略
6 級		省略 本局室長 省略
省略		省略

備考 省略

別表第4(第4条関係)

医療職群(→)級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
4 級	知事の事務部局	省略 心と体の健康センター所長 省略
	省略	
5 級	知事の事務部局	省略 衛生環境研究所長 _____ 省略
	省略	

別表第7(第6条関係)

選考により採用する職

1 法令により次に掲げる資格を必要とする職
(1) 省略
(2) 獣医師_____ 臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師
(3)・(4) 省略
2 省略

別表第8(第11条関係)

採用試験及び昇任試験の種類

試験の種類		試験の対象となる職又は階級
採用試験	省略	
	職員採用候補者(上級)試験	省略

	職員採用候補者 (民間企業等経験者)試験	行政職群 1 級から 3 級までの職(1 級にあつては、相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職に限る。)		
	省略			省略
省略				省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1161

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年 4 月 1 日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部改正)

第 1 条 職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則 7 1)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(用地交渉等業務に従事する職員の特殊勤務手当) 第32条 条例第53条の人事委員会が定める地方局等は、本庁農林水産部農業振興局農地整備課、本庁土木部土木管理局用地課、地方局産業経済部土地改良主務課及び治山主務課並びに地方局建設部(土木事務所を含む。)とする。 2・3 省略	(用地交渉等業務に従事する職員の特殊勤務手当) 第32条 条例第53条の人事委員会が定める地方局等は、本庁農林水産部農業振興局農地整備課、本庁土木部管理局用地課、地方局産業経済部土地改良主務課及び治山主務課並びに地方局建設部(土木事務所を含む。)とする。 2・3 省略

(職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第 2 条 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則 7 43)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																														
別表第10(第3条関係) 級 別 職 務 区 分 表 1 行政職給料表級別職務区分表 <table border="1"> <tr> <th>職務の級区分</th> <th>部 局</th> <th>職務の級区分欄の級に含まれる職</th> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 級</td> <td>知事の事務部局</td> <td>省略 主任 <u>すご味係長(3級)</u> <u>すごモノ係長(3級)</u> 省略 消防防災航空隊員(3級) <u>スゴ技係長(3級)</u> 省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>教育委員会の事務部局</td> <td>省略 主任 <u>管理主事(3級)</u> 省略</td> </tr> </table>	職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職	省略			3 級	知事の事務部局	省略 主任 <u>すご味係長(3級)</u> <u>すごモノ係長(3級)</u> 省略 消防防災航空隊員(3級) <u>スゴ技係長(3級)</u> 省略		省略			教育委員会の事務部局	省略 主任 <u>管理主事(3級)</u> 省略	別表第10(第3条関係) 級 別 職 務 区 分 表 1 行政職給料表級別職務区分表 <table border="1"> <tr> <th>職務の級区分</th> <th>部 局</th> <th>職務の級区分欄の級に含まれる職</th> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 級</td> <td>知事の事務部局</td> <td>省略 主任 _____ _____ 省略 消防防災航空隊員(3級) _____ 省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>教育委員会の事務部局</td> <td>省略 主任 _____ 省略</td> </tr> </table>	職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職	省略			3 級	知事の事務部局	省略 主任 _____ _____ 省略 消防防災航空隊員(3級) _____ 省略		省略			教育委員会の事務部局	省略 主任 _____ 省略
職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職																													
省略																															
3 級	知事の事務部局	省略 主任 <u>すご味係長(3級)</u> <u>すごモノ係長(3級)</u> 省略 消防防災航空隊員(3級) <u>スゴ技係長(3級)</u> 省略																													
	省略																														
	教育委員会の事務部局	省略 主任 <u>管理主事(3級)</u> 省略																													
職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職																													
省略																															
3 級	知事の事務部局	省略 主任 _____ _____ 省略 消防防災航空隊員(3級) _____ 省略																													
	省略																														
	教育委員会の事務部局	省略 主任 _____ 省略																													

	省略			省略	
4 級	知事の事務部局	省略 秘書（4 級） すご味係長（4 級） すごモノ係長（4 級） 省略 消防防災航空隊員（4 級） スゴ技係長（4 級） 省略		4 級	知事の事務部局 省略 秘書（4 級） _____ _____ 省略 消防防災航空隊員（4 級） _____ 省略
	省略			省略	
5 級	知事の事務部局	省略 子ども・女性支援センター次長 児童支援専門員 女性支援専門員 省略 _____ 省略 _____ 省略		5 級	知事の事務部局 省略 東予児童相談所次長 南予児童相談所次長 児童指導専門員 省略 婦人相談所長 省略 知的障害者更生相談所長 省略
	省略			省略	
6 級	知事の事務部局	省略 高速道路推進監（6 級） 学校連携推進監（6 級） 省略 東予地方局総務企画部総務県民課防 災対策室長 南予地方局総務企画部総務県民課防 災対策室長 省略 東予地方局産業經濟部産業振興課商 工観光室長 南予地方局産業經濟部産業振興課商 工観光室長 省略 _____ 省略 _____ 省略 子ども・女性支援センター所長 _____ 福祉総合支援センター次長 _____ 省略		6 級	知事の事務部局 省略 高速道路推進監（6 級） _____ 省略 東予地方局総務企画部総務県民課消 防防災安全室長 _____ 省略 地方局産業經濟部産業振興課商工観 光室長 _____ 省略 南予地方局産業經濟部八幡浜支局水 産課長 省略 東京事務所副所長 省略 児童相談所長（中央児童相談所長を 除く。） 中央児童相談所次長 身体障害者更生相談所長 省略
	省略			省略	
	教育委員会の事 務部局	省略 副参事 部付（6 級） 省略		教育委員会の事 務部局	省略 副参事 _____ 省略
	省略			省略	

7級	知事の事務部局	省略 高速道路推進監(7級) 学校連携推進監(7級) 省略
	省略	
	教育委員会の事務部局	参事 部付(7級) 省略
	省略	
8級	知事の事務部局	省略 営業副本部長 省略 総務担当次長 競技力向上担当次長 省略 地方局支局長 東京事務所副所長 省略 福祉総合支援センター所長 省略
	省略	
9級	知事の事務部局	省略 営業本部長 防災安全統括部長 省略
	省略	

2・3 省略

4 医療職給料表(→)級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
3級	知事の事務部局	省略 _____
4級	知事の事務部局	省略 衛生環境研究所長 心と体の健康センター所長 省略

5～8 省略

7級	知事の事務部局	省略 高速道路推進監(7級) _____
	省略	
	教育委員会の事務部局	参事 _____
	省略	
8級	知事の事務部局	省略 しまのわ2014推進監 省略 えひめ国体推進局次長 _____
	省略	
9級	知事の事務部局	省略 営業本部長 _____
	省略	

2・3 省略

4 医療職給料表(→)級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
3級	知事の事務部局	省略 心と体の健康センター所長
4級	知事の事務部局	省略 衛生環境研究所長 _____
		省略

5～8 省略

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第3条 給料表の適用範囲に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-44)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(医療職給料表(→)の適用範囲)</p> <p>第3条 医療職給料表(→)は、子ども療育センター、保健所、衛生環境研究所及び心と体の健康センターに勤務し、医療業務に従事する医師及び歯科医師である職員、保健福祉部に勤務する医師で医療政策監及び局長の職にある職員、<u>同部社会福祉医療局医療対策課</u>に勤務する医師である職員並びに同部健康衛生局健康増進課に勤務する医師で課長の職にある職員に適用する。</p>	<p>(医療職給料表(→)の適用範囲)</p> <p>第3条 医療職給料表(→)は、子ども療育センター、保健所、衛生環境研究所及び心と体の健康センターに勤務し、医療業務に従事する医師及び歯科医師である職員、保健福祉部に勤務する医師で医療政策監及び局長の職にある職員、<u>同部管理局医療対策課</u>に勤務する医師である職員並びに同部健康衛生局健康増進課に勤務する医師で課長の職にある職員に適用する。</p>

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第4条 管理職手当に関する規則(人事委員会規則768)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第1(第2条関係)			別表第1(第2条関係)		
部 局	公 職	区 分	部 局	公 職	区 分
知事の事務 部局	省略 営業本部長 <u>防災安全統括部長</u> 省略 部付(本庁部長合格者及び本庁局長(えひめ国体推進局長を除く。)同格者に限る。) <u>営業副本部長</u> 省略 省略 <u>総務担当次長</u> <u>競技力向上担当次長</u> <u>東京事務所副所長</u> 省略 <u>福祉総合支援センター所長</u> 省略 <u>衛生環境研究所副所長</u> <u>心と体の健康センター所長</u> 省略	1 種	知事の事務 部局	省略 営業本部長 省略 部付(本庁部長合格者及び本庁局長(えひめ国体推進局長を除く。)同格者に限る。) 省略 <u>しまのわ2014推進監</u> 省略 <u>えひめ国体推進局次長</u> 省略 省略 <u>中央児童相談所長</u> 省略 <u>衛生環境研究所副所長</u> 省略	1 種
	省略 <u>高速道路推進監</u> <u>学校連携推進監</u> 省略 <u>子ども・女性支援センター所長</u> 省略 <u>福祉総合支援センター次長</u> 省略	3 種	省略 <u>高速道路推進監</u> 省略 <u>東京事務所副所長</u> <u>児童相談所長(中央児童相談所長を除く。)</u> <u>中央児童相談所次長</u> <u>心と体の健康センター所長</u> <u>身体障害者更生相談所長</u> 省略	3 種	
	省略 <u>東予地方局総務企画部総務県民課防災対策室長</u> <u>南予地方局総務企画部総務県民課防災対策室長</u> 省略 <u>東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室長</u> <u>南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室長</u> 省略 省略 <u>地方局土木事務用地課長(大洲土木事務所を除外する。)</u>	4 種	省略 <u>東予地方局総務企画部総務県民課消防防災安全室長</u> 省略 省略 <u>地方局産業経済部産業振興課商工観光室長</u> 省略 省略 <u>南予地方局産業経済部八幡浜支局水産課長</u> <u>地方局土木事務用地課長(大洲土木事務所及び西予土木事務所を除く。)</u>	4 種	

	省略 南予地方局大洲土木事務所事業管理課長				省略 地方局土木事務所事業管理課長		
	省略 子ども・女性支援センター次長 児童支援専門員 女性支援専門員	5 種			省略 東予児童相談所次長 南予児童相談所次長 児童指導専門員	5 種	
委員会等の事務部局	省略 教育委員会事務局室長	3 種		委員会等の事務部局	省略 教育委員会事務局室長	3 種	
省略	省略			省略	省略		
備考	省略			備考	省略		

(地域手当に関する規則の一部改正)

第5条 地域手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 1026)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前						
<p>(支給地域及び級地)</p> <p>第2条 条例第9条の2第1項の人事委員会規則で定める地域は、次の各号に掲げる地域とし、同条第3項の地域手当の級地は、当該各号に定める級地とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>愛知県名古屋市 3級地</u></p> <p>(4) <u>香川県高松市 6級地</u></p> <p>附 則</p> <p>2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年愛媛県条例第48号)附則第14項の規定により読み替えられた条例(以下「<u>読替え後の条例</u>」という。)第9条の2第2項第1号の人事委員会規則で定める割合は100分の18とし、同項第2号の人事委員会規則で定める割合は100分の15とし、同項第3号の人事委員会規則で定める割合は100分の13とし、同項第6号の人事委員会規則で定める割合は100分の4とし、<u>読替え後の条例第9条の3の人事委員会規則で定める割合は100分の15とする。</u></p>	<p>(支給地域及び級地)</p> <p>第2条 条例第9条の2第1項の人事委員会規則で定める地域は、次の各号に掲げる地域とし、同条第3項の地域手当の級地は、当該各号に定める級地とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>附 則</p> <p>2 平成22年3月31日までの間における条例第9条の2第2項各号の人事委員会規則で定める割合は、次の表のとおりとし、同日までの間における条例第9条の3の人事委員会規則で定める割合は、100分の14とする。</p> <table border="1" data-bbox="826 1630 1437 1771"> <thead> <tr> <th>支給割合</th> <th>支給地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>100分の17</u></td> <td>東京都特別区</td> </tr> <tr> <td><u>100分の14</u></td> <td>大阪府大阪市</td> </tr> </tbody> </table>	支給割合	支給地域	<u>100分の17</u>	東京都特別区	<u>100分の14</u>	大阪府大阪市
支給割合	支給地域						
<u>100分の17</u>	東京都特別区						
<u>100分の14</u>	大阪府大阪市						

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会告示

○愛媛県人事委員会告示第2号

労働基準法別表第1による愛媛県の事業又は事務所の号別区分等(平成11年3月愛媛県人事委員会告示第2号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成27年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%;">労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1の号別区分等</td> <td style="width:70%; text-align: center;">事業又は事務所</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>労働基準法別表第1各号のいずれにも該当しないもの</td> <td> 省略 <u>福祉総合支援センター</u> <u>子ども・女性支援センター</u> 省略 _____ _____ 省略 </td> </tr> </table>	労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1の号別区分等	事業又は事務所	省略		労働基準法別表第1各号のいずれにも該当しないもの	省略 <u>福祉総合支援センター</u> <u>子ども・女性支援センター</u> 省略 _____ _____ 省略	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%;">労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1の号別区分等</td> <td style="width:70%; text-align: center;">事業又は事務所</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>労働基準法別表第1各号のいずれにも該当しないもの</td> <td> 省略 <u>児童相談所</u> _____ 省略 <u>身体障害者更生相談所</u> <u>婦人相談所</u> <u>知的障害者更生相談所</u> 省略 </td> </tr> </table>	労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1の号別区分等	事業又は事務所	省略		労働基準法別表第1各号のいずれにも該当しないもの	省略 <u>児童相談所</u> _____ 省略 <u>身体障害者更生相談所</u> <u>婦人相談所</u> <u>知的障害者更生相談所</u> 省略
労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1の号別区分等	事業又は事務所												
省略													
労働基準法別表第1各号のいずれにも該当しないもの	省略 <u>福祉総合支援センター</u> <u>子ども・女性支援センター</u> 省略 _____ _____ 省略												
労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1の号別区分等	事業又は事務所												
省略													
労働基準法別表第1各号のいずれにも該当しないもの	省略 <u>児童相談所</u> _____ 省略 <u>身体障害者更生相談所</u> <u>婦人相談所</u> <u>知的障害者更生相談所</u> 省略												

○愛媛県人事委員会告示第3号

へき地等学校の指定（平成22年4月愛媛県人事委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成27年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																								
<p>1 へき地学校</p> <p>(1) 小学校の部</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">市郡名</th> <th style="width:55%;">学 校 名</th> <th style="width:30%;">級別区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">西予市</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>_____</u></td> <td>1 級</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 中学校の部</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">市郡名</th> <th style="width:55%;">学 校 名</th> <th style="width:30%;">級別区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上浮穴郡</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p> <p>3 特別の地域に所在する学校</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">市郡名</th> <th style="width:85%;">学 校 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	市郡名	学 校 名	級別区分	省略			西予市	省略		<u>_____</u>	1 級	省略		省略			市郡名	学 校 名	級別区分	省略			上浮穴郡			省略		省略			市郡名	学 校 名			省略		<p>1 へき地学校</p> <p>(1) 小学校の部</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">市郡名</th> <th style="width:55%;">学 校 名</th> <th style="width:30%;">級別区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">西予市</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>西予市立田之浜小学校</u></td> <td>1 級</td> </tr> <tr> <td><u>西予市立河成小学校</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 中学校の部</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">市郡名</th> <th style="width:55%;">学 校 名</th> <th style="width:30%;">級別区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上浮穴郡</td> <td><u>久万高原町立柳谷中学校</u></td> <td>2 級</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p> <p>3 特別の地域に所在する学校</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">市郡名</th> <th style="width:85%;">学 校 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大洲市</td> <td><u>大洲市立上須戒小学校</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	市郡名	学 校 名	級別区分	省略			西予市	省略		<u>西予市立田之浜小学校</u>	1 級	<u>西予市立河成小学校</u>		省略			市郡名	学 校 名	級別区分	省略			上浮穴郡	<u>久万高原町立柳谷中学校</u>	2 級	省略		省略			市郡名	学 校 名	大洲市	<u>大洲市立上須戒小学校</u>	省略	
市郡名	学 校 名	級別区分																																																																							
省略																																																																									
西予市	省略																																																																								
	<u>_____</u>	1 級																																																																							
	省略																																																																								
省略																																																																									
市郡名	学 校 名	級別区分																																																																							
省略																																																																									
上浮穴郡																																																																									
	省略																																																																								
省略																																																																									
市郡名	学 校 名																																																																								
省略																																																																									
市郡名	学 校 名	級別区分																																																																							
省略																																																																									
西予市	省略																																																																								
	<u>西予市立田之浜小学校</u>	1 級																																																																							
	<u>西予市立河成小学校</u>																																																																								
省略																																																																									
市郡名	学 校 名	級別区分																																																																							
省略																																																																									
上浮穴郡	<u>久万高原町立柳谷中学校</u>	2 級																																																																							
	省略																																																																								
省略																																																																									
市郡名	学 校 名																																																																								
大洲市	<u>大洲市立上須戒小学校</u>																																																																								
省略																																																																									

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第 5 号

愛媛県公安委員会公印規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年 4 月 1 日

愛媛県公安委員会委員長 山 本 泰 正

愛媛県公安委員会公印規程の一部を改正する規則

愛媛県公安委員会公印規程（昭和36年愛媛県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前							
別表（第 2 条関係）						別表（第 2 条関係）							
1 愛媛県公安委員会印						1 愛媛県公安委員会印							
項	ひな形	書体	寸法 (ミリメートル)		管理責任者	用途	項	ひな形	書体	寸法 (ミリメートル)		管理責任者	用途
			縦	横						縦	横		
1～5 省略													
6	愛媛県公安委員会印	かい書	10	10	少年課長 生活環境課長 組織犯罪対策課長 交通指導課長 警察署長	1 少年指導委員証の作成用 2 省略 3 省略 4 省略 5 省略 6 省略 7 省略 8 省略 9 省略 10 暴力団事務所の立入りに係る身分証明書の作成用 11 知事指定薬物又はその疑いがある物品（以下「知事指定薬物等」という。）の貯蔵者等の店舗その他の必要な場所の立入りに係る身分証明書の作成用 12 省略 13 省略	6	愛媛県公安委員会印	かい書	10	10	生活環境課長 交通指導課長 警察署長	1 省略 2 省略 3 省略 4 省略 5 省略 6 省略 7 省略 8 省略 9 省略 10 省略

7・ 8 省略							少年課長 生活環境課長 組織犯罪対策課長 交通指導課長 運転免許課長 警察署長	1 少年指導委員証作成プレス用 2 省略 3 省略 4 省略 5 省略 6 省略 7 省略 8 省略 9 省略 10 省略 11 探偵業者の営業所の立入りに係る身分証明書作成プレス用 12 暴力団事務所の立入りに係る身分証明書作成プレス用 13 知事指定薬物等の貯蔵者等の店舗その他必要な場所の立入りに係る身分証明書作成プレス用 14 省略 15 省略 16 省略 17 省略		
9	公安愛媛県委員会	かい 書	18	28						
10・ 11 省略										

注 省略
2 省略

7・ 8 省略							生活環境課長 交通指導課長 運転免許課長 警察署長	1 省略 2 省略 3 省略 4 省略 5 省略 6 省略 7 省略 8 省略 9 省略		
9	公安愛媛県委員会	かい 書	18	28						
10・ 11 省略									10 省略 11 省略 12 省略 13 省略	

注 省略
2 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第30号

選挙運動に関する収支報告書の閲覧に関する規程（平成20年3月愛媛県選挙管理委員会告示第17号）の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年4月1日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

選挙運動に関する収支報告書の閲覧に関する規程の一部を改正する規程

選挙運動に関する収支報告書の閲覧に関する規程（平成20年3月愛媛県選挙管理委員会告示第17号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>（閲覧所）</p> <p>第2条 報告書を閲覧に供するため、次の表に掲げる場所に閲覧所を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県選挙管理委員会事務局（愛媛県総務部総務管理局市町振興課内）</td> <td style="width: 50%;">1 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県選挙管理委員会事務局（愛媛県総務部管理局市町振興課内）</td> </tr> <tr> <td>2～4 省略</td> <td>2～4 省略</td> </tr> </table> <p>2 省略</p>	1 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県選挙管理委員会事務局（愛媛県総務部総務管理局市町振興課内）	1 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県選挙管理委員会事務局（愛媛県総務部管理局市町振興課内）	2～4 省略	2～4 省略	<p>（閲覧所）</p> <p>第2条 報告書を閲覧に供するため、次の表に掲げる場所に閲覧所を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県選挙管理委員会事務局（愛媛県総務部総務管理局市町振興課内）</td> <td style="width: 50%;">1 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県選挙管理委員会事務局（愛媛県総務部管理局市町振興課内）</td> </tr> <tr> <td>2～4 省略</td> <td>2～4 省略</td> </tr> </table> <p>2 省略</p>	1 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県選挙管理委員会事務局（愛媛県総務部総務管理局市町振興課内）	1 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県選挙管理委員会事務局（愛媛県総務部管理局市町振興課内）	2～4 省略	2～4 省略
1 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県選挙管理委員会事務局（愛媛県総務部総務管理局市町振興課内）	1 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県選挙管理委員会事務局（愛媛県総務部管理局市町振興課内）								
2～4 省略	2～4 省略								
1 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県選挙管理委員会事務局（愛媛県総務部総務管理局市町振興課内）	1 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県選挙管理委員会事務局（愛媛県総務部管理局市町振興課内）								
2～4 省略	2～4 省略								

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第3号

愛媛県公営企業組織規程等の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成27年4月1日

愛媛県公営企業管理者 俊 野 健 治

愛媛県公営企業組織規程等の一部を改正する管理規程

（愛媛県公営企業組織規程の一部改正）

第1条 愛媛県公営企業組織規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>（公営企業管理局）</p> <p>第3条 公営企業管理局に総務課、発電工水課及び県立病院課を置き、その分掌を次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>県立病院課</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) <u>愛媛県立中央病院運営事業</u> に関すること。</p> <p>(8) 省略</p> <p>（係の設置）</p> <p>第4条 課 _____ に係を置き、係の名称は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 20%;">課</th> <th style="width: 80%;">係の名称</th> </tr> <tr> <td>総務課</td> <td>総務企画係 _____、財産管理係</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立病院課</td> <td>管理係、企画係、指導係、施設係</td> </tr> </table>	課	係の名称	総務課	総務企画係 _____、財産管理係	省略		県立病院課	管理係、企画係、指導係、施設係	<p>（公営企業管理局）</p> <p>第3条 公営企業管理局に総務課、発電工水課及び県立病院課を置き、その分掌を次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>県立病院課</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) <u>愛媛県立中央病院整備運営事業</u> に関すること。</p> <p>(8) 省略</p> <p><u>2 県立病院課に新中央病院整備室を置き、前項の表県立病院課の項第7号の事務を分掌する。</u></p> <p>（係の設置）</p> <p>第4条 課 <u>及び室</u> に係を置き、係の名称は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 20%;">課</th> <th style="width: 80%;">係の名称</th> </tr> <tr> <td>総務課</td> <td>総務企画係、<u>予算係</u>、出納決算係、財産管理係</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立病院課</td> <td>管理係、企画係、指導係 _____</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>新中央病院整備室</u> 事業管理係、運営企画係</td> </tr> </table>	課	係の名称	総務課	総務企画係、 <u>予算係</u> 、出納決算係、財産管理係	省略		県立病院課	管理係、企画係、指導係 _____		<u>新中央病院整備室</u> 事業管理係、運営企画係
課	係の名称																		
総務課	総務企画係 _____、財産管理係																		
省略																			
県立病院課	管理係、企画係、指導係、施設係																		
課	係の名称																		
総務課	総務企画係、 <u>予算係</u> 、出納決算係、財産管理係																		
省略																			
県立病院課	管理係、企画係、指導係 _____																		
	<u>新中央病院整備室</u> 事業管理係、運営企画係																		

2 省略

(職の設置)

第5条 本局に次の表の左欄に掲げる職を置き、当該職を命ぜられた者は、それぞれ上司の命を受けて当該右欄に掲げる職務に従事する。ただし、局付、参事、技幹、副参事、課付、専門員、担当係長及び主任については、業務の状況により置かないことができる。

Table with 2 columns: 職 (Position) and 職務 (Duties). Rows include 省略 (Omission), 主幹 (Chief), and another 省略 (Omission).

2 省略

別表第1 (第6条関係)

Table with 3 columns: 名称 (Name), 位置 (Location), 所管業務 (Managed Business). Details for 愛媛県松山発電工水管理事務所 in 松山市.

別表第4 (第12条関係)

Table with 2 columns: 病院 (Hospital) and 診療科 (Medical Department). Lists departments for 愛媛県立新居浜病院.

2 省略

(職の設置)

第5条 本局に次の表の左欄に掲げる職を置き、当該職を命ぜられた者は、それぞれ上司の命を受けて当該右欄に掲げる職務に従事する。ただし、局付、参事、技幹、副参事、課付、専門員、担当係長及び主任については、業務の状況により置かないことができる。

Table with 2 columns: 職 (Position) and 職務 (Duties). Rows include 省略 (Omission), 室長 (Chief), 主幹 (Chief), and another 省略 (Omission).

2 省略

別表第1 (第6条関係)

Table with 3 columns: 名称 (Name), 位置 (Location), 所管業務 (Managed Business). Details for 愛媛県松山発電工水管理事務所 in 松山市.

別表第4 (第12条関係)

Table with 2 columns: 病院 (Hospital) and 診療科 (Medical Department). Lists departments for 愛媛県立新居浜病院.

(愛媛県公営企業処務規程の一部改正)

第2条 愛媛県公営企業処務規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Comparison table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). Shows changes to Article 4 regarding decision-making authority.

(愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第3条 愛媛県企業職員の給与に関する規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1行政職給料表の項6級の欄中「本局室長」を削る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第2（第5条関係） 管理職手当の支給を受ける者の範囲及び区分		別表第2（第5条関係） 管理職手当の支給を受ける者の範囲及び区分	
公 職	区 分	公 職	区 分
省略		省略	
省略	3 種	省略 本局室長	3 種
省略		省略	
省略		省略	

（愛媛県立病院の診療科目を定める管理規程の一部改正）

第4条 愛媛県立病院の診療科目を定める管理規程（平成25年愛媛県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
愛媛県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年愛媛県条例第37号。以下「条例」という。）第3条第2項第4号の表の各項の管理者が定める診療科は、次の表に掲げるとおりとする。		愛媛県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年愛媛県条例第37号。以下「条例」という。）第3条第2項第4号の表の各項の管理者が定める診療科は、次の表に掲げるとおりとする。	
1～3 省略		1～3 省略	
4 条例第3条第2項第4号の表愛媛県立新居浜病院の項の管理者が定める診療科	呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、血液内科、糖尿病・内分泌内科、消化器外科、リハビリテーション科、救急科	4 条例第3条第2項第4号の表愛媛県立新居浜病院の項の管理者が定める診療科	呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、血液内科、糖尿病・内分泌内科、消化器外科、リハビリテーション科_____

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

公営企業訓令

○愛媛県公営企業訓令第1号

公営企業管理局

愛媛県公営企業公印規則等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年4月1日

愛媛県公営企業管理者 俊野健治

愛媛県公営企業公印規則等の一部を改正する訓令

（愛媛県公営企業公印規則の一部改正）

第1条 愛媛県公営企業公印規則（昭和46年愛媛県公営企業訓令第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
公 印 の 種 類	寸 法 方（ミリメートル）	保管場所	公 印 の 種 類	寸 法 方（ミリメートル）	保管場所
庁印			庁印		
省略			省略		
省略			本局の室印	30	//
職印			省略		
			職印		

省略			省略		
省略			本局の室長印	21	〃
省略			省略		

(愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部改正)

第2条 愛媛県公営企業管理局事務決裁規則(昭和63年愛媛県公営企業訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前																																																																																		
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 専決 局長、課長_____、課長補佐又は主幹が、常時、管理者に代わつて特に定められた範囲の事務の処理について意思の決定を行うことをいう。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(代決者)</p> <p>第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">決裁者</th> <th colspan="2">代決者</th> </tr> <tr> <th>第1次代決者</th> <th>第2次代決者</th> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					決裁者	代決者		第1次代決者	第2次代決者	省略						省略			<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 専決 局長、課長、<u>室長</u>、課長補佐又は主幹が、常時、管理者に代わつて特に定められた範囲の事務の処理について意思の決定を行うことをいう。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(代決者)</p> <p>第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">決裁者</th> <th colspan="2">代決者</th> </tr> <tr> <th>第1次代決者</th> <th>第2次代決者</th> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>室長</td> <td>主幹</td> <td>室長が指定した職員</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					決裁者	代決者		第1次代決者	第2次代決者	省略			室長	主幹	室長が指定した職員	省略																																																				
決裁者	代決者																																																																																						
	第1次代決者	第2次代決者																																																																																					
省略																																																																																							
省略																																																																																							
決裁者	代決者																																																																																						
	第1次代決者	第2次代決者																																																																																					
省略																																																																																							
室長	主幹	室長が指定した職員																																																																																					
省略																																																																																							
<p>2 省略</p> <p>別表第1(第4条関係) 管理者の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">事務の種類</th> <th rowspan="3">事 項</th> <th colspan="3">決裁区分</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">管理者</th> <th colspan="2">専決者</th> </tr> <tr> <th>局長</th> <th>課長</th> <th>主幹</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~4 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">5 組織及び人事管理に関する事務</td> <td>1 所属職員の事務の分担に関すること。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 主幹が担任する係又は<u>グループ</u>に属する職員の事務の分担の変更</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2~8 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6~10 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p> <p>別表第2(第4条関係) 管理者の権限に属する事務に係る特定決裁事項</p>					事務の種類	事 項	決裁区分			管理者	専決者		局長	課長	主幹	1~4 省略					5 組織及び人事管理に関する事務	1 所属職員の事務の分担に関すること。				(1) 省略				(2) 主幹が担任する係又は <u>グループ</u> に属する職員の事務の分担の変更				2~8 省略					6~10 省略					<p>2 省略</p> <p>別表第1(第4条関係) 管理者の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">事務の種類</th> <th rowspan="3">事 項</th> <th colspan="3">決裁区分</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">管理者</th> <th colspan="2">専決者</th> </tr> <tr> <th>局長</th> <th>課長</th> <th>主幹</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~4 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">5 組織及び人事管理に関する事務</td> <td>1 所属職員の事務の分担に関すること。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 主幹が担任する係_____ _____に属する職員の事務の分担の変更</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2~8 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6~10 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考1 室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「<u>室長</u>」とする。</p> <p>(1) 1の部3の項及び6の項(1)</p> <p>(2) 5の部5の項</p> <p>(3) 7の部4の項</p> <p>2 省略</p> <p>別表第2(第4条関係) 管理者の権限に属する事務に係る特定決裁事項</p>					事務の種類	事 項	決裁区分			管理者	専決者		局長	課長	主幹	1~4 省略					5 組織及び人事管理に関する事務	1 所属職員の事務の分担に関すること。				(1) 省略				(2) 主幹が担任する係_____ _____に属する職員の事務の分担の変更				2~8 省略					6~10 省略				
事務の種類	事 項	決裁区分																																																																																					
		管理者	専決者																																																																																				
			局長	課長	主幹																																																																																		
1~4 省略																																																																																							
5 組織及び人事管理に関する事務	1 所属職員の事務の分担に関すること。																																																																																						
	(1) 省略																																																																																						
	(2) 主幹が担任する係又は <u>グループ</u> に属する職員の事務の分担の変更																																																																																						
2~8 省略																																																																																							
6~10 省略																																																																																							
事務の種類	事 項	決裁区分																																																																																					
		管理者	専決者																																																																																				
			局長	課長	主幹																																																																																		
1~4 省略																																																																																							
5 組織及び人事管理に関する事務	1 所属職員の事務の分担に関すること。																																																																																						
	(1) 省略																																																																																						
	(2) 主幹が担任する係_____ _____に属する職員の事務の分担の変更																																																																																						
2~8 省略																																																																																							
6~10 省略																																																																																							

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分			
			管 理 者	専決者		
				局 長	課 長	主 幹
新 中 央 病 院 整 備 室	1 愛媛県立 中央病院整 備運営事業 に関する事 務	1 愛媛県立中央病院整備運 営事業の事業契約の履行に 関すること。				
		(1) 特に重要なもの	—			
		(2) 重要なもの		—		
		(3) 軽易なもの			—	

(愛媛県公営企業管理局予算班規程の一部改正)

第3条 愛媛県公営企業管理局予算班規程(平成7年公営企業訓令第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～5 省略</p> <p>6 公営企業管理局総務課財務グループ担当係長(管理者が 指定するものに限る。)</p> </div>	<p>別表(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～5 省略</p> <p>6 公営企業管理局総務課予算係長</p> </div>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。